

# 南会津町公共施設等総合管理計画

(改訂版)

令和5年3月

南 会 津 町



# 目次

序章	はじめに	1
1.	目的	1
2.	計画の対象範囲	2
(1)	対象範囲	2
(2)	施設の単位	3
(3)	作成にあたっての情報収集方法	3
(4)	対象数	3
3.	計画期間	3
第1章	人口等の現況と将来の見通し	4
1.	南会津町の概要	4
2.	人口の推移と今後の見通し	4
(1)	人口の推移	4
(2)	人口の現状と将来予測	8
3.	歳入・歳出の推移と財源の見込み	10
(1)	歳入の状況	10
(2)	歳出の状況	11
(3)	財政指標の状況	12
第2章	公共施設等の現状	15
1.	建築系公共施設の現状	15
(1)	公共施設等の保有状況	15
(2)	一人当たりの公共施設の延床面積	19
(3)	類似団体一人当たりの公共施設の延床面積	19
2.	建築、整備年代別の状況	22
(1)	建築系公共施設（ハコモノ）の状況	22
(2)	経過年数の状況	23
(3)	耐震改修の現況	26
3.	土木系公共施設（インフラ）の状況	29
4.	地域別公共施設の現状	38
(1)	地域別延床面積の現状	38
(2)	地域別一人当たり延床面積	42
5.	建築系公共施設保有状況の変遷等	43
(1)	過去に行った対策の実績	43
(2)	施設保有量の推移	43
(3)	有形固定資産減価償却率の推移	44

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等	46
1. 中長期的な経費の見込み額の算出方法について	46
2. 公共施設等の中長期的な経費の算出条件（耐用年数で単純更新する場合）	47
(1) 建築系公共施設における考え方	47
(2) インフラ資産における考え方	48
3. 公共施設等の中長期的な経費の算出条件（長寿命化等対策を実施する場合）	51
(1) 建築系公共施設における考え方	51
(2) インフラ資産における考え方	52
4. 公共施設等に対する投資的経費の見通し及び中長期的な経費の見込み	53
(1) 公共施設等の投資的経費の状況	53
(2) 公共建築物における過去の施設関連経費	54
(3) 公共施設等の中長期的な経費の見込み（耐用年数で単純更新する場合）	55
(4) 公共施設等の中長期的な経費の見込み（長寿命化等対策を実施する場合）	56
5. 長寿命化等の対策による将来コストの削減効果	57
第4章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	58
1. 現状や課題に関する基本認識	58
(1) 建築系公共施設の大規模改修・建替え等への対応	58
(2) 人口減少・少子高齢化社会への対応	58
(3) 財政状況への対応	58
2. 上位・関連計画の方向性	59
(1) 第3次南会津町総合振興計画における方針	59
(2) 関連計画等における方針	60
3. 公共施設等の管理に関する基本的な方針	64
(1) 点検・診断等の実施方針	66
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	67
(3) 安全確保の実施方針	68
(4) 耐震化の実施方針	68
(5) 長寿命化の実施方針	69
(6) 複合化・集約化や廃止の推進方針	69
(7) ユニバーサルデザイン化の推進	70
(8) 地球温暖化対策の推進	70
(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	71
4. 建築系公共施設における施設用途ごとの基本的な方針	72
5. 建築系公共施設の縮減目標	75
(1) 延床面積に関する縮減目標	75
(2) トータルコストの縮減目標	75
6. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	76
(1) 全庁的な取組体制の構築	76
(2) 情報管理・共有のあり方	76
7. フォローアップの実施方針	77

# 序 章 はじめに

## 1. 目的



全国の地方自治体では、人口減少や少子高齢化の進行などにより、近年、地域社会を取り巻く社会構造や住民ニーズが大きく変化していることに加え、高度経済成長期に整備されてきた公共施設は、老朽化・耐震性不足に伴う施設の改修や更新の必要性が高まるという、大きな変革時期が到来しようとしています。

一方、財政面においては、義務的経費の増大に伴い財政が逼迫し、今後においても生産年齢人口の減少に伴う税収不足が懸念されています。そのため、公共施設の維持管理にあたっては、その方針を大きく転換させる必要性が高まっています。

本町においても、少子高齢化等の進行による町の構造変化等を背景に、老朽化した公共施設の維持管理経費の増嵩が課題となっています。

本計画は、こうした背景を踏まえつつ、町が保有・管理する公共施設の調査・分析と、中長期的なメンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減と予算の平準化や、施設の再配置や統廃合、複合化及びさらなる有効活用、民間活力の活用、管理経費の削減など、公共施設の維持管理・更新等の最適化を図ることを目的として基本方針を定める計画です。

また、各施設においては公共施設等総合管理計画による施設方針等を踏まえた「個別施設計画」の策定が進んでいます。

今回、個別施設計画における目的や考え方を踏まえ、現段階の進捗状況による見直しや、長期的な視点で公共施設等の管理・運営を進めるために本計画を改訂することとします。

## 2. 計画の対象範囲



### (1) 対象範囲

本計画の対象施設は、南会津町が保有・管理する全ての公共施設等（建築系公共施設及び土木系公共施設）とします。

- ① 建築系公共施設（ハコモノ）
- ② 土木系公共施設（インフラ資産）

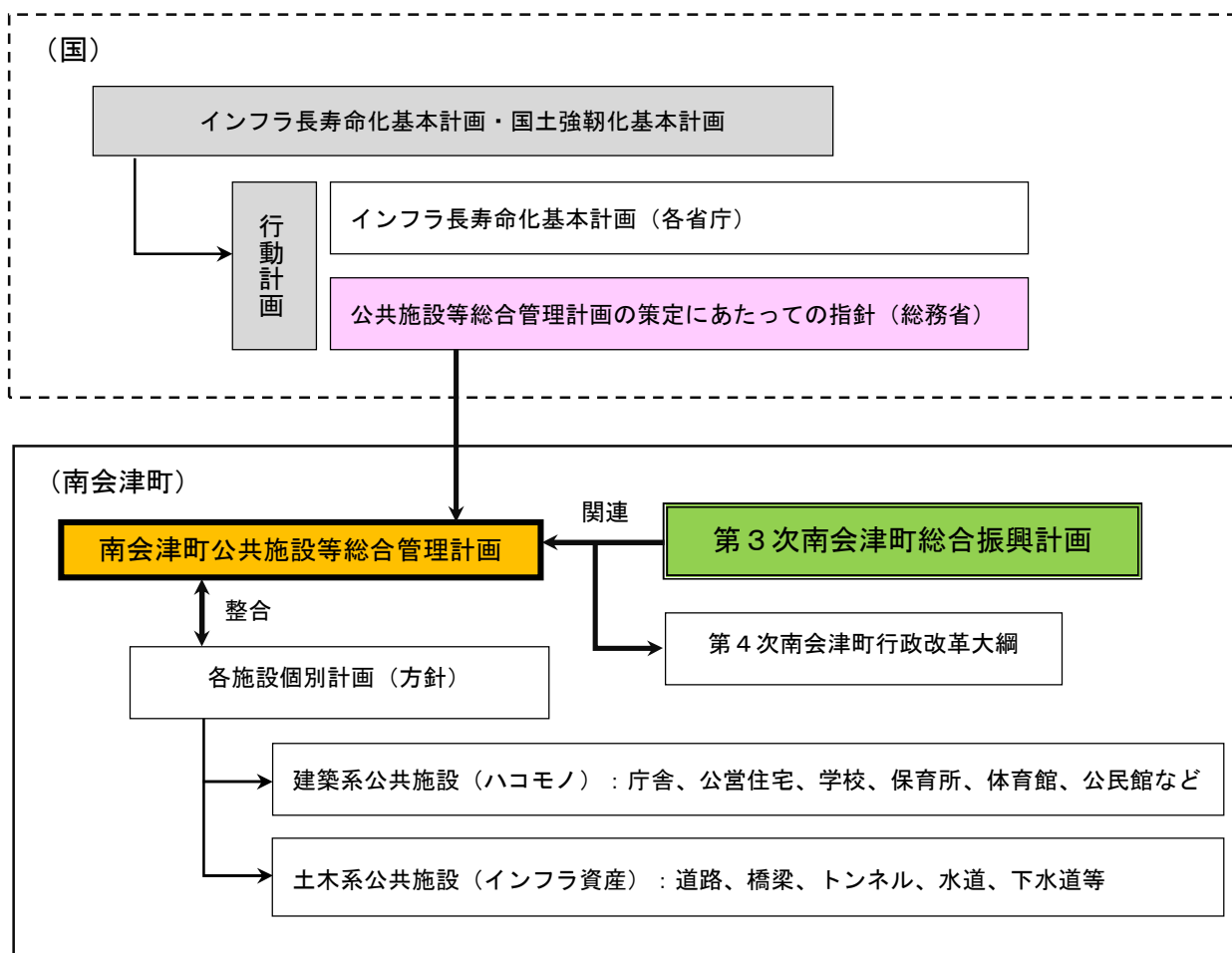


図1 関連計画

## (2) 施設の単位

建築系公共施設の分類・整理は、一つの施設で、棟別に数棟に区分される場合があります（例えば、〇〇小学校の校舎、体育館など）。

施設の集計単位は、施設ごとの棟別として、調査及び情報内容を整理しました。

## (3) 作成にあたっての情報収集方法

固定資産台帳等の資料、及び庁内各課に対する調査の回答結果に基づき、情報の収集整理を行いました。

## (4) 対象数

### ① 建築系公共施設（ハコモノ）

・建築系公共施設建物総数 : 802 棟（413 施設）

### ② 土木系公共施設（インフラ資産）

・道路（町道）延長 : 773,400 m  
・道路（林道）延長 : 363,346 m  
・道路（林道）延長 : 8,294 m  
・橋梁（町道） : 429 橋  
・橋梁（林道） : 80 橋  
・トンネル延長 : 663 m  
・水道管路延長 : 282,619 m  
・公共下水道管路延長 : 29,169 m  
・特定環境保全公共下水道管路延長 : 33,924 m  
・農業集落排水施設管路延長 : 35,475 m  
・林業集落排水施設管路延長 : 891 m

## 3. 計画期間



公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うためには、中長期的な視点に立つ必要があることから、本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和44年度（2062年度）までの40年間とします。

なお本計画は、財政状況や制度変更、社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じ適宜見直しを行います。現在までに、下記のとおり改訂を実施しています。

・第1回改訂 : 令和5年3月

# 第1章 人口等の現況と将来の見通し

## 1. 南会津町の概要

本町は、平成18年3月20日に田島町・館岩村・伊南村・南郷村が合併し、誕生しました。福島県の南西部に位置し、南会津郡の下郷町・只見町・檜枝岐村、大沼郡の昭和村に隣接し、南は栃木県那須塩原市・日光市に接しています。東西43km、南北38km、総面積886.47km<sup>2</sup>で、そのほとんどが森林で占められています。

地形は、越後山系から連なる帝釈山（標高2,059.6m）を最高峰に、四方を急峻な山に囲まれた山岳地帯で、役場庁舎の標高も550mとなっています。

河川は、荒海山を源とする阿賀野川水系と尾瀬を源とする伊南川水系の2つを有し、水系とその支流沿いに国道が5路線走り、集落が散在しています。

気候は、夏は朝夕しのぎやすい大陸型、冬は厳しい日本海型に属し、館岩・伊南・南郷地域は特別豪雪地帯に指定されています。

本町の歴史は古く、石器、土器の出土により縄文時代以前から先人の移住が知られています。鎌倉時代に長沼氏の所領として田島地域に嶋山城が築かれ、江戸時代には、館岩・伊南・南郷地域ともに幕府直轄「天領御蔵入」となり、その後も会津西街道の主要宿場町として栄えました。

## 2. 人口の推移と今後の見通し

### (1) 人口の推移

本町の人口・世帯数の状況を見ると、人口は、合併以前から減少傾向が続いており、世帯数は、平成12年までは概ね若干の増加傾向を示していましたが、平成17年以降は減少で推移しています。

令和2年の人口（国勢調査）は14,451人、世帯数5,879世帯で、1世帯当たり人員は2.46人となっています。平均世帯人員は減少傾向にあり、単身世帯の増加による世帯規模の縮小が見られています。

また、年齢別の人口構成からは、3区分のいずれも減少傾向となっているものの、構成比としては高齢者の割合が増加しており、全国的な動向と同様、本町においても少子高齢化が進んでいる様子があらわれています。



表1.2.1 人口・世帯数の推移

年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当 り人員(人)
昭和55年(1980年)	24,119	6,676	3.61
昭和60年(1985年)	23,288	6,646	3.50
平成2年(1990年)	22,548	6,670	3.38
平成7年(1995年)	22,059	6,882	3.21
平成12年(2000年)	21,095	6,892	3.06
平成17年(2005年)	19,870	6,809	2.92
平成22年(2010年)	17,864	6,493	2.75
平成27年(2015年)	16,264	6,236	2.61
令和2年(2020年)	14,451	5,879	2.46

資料：国勢調査

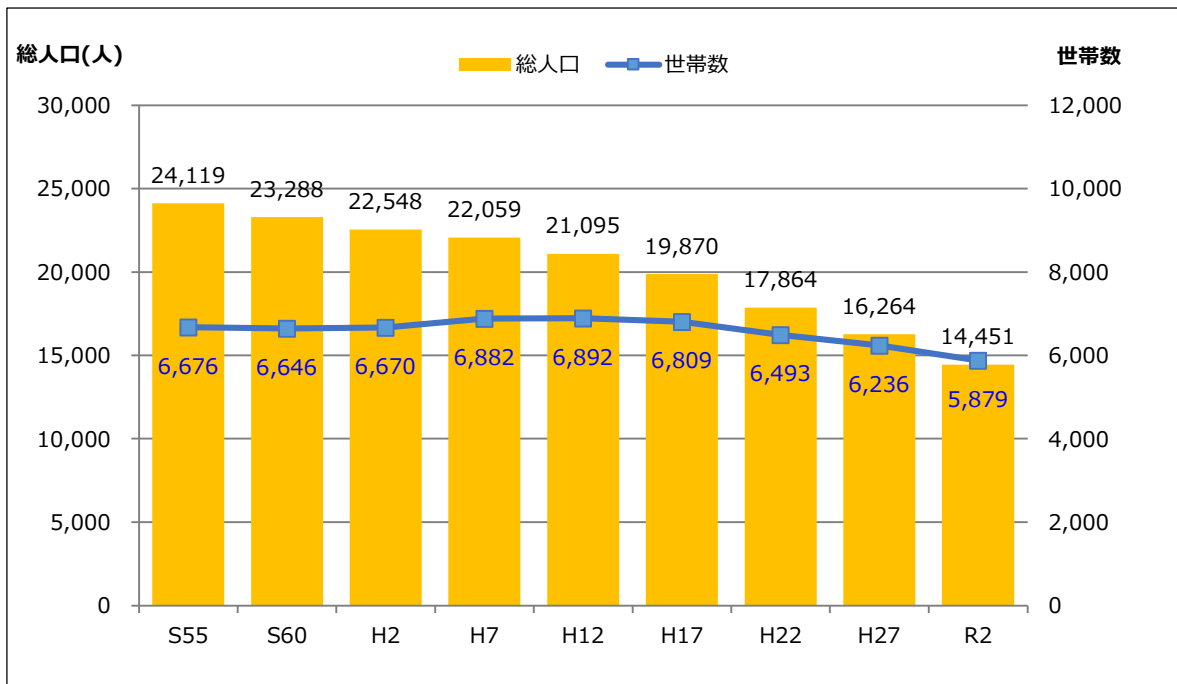


図1.2.1 人口・世帯数の推移

資料：国勢調査

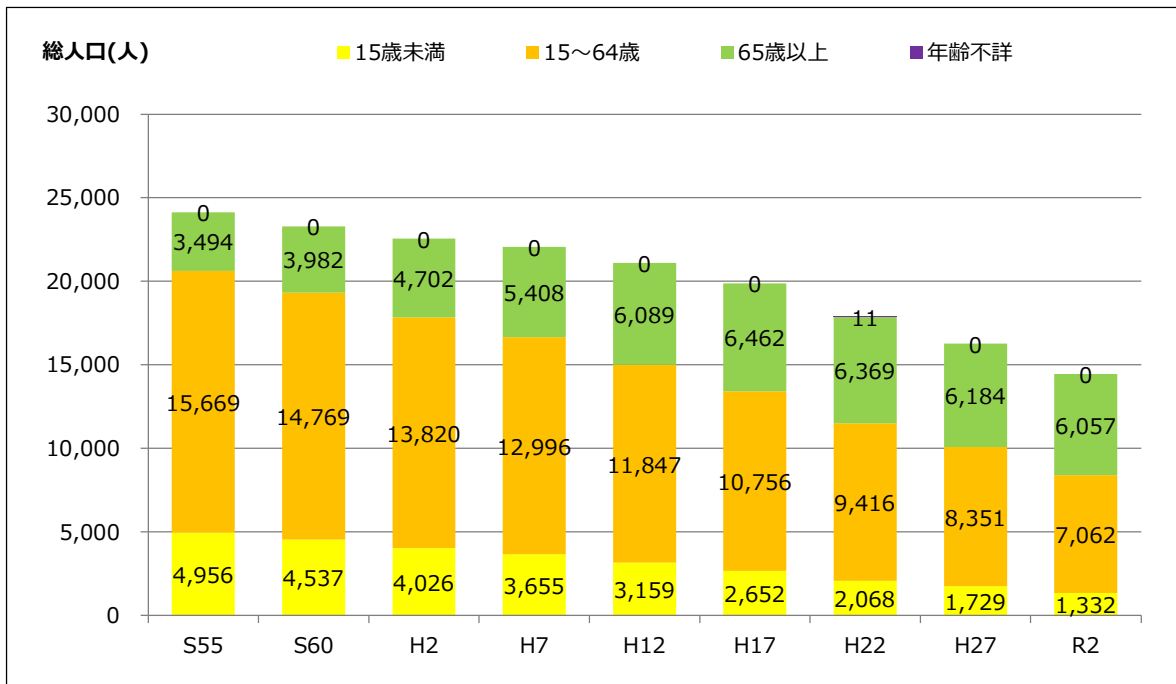


図1.2.2 年齢3区分別人口の推移

資料：国勢調査

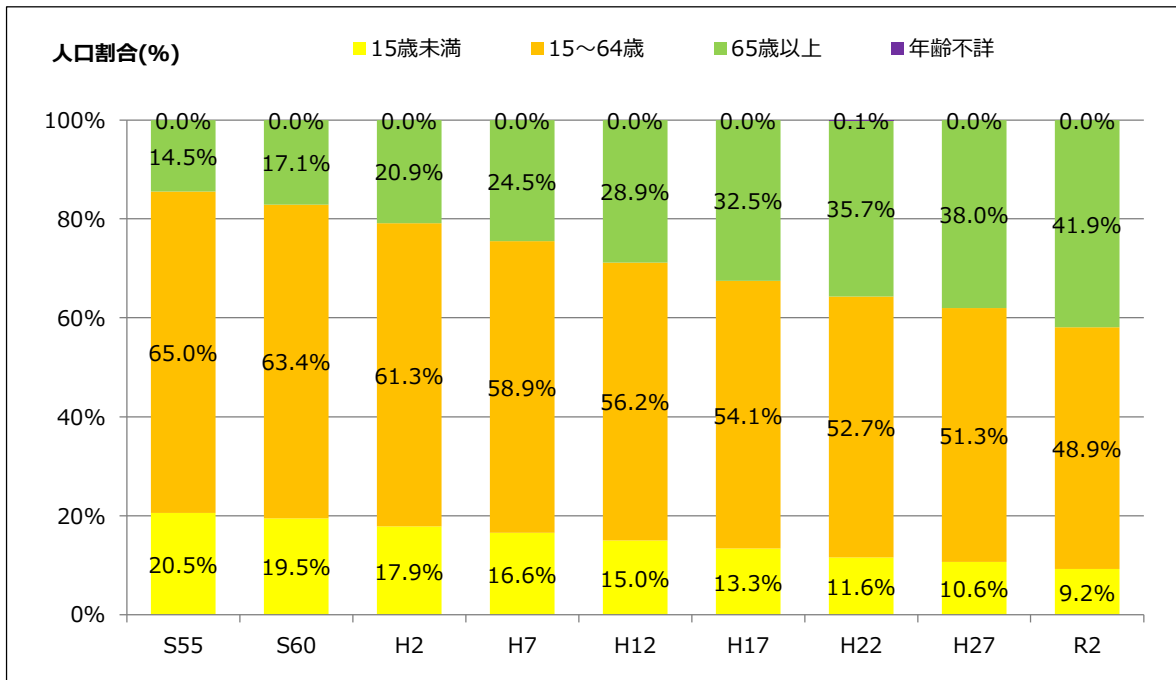


図1.2.3 年齢3区分別人口構成比の推移

資料：国勢調査

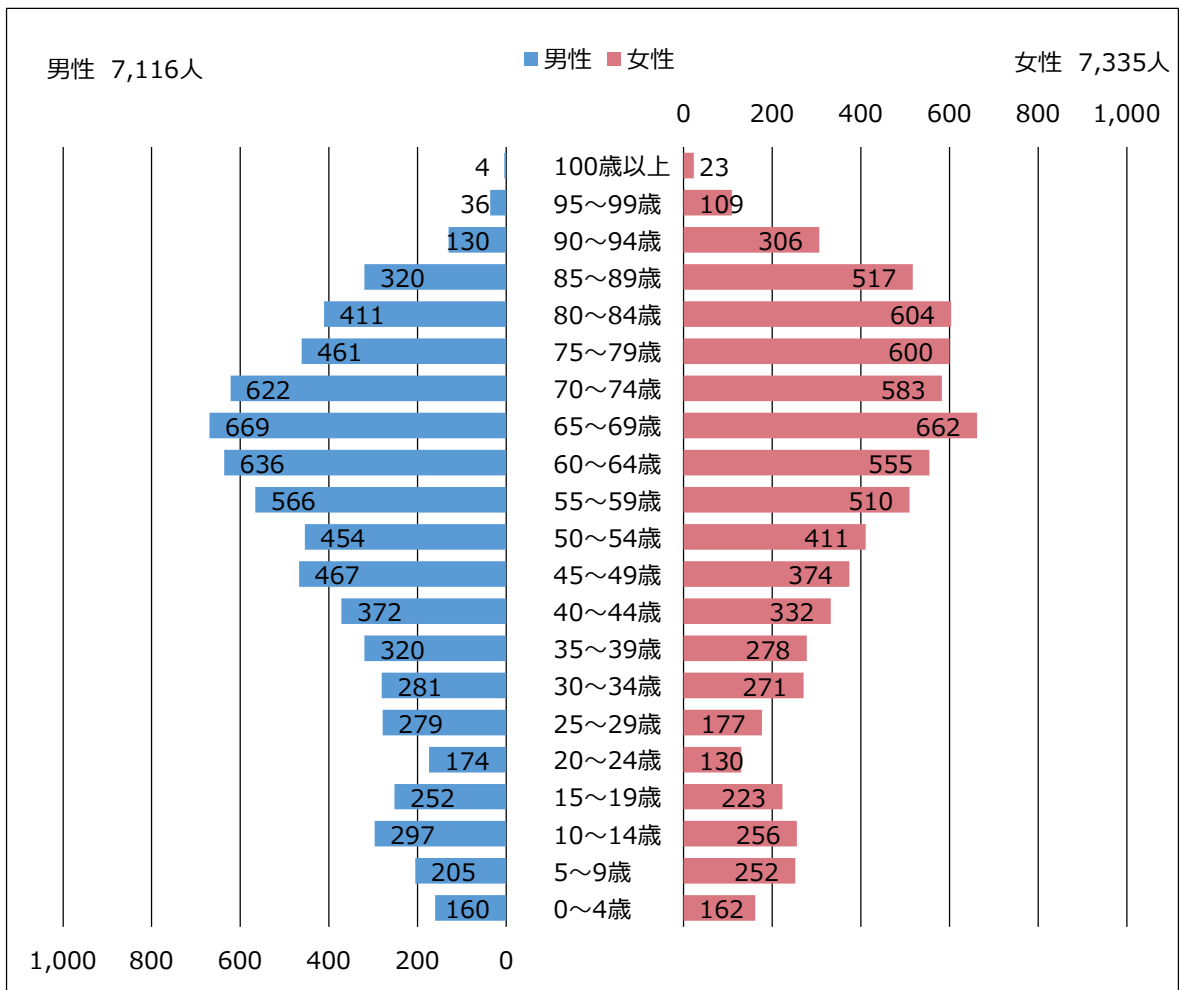


図1.2.4 年齢5歳階級別人口（令和2年）

資料：国勢調査

## (2) 人口の現状と将来予測

本町の人口は、昭和 30 (1955) 年の約 34,700 人をピークに年々減少し、令和 2 (2020) 年には、14,451 人まで減少しました。

さらに、現状の人口動態が今後も続いた場合、国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の推計方法を基に推計すると、令和 22 (2040) 年には、人口が 11,000 人を切り、令和 42 (2060) 年には 6,600 人程度まで減少すると予測されます。

表1.2.2 人口の現状と将来目標

内訳	年次	実績値		目標値							
		平成27 (2015)	令和2 (2020)	令和7 (2025)	令和12 (2030)	令和17 (2035)	令和22 (2040)	令和27 (2045)	令和32 (2050)	令和37 (2055)	令和42 (2060)
実数	総数	16,264	14,451	13,719	12,517	11,403	10,353	9,319	8,337	7,433	6,627
	15歳未満	1,730	1,332	1,193	1,043	947	863	793	724	656	577
	15～64歳	8,348	7,062	6,514	5,711	5,076	4,459	3,943	3,542	3,177	2,957
	65歳以上	6,185	6,057	6,012	5,763	5,380	5,031	4,583	4,071	3,600	3,093
構成比	総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	15歳未満	9.6%	9.2%	8.7%	8.3%	8.3%	8.3%	8.5%	8.7%	8.8%	8.7%
	15～64歳	49.3%	48.9%	47.5%	45.6%	44.5%	43.1%	42.3%	42.5%	42.7%	44.6%
	65歳以上	41.1%	41.9%	43.8%	46%	47.2%	48.6%	49.2%	48.8%	48.4%	46.7%

※令和2年までは国勢調査による実績値。令和7年以降は「南会津町人口ビジョン(改訂版)」に基づく目標値。

※端数処理の関係で、内訳の合計と総数値が一致しないことがあります。

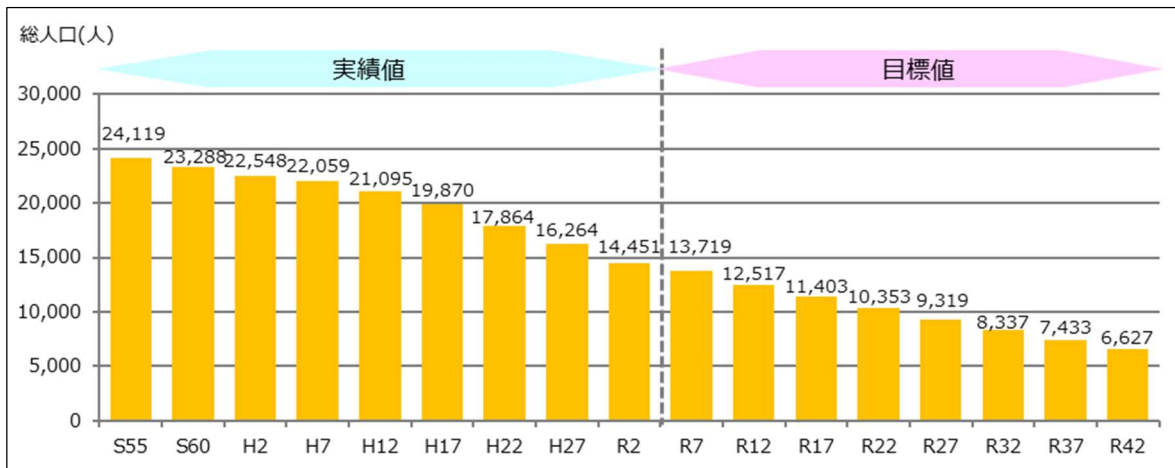


図1.2.5 人口の推移と将来目標（総人口）

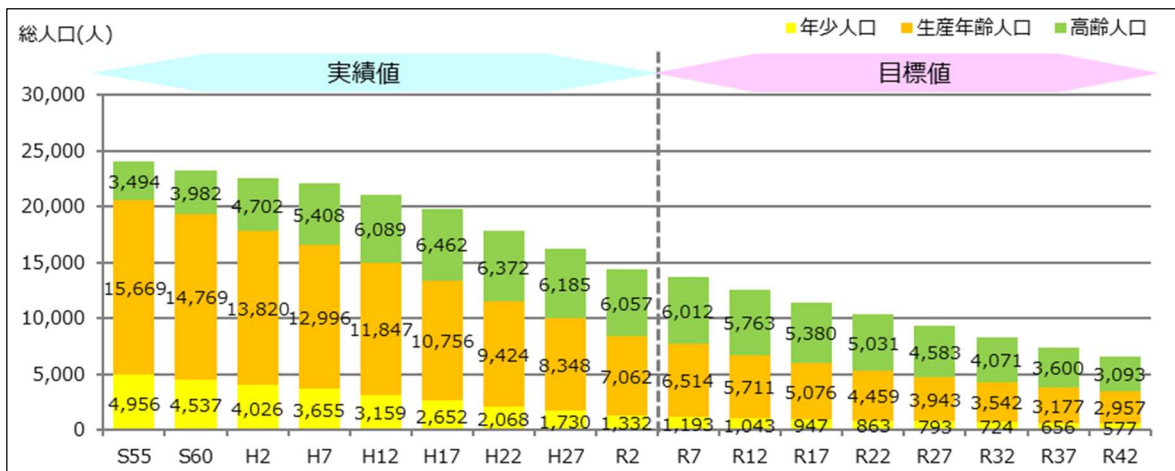


図1.2.6 人口の推移と将来目標（年齢3区分人口）

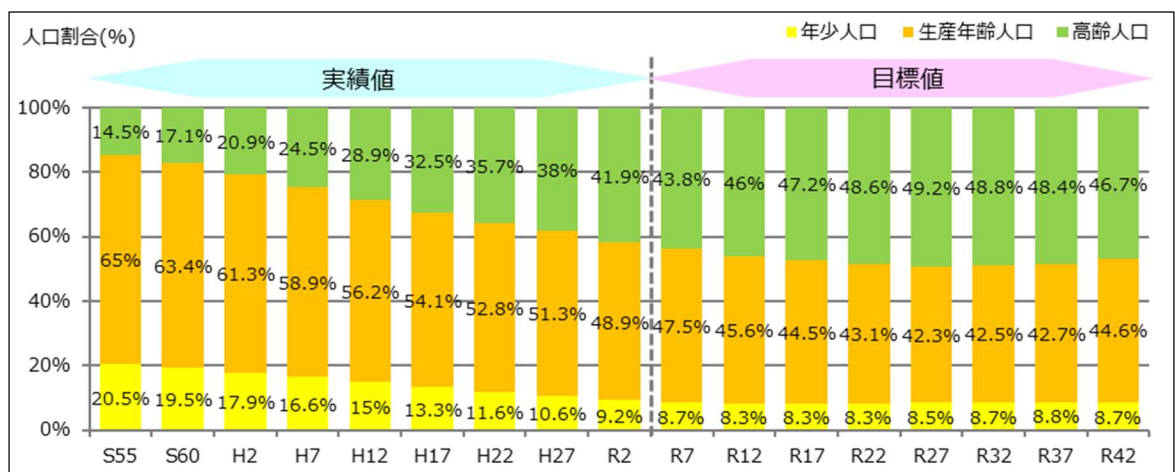


図1.2.7 人口の推移と将来目標（人口割合）

### 3. 歳入・歳出の推移と財源の見込み



#### (1) 歳入の状況

令和3年度の歳入は約143億円であり、前年度と比較すると歳入が減少の傾向にあります。今後は、生産年齢人口の減少に伴い地方税の確保が難しくなり、ますます交付税や国・県補助に頼らなければならなくなる懸念されます。

表1.3.1 歳入の推移 (百万円)

年度 内訳	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
地方税	1,567	1,615	1,583	1,573	1,582	1,532	1,582
交付税	7,471	6,976	6,514	6,444	6,402	6,338	6,825
国補助	1,120	1,281	1,196	803	879	3,152	1,866
県補助	1,143	1,168	946	771	958	1,162	818
地方債	1,909	1,319	1,790	1,671	1,753	2,450	1,514
譲与税	173	171	170	172	189	207	210
その他	1,883	2,651	2,229	2,371	1,861	2,445	1,470
歳入 計	15,266	15,182	14,428	13,804	13,624	17,286	14,285

資料：決算カード（総務省）

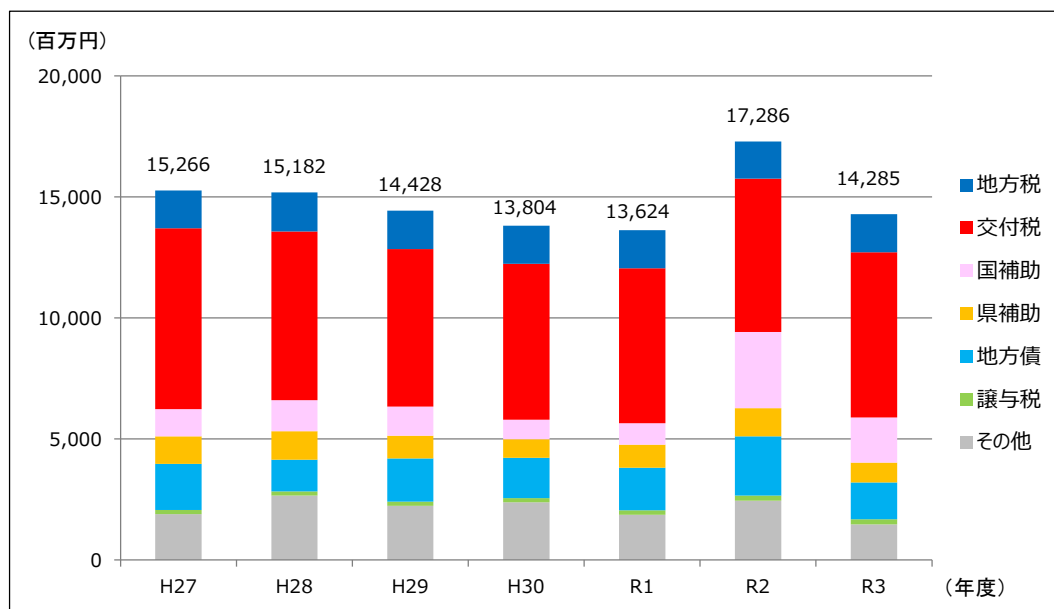


図1.3.1 歳入の推移

## (2) 歳出の状況

令和3年度の歳出は約139億円となっています。内訳をみると、補助費の占める割合が比較的高くなっています。今後は、高齢化等人口構造の変化による歳出拡大等も懸念されます。

表1.3.2 歳出の推移 (百万円)

年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
人件費	2,002	1,950	1,957	1,966	1,898	2,107	2,154
物件費	1,752	1,625	1,703	1,733	1,936	1,763	1,916
維補費	495	681	651	500	333	657	872
扶助費	887	1,065	955	971	991	952	1,265
補助費	2,138	1,853	2,023	1,977	2,535	4,213	2,396
公債費	1,692	1,593	1,568	1,605	1,591	1,546	1,549
繰出金	1,258	1,174	1,043	1,080	1,081	1,094	1,071
普通建設事業費等	3,329	3,597	3,839	2,996	2,426	3,574	2,205
その他	985	633	250	475	317	980	440
歳出 計	14,537	14,171	13,989	13,303	13,108	16,885	13,868

資料：決算カード（総務省）

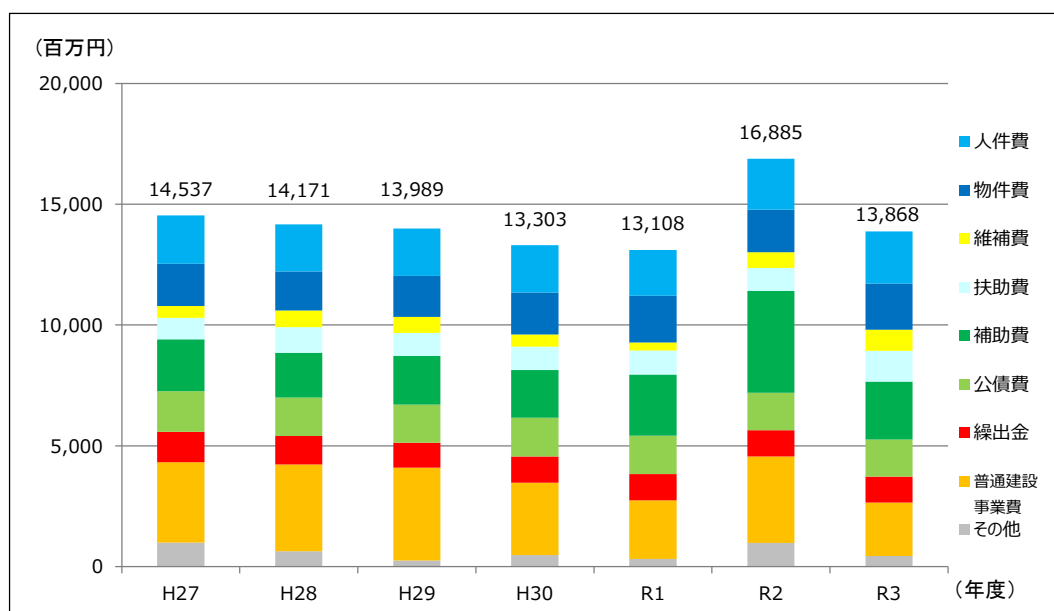


図1.3.2 歳出の推移

### (3) 財政指標の状況

平成 27 年度から令和 2 年度の地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）による本町の財政指標の状況は、下記のとおりとなっています。

表1.3.3 財政指標の推移

指標	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)
	財政力 指数	南会津町	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23
	福島県平均	0.45	0.46	0.46	0.47	0.48	0.47
経常収支 比率(%)	南会津町	83.9	85.9	89.7	90.8	88.7	90.3
	福島県平均	84.6	87.5	88.5	88.9	90.0	88.9
実質公債費 比率(%)	南会津町	6.1	5.2	5.3	5.2	5.3	5.4
	福島県平均	7.6	7.1	6.8	6.5	6.4	6.1
将来負担 比率(%)	南会津町	16.1	19.8	23.3	25.0	33.1	32.5
	福島県平均	2.6	—	—	—	—	—

資料：地方財政状況調査関係資料 地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

#### ①財政力指数

財政力指数は、令和 2 年度は0.23となっています。近年は横ばいで推移しており、県平均値を下回る状況となっています。

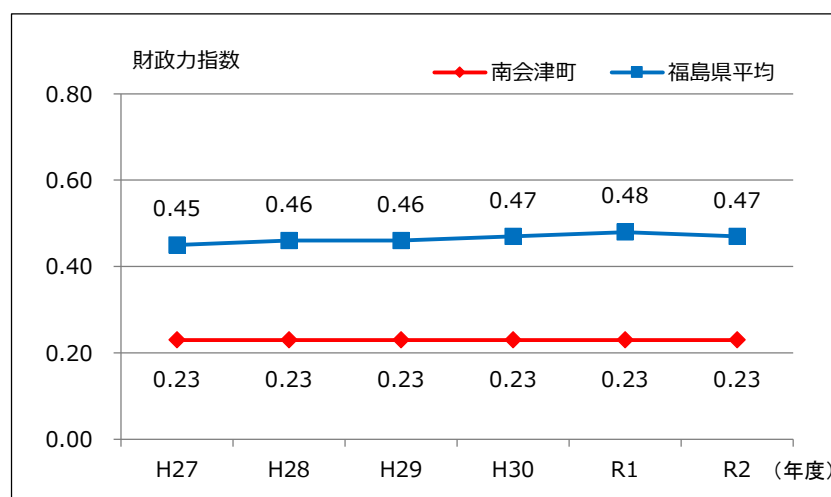


図1.3.3 財政力指数の推移

#### ◇財政力指数とは

地方公共団体が自力に必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となります。

毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去3年間の平均値です。



## ② 経常収支比率

経常収支比率は、令和2年度は90.3%となっています。ここ数年は増加傾向にあります。県平均値と比べると、本町ではやや高い値を示しています。

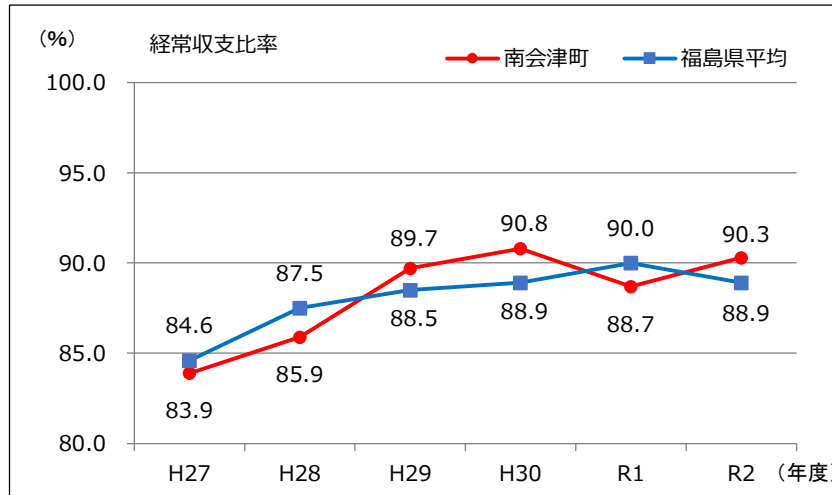


図1.3.4 経常収支比率の推移

### ◇ 経常収支比率とは

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。

財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、新たな行政需要等に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることとなります。

## ③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、令和2年度は5.4%となっています。ここ数年は5%から6%程度と概ね横ばい傾向で推移しており、県平均値をやや下回る水準となっています。

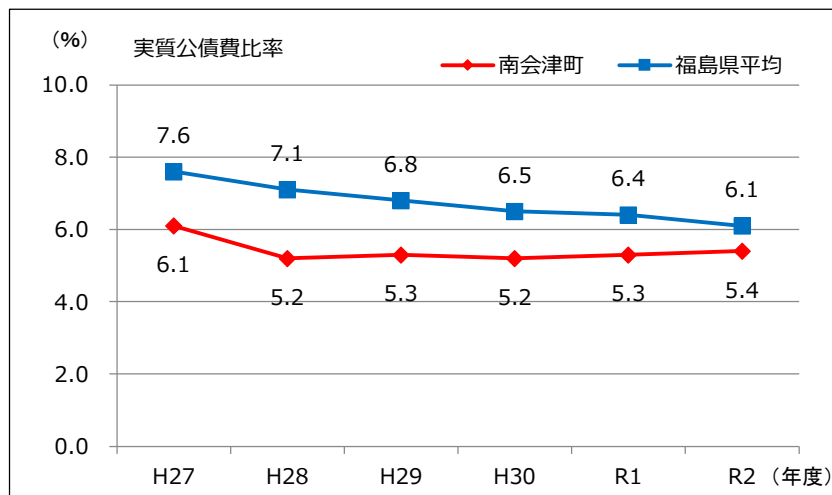


図1.3.5 実質公債費比率の推移

### ◇ 実質公債費比率とは

一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したものです。

元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。この比率が18%以上になると地方債の発行に県の許可が必要になり、また25%以上になると地方債の発行の一部が制限されることとなります。

#### ④将来負担比率

将来負担比率は年々増加傾向にあるため、適正規模の財政調整基金を確保するなど、将来に備える必要があります。

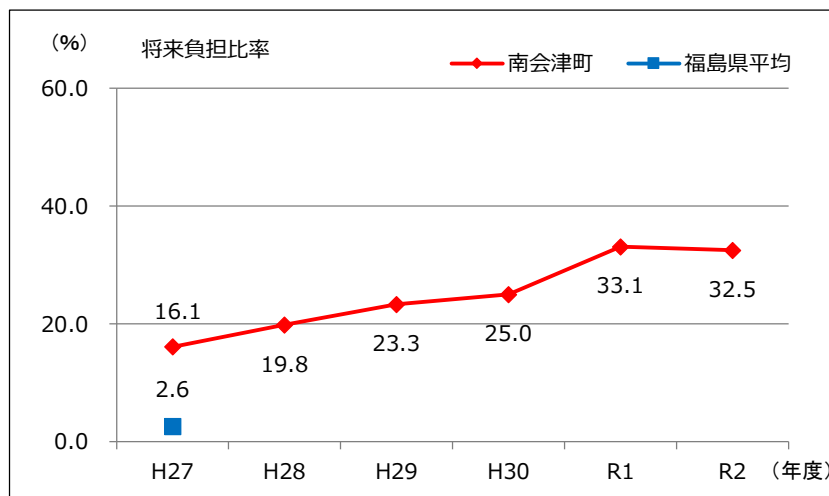


図1.3.6 将来負担比率の推移

#### ◇将来負担比率とは

一般会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもの。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

## 第2章 公共施設等の現状

### 1. 建築系公共施設の現状

#### (1) 公共施設等の保有状況

##### ①施設所管課へのヒアリング調査

データ収集にあたり、各施設所管課に対してヒアリングシートを用いて、公共施設等の現状及び施設の利用・収支状況等の調査を行い、資料収集とデータの整理を行いました。

##### ②対象施設の用途区分

本町の対象施設の用途区分については、下表のとおりです。

表2.1.1 用途区分

施設の用途		主な対象施設
1	行政系施設	南会津町役場、館岩総合支所、伊南総合支所、南郷総合支所、消防屯所、消防自動車車庫、消防ポンプ小屋、水防倉庫
2	町民文化系施設	集会所、公民館、生活改善センター、交流センター、林業研修センター
3	スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、武道館、町民プール、スキー場、ゴルフ場、地域交流センター、公園、キャンプ場、ホテル、会津田島祇園会館、ものづくり伝承館、会津高原星の郷ホテル、会津アストリアホテル
4	保健・福祉施設	保健センター、高齢者センター、健康交流センター、福祉ホール、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、高齢者生活福祉センター
5	医療施設	診療所、医療包括施設
6	学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食センター
7	社会教育系施設	交流館、博物館、資料館
8	子育て支援施設	幼稚園、保育所、児童クラブ
9	公営住宅	町営単独住宅、公営住宅
10	産業系施設	農業環境改善センター、農産物直売所、伊南林業総合センター、耐雪ハウス、除雪ステーション、農林水産物処理加工施設、水稻育苗センター、木材加工施設、揚水ポンプ施設、みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション
11	供給処理施設	浄水場、配水池、浄化センター、排水処理施設
12	その他	車庫・倉庫、教職員住宅、バス待合所、公衆便所、さゆり荘、旧小学校、旧中学校

### ③用途別公共施設の保有状況

本町の一般会計に属する公共施設の総棟数は802棟であり、延床面積の合計は約24万㎡となっています。

延床面積の割合を見ると、スポーツ・レクリエーション系施設が29.7%と最も多く、次いで、学校教育系施設が19.3%となっています。

用途別の施設保有状況については、下表のとおりとなっています。

表 2.1.2 用途別公共施設の保有状況

	施設の用途	棟数		延床面積	
		棟	割合 (%)	面積 (㎡)	割合 (%)
1	行政系施設	71	8.9	13,667.7	5.6
2	町民文化系施設	60	7.5	16,173.9	6.6
3	スポーツ・レクリエーション系施設	223	27.8	72,585.8	29.7
4	保健・福祉施設	15	1.9	7,711.9	3.2
5	医療施設	9	1.1	5,508.3	2.3
6	学校教育系施設	66	8.2	47,091.0	19.3
7	社会教育系施設	29	3.6	12,208.1	5.0
8	子育て支援施設	11	1.4	5,288.5	2.2
9	公営住宅	109	13.6	19,736.3	8.1
10	産業系施設	33	4.1	7,450.1	3.0
11	供給処理施設	69	8.6	7,795.7	3.2
12	その他	107	13.3	29,286.9	12.0
総計		802	100.0	244,504.2	100.0

※令和4年3月時点における施設保有量

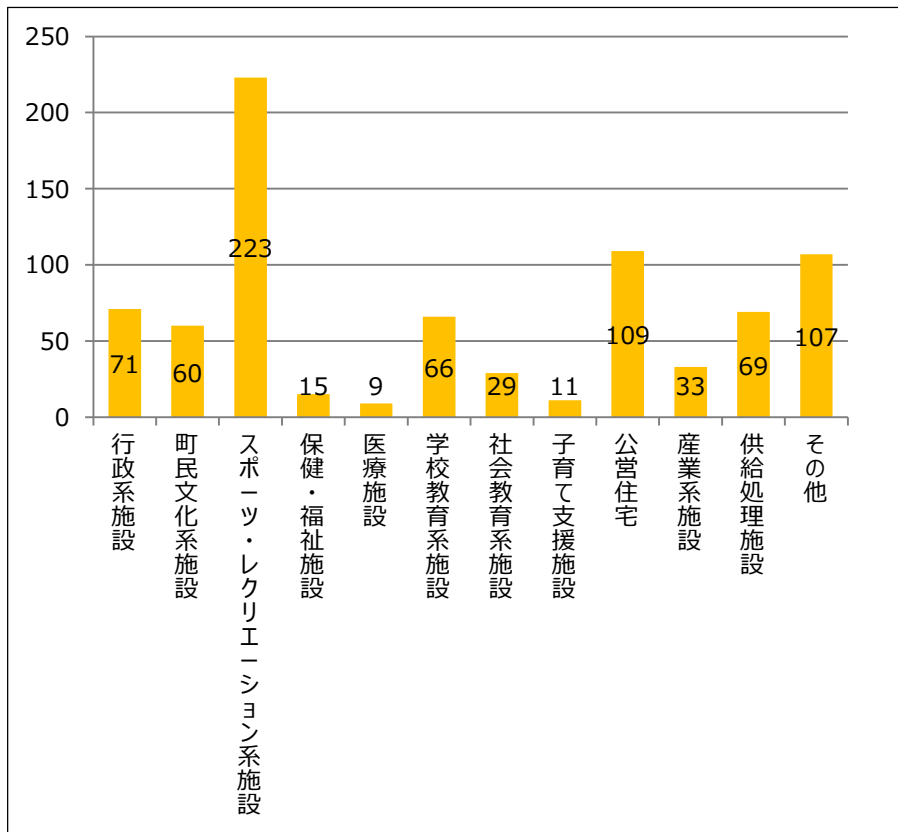


図 2.1.1 用途別公共施設の棟数

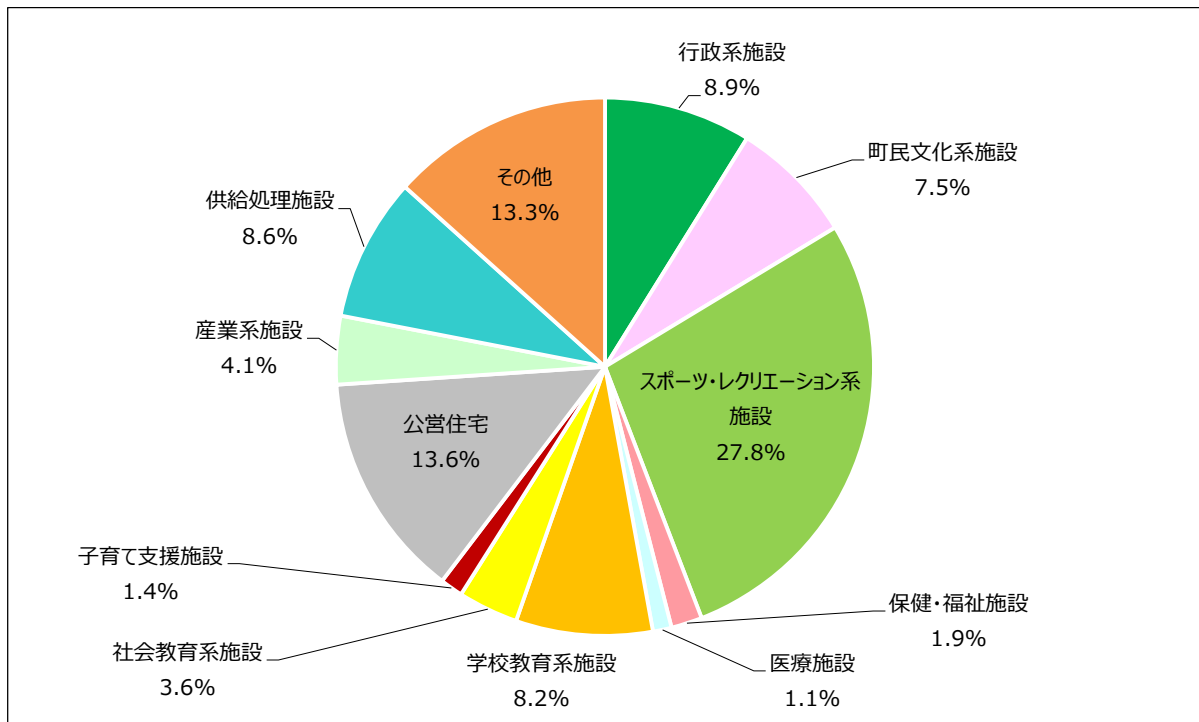


図 2.1.2 用途別公共施設の棟数割合

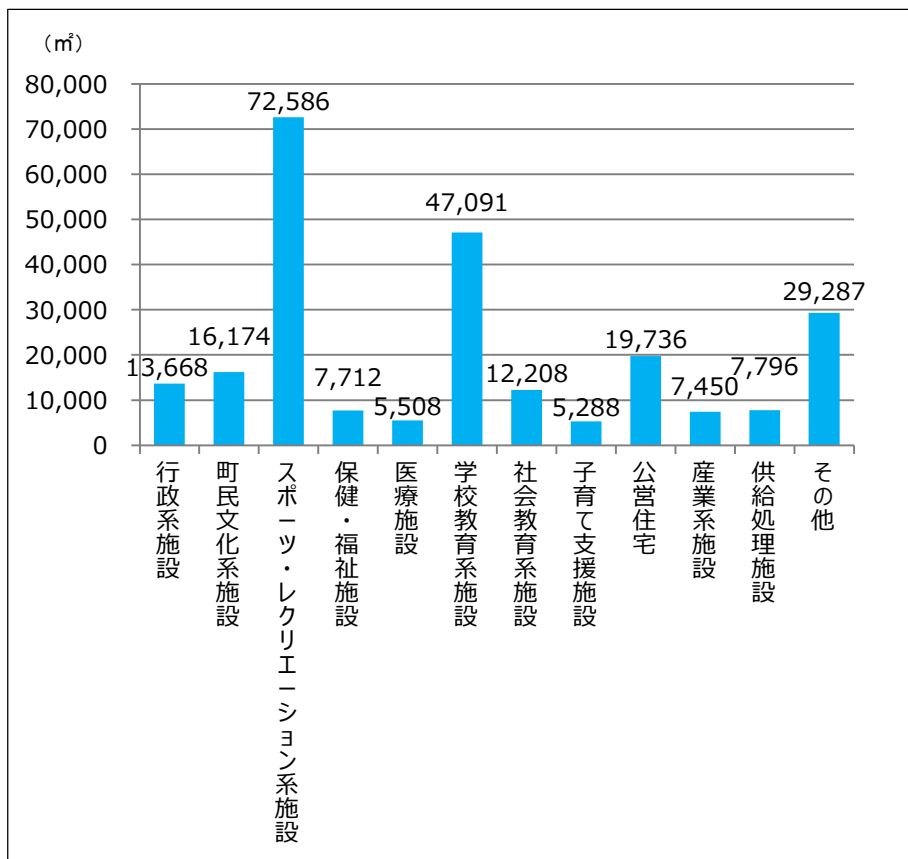


図 2.1.3 用途別公共施設の延床面積

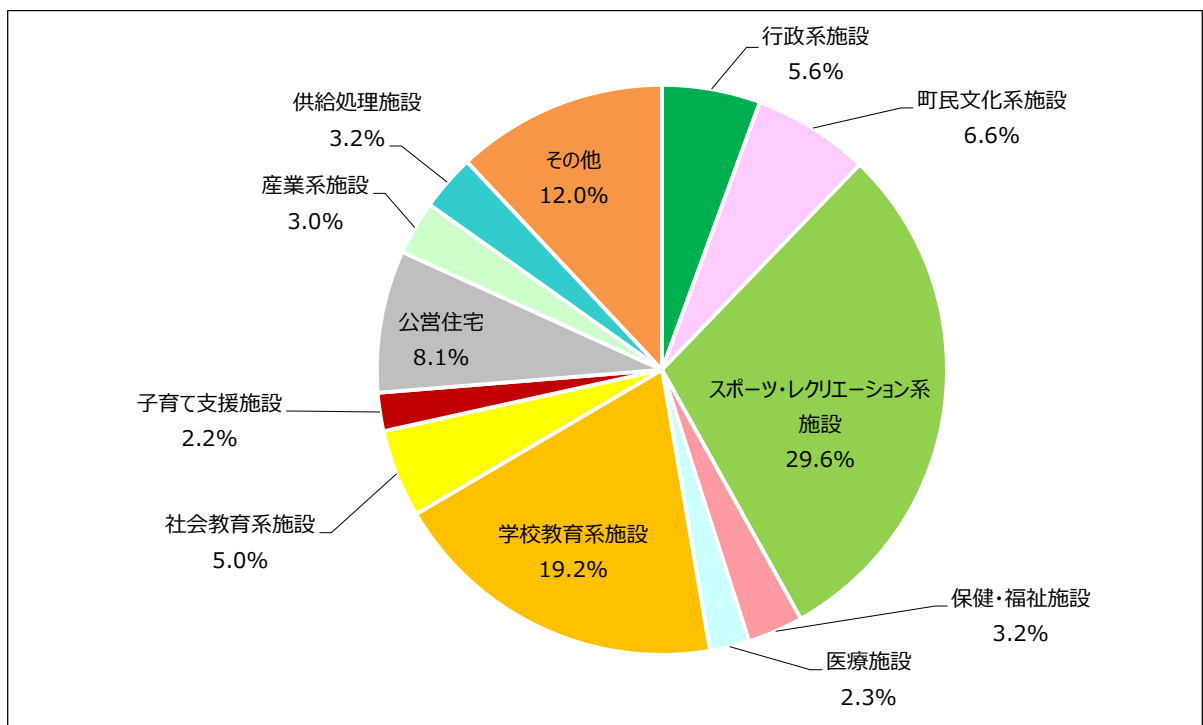


図 2.1.4 用途別公共施設の延床面積割合

## (2) 一人当たりの公共施設の延床面積

令和2年度における一人当たりの公共施設の延床面積は、16.92㎡/人となっています。

表2.1.3 用途別公共施設の一人当たりの延床面積

施設の用途		延床面積 (㎡)	一人当たり 延床面積 (㎡/人)
1	行政系施設	13,667.7	0.95
2	町民文化系施設	16,173.9	1.12
3	スポーツ・レクリエーション系施設	72,585.8	5.02
4	保健・福祉施設	7,711.9	0.53
5	医療施設	5,508.3	0.38
6	学校教育系施設	47,091.0	3.26
7	社会教育系施設	12,208.1	0.84
8	子育て支援施設	5,288.5	0.37
9	公営住宅	19,736.3	1.37
10	産業系施設	7,450.1	0.52
11	供給処理施設	7,795.7	0.54
12	その他	29,286.9	2.03
総計		244,504.2	16.92

※令和2年国勢調査人口 14,451人

## (3) 類似団体一人当たりの公共施設の延床面積

「公共施設状況調経年比較表・市町村経年比較表（令和2年度）」から、同等規模の自治体（類似団体）と比較すると、次の図表のとおりになっています。

表2.1.4 類似団体一覧

自治体名	類型 区分	人口 (R2国勢調査)	世帯数 (R2国勢調査)	産業構造 (R2国勢調査) (全就業人口に対する割合)		
				1次	2次	3次
青森県七戸町	町村 IV-1	14,556	5,424	20.4%	22.2%	57.4%
岩手県金ヶ崎町	町村 IV-1	15,535	5,895	13.9%	37.9%	48.2%
岩手県山田町	町村 IV-1	14,320	5,633	12.4%	29.5%	58.1%
宮城県涌谷町	町村 IV-1	15,388	5,430	14.1%	31.1%	54.8%
秋田県羽後町	町村 IV-1	13,825	4,648	16.6%	31.9%	51.5%
山形県河北町	町村 IV-1	17,641	5,914	10.7%	35.0%	54.3%
山形県川西町	町村 IV-1	14,558	4,434	16.4%	32.3%	51.3%
福島県南会津町	町村 IV-1	14,451	5,879	13.5%	26.2%	60.3%
福島県会津坂下町	町村 IV-1	15,068	5,293	14.4%	27.5%	58.1%
福島県矢吹町	町村 IV-1	17,287	6,068	12.0%	37.6%	50.4%
福島県石川町	町村 IV-1	14,644	5,185	10.1%	35.8%	54.1%
福島県三春町	町村 IV-1	17,018	5,967	6.8%	31.9%	61.3%

資料：地方財政状況調査関係資料 都道府県別類似団体区分一覧表（総務省）、国勢調査

本町と類似団体を比較すると、公共施設の延床面積、一人当たり延床面積ともに、他の類似団体に比べてかなり多くなっています。

表2.1.5 類似団体の公共施設の面積比較（参考値）

都道府県名	団体名	延床面積 (㎡)	人口 (R2 国勢調査)	一人当たり 延床面積 (㎡/人)
青森県	七戸町	120,525	14,556	8.3
岩手県	金ヶ崎町	69,552	15,535	4.5
岩手県	山田町	104,325	14,320	7.3
宮城県	涌谷町	90,392	15,388	5.9
秋田県	羽後町	138,931	13,825	10.0
山形県	河北町	88,222	17,641	5.0
山形県	川西町	87,853	14,558	6.0
福島県	南会津町	219,445	14,451	15.2
福島県	会津坂下町	75,241	15,068	5.0
福島県	矢吹町	91,405	17,287	5.3
福島県	石川町	75,257	14,644	5.1
福島県	三春町	112,659	17,018	6.6

資料：地方財政状況調査関係資料 公共施設状況調経年比較表（総務省）、国勢調査

※一人当たり延床面積は、公共施設状況調経年比較表（総務省）の令和2年度延床面積と令和2年国勢調査人口から算出しているため、本業務の調査結果（庁内所管課におけるヒアリング結果による延床面積から算出した一人当たりの延床面積）とは異なります。

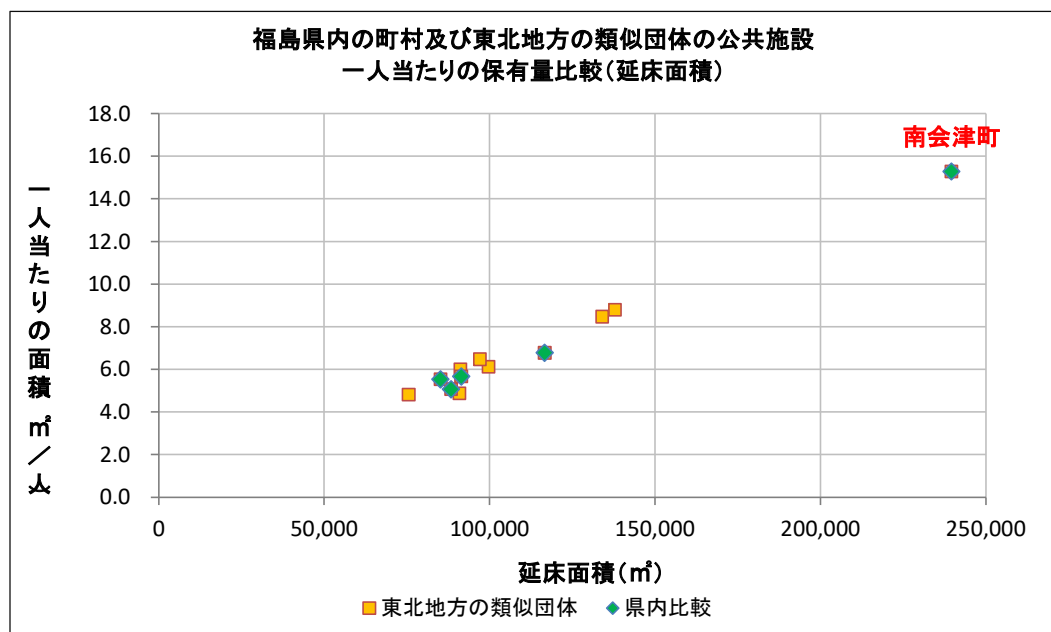


図2.1.5 類似団体の公共施設の面積比較（参考値）



表2.1.6 類似団体の主要公共施設の延床面積比較（参考値） (m<sup>2</sup>)

都道府県名	団体名	行政機関			公共用財産					その他	合計
		本庁舎	消防施設	その他行政機関	小学校	中学校	公営住宅	公園	その他公共用財産		
青森県	七戸町	2,598	957	4,764	15,518	14,594	16,754	6,773	58,567	-	120,525
岩手県	金ヶ崎町	7,307	1,158	3,105	11,742	6,643	3,230	6,283	30,084	-	69,552
岩手県	山田町	5,870	2,171	-	12,377	10,172	35,137	2,219	36,379	-	104,325
宮城県	涌谷町	6,725	8,471	-	14,878	8,781	16,147	415	34,975	-	90,392
秋田県	羽後町	4,836	759	2,008	7,302	16,981	13,830	1,493	91,722	-	138,931
山形県	河北町	4,168	499	681	27,824	10,865	10,662	508	33,015	-	88,222
山形県	川西町	8,788	1,880	21,917	24,551	7,818	3,052	849	18,998	-	87,853
福島県	南会津町	4,764	-	4,506	26,632	20,548	17,534	3,305	142,156	-	219,445
福島県	会津坂下	3,440	1,769	136	15,043	7,683	25,045	2,479	19,646	-	75,241
福島県	矢吹町	3,228	806	473	20,654	13,484	21,322	815	30,550	73	91,405
福島県	石川町	3,292	1,497	351	13,815	9,055	12,342	6,491	28,414	-	75,257
福島県	三春町	5,576	1,724	139	24,622	15,476	24,420	1,948	38,754	-	112,659

資料：地方財政状況調査関係資料 公共施設状況調経年比較表（総務省）

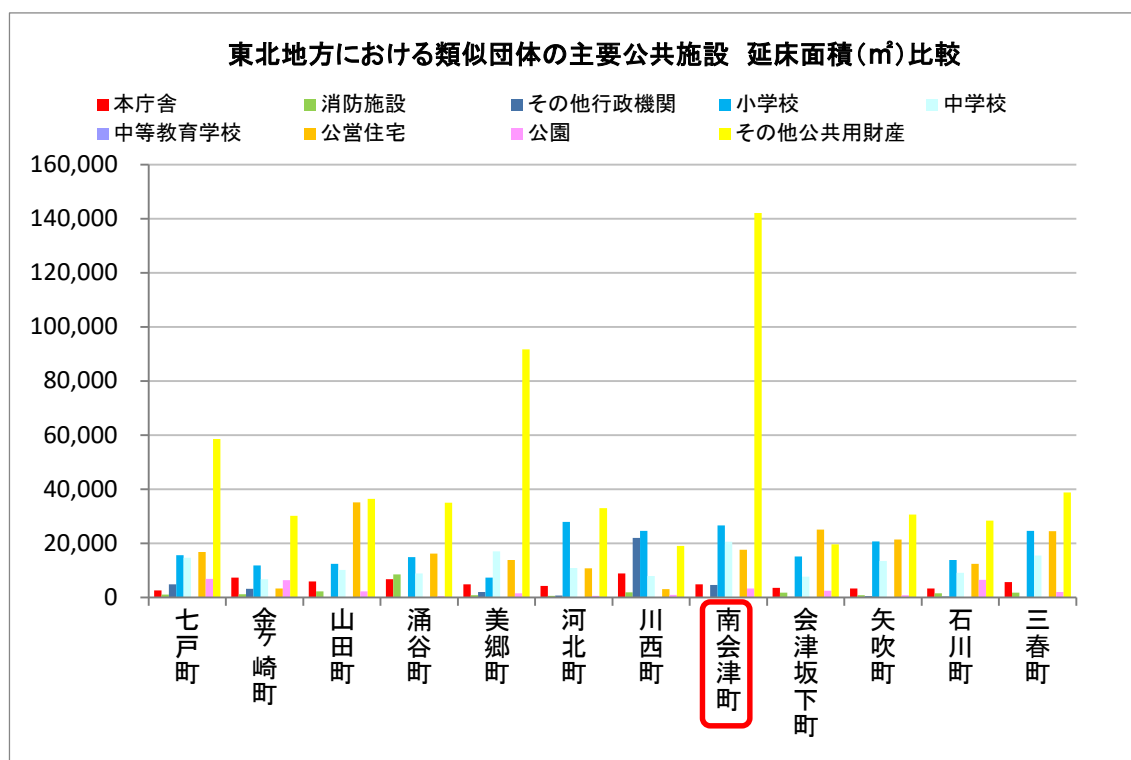


図2.1.6 類似団体の主要公共施設の延床面積比較（参考値）

※その他公共用財産としては、スキー場等のスポーツ・レクリエーション系、産業系施設（観光施設）が多くを占めています

## 2. 建築、整備年代別の状況



### (1) 建築系公共施設（ハコモノ）の状況

建築年度をみると、施設（延床面積）の多くは昭和50年代半ば頃と、平成に入ってしばらくの間に整備されたものが多くなっています。

年代の古い施設には学校教育系施設等が多く見られます。平成に入ってから、スポーツ・レクリエーション系施設が比較的多く整備されています。古い年代に整備された施設を主として、今後、大規模改修や建替えの必要性が高まると考えられ、計画的に対応していく必要があります。

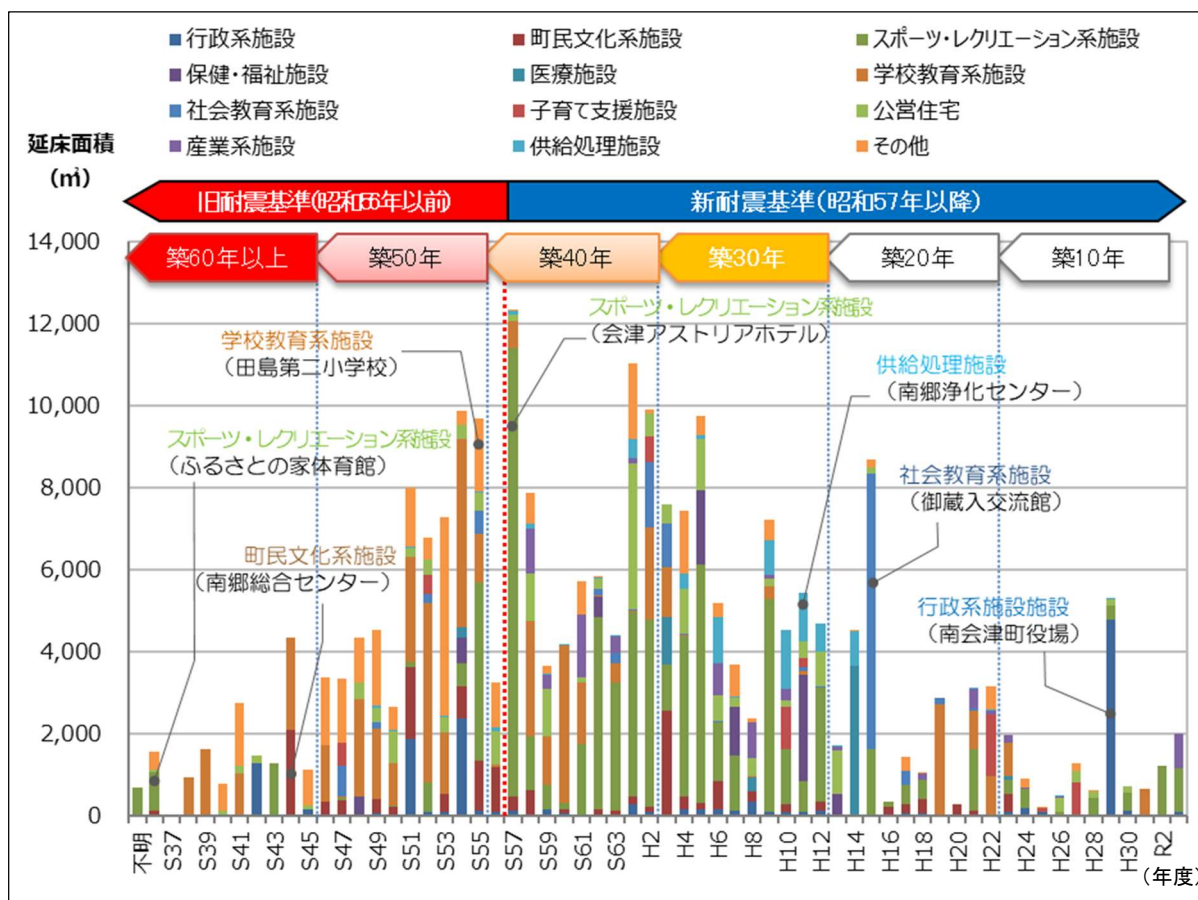


図2.2.1 建築年別公共施設の延床面積

## (2) 経過年数の状況

### ①用途別施設の経過年数の状況（棟数）

一般に、鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築30年程度が経過すると大規模改修が必要となり、築60年程度が経過すると建替えが必要になるといわれています。

本町においては、築31年以上経過する施設は437棟（54.5%）、内訳としてはスポーツ・レクリエーション系施設、学校教育系施設、公営住宅、その他が多く、築41年以上が経過する公共施設は全体の20.9%を占めています。

表2.2.1 用途別公共施設の経過年数の状況（棟数）

	施設の用途	棟数	築31年以上経過	割合(%)	築30年以下
1	行政系施設	71	29	40.8	42
2	町民文化系施設	60	40	66.7	20
3	スポーツ・レクリエーション系施設	223	96	43.0	127
4	保健・福祉施設	15	3	20.0	12
5	医療施設	9	3	33.3	6
6	学校教育系施設	66	57	86.4	9
7	社会教育系施設	29	17	58.6	12
8	子育て支援施設	11	3	27.3	8
9	公営住宅	109	61	56.0	48
10	産業系施設	33	9	27.3	24
11	供給処理施設	69	39	56.5	30
12	その他	107	80	74.8	27
	総計	802	437	54.5	365

※令和4年3月時点における施設保有量に基づく集計結果

表2.2.2 用途別公共施設の経過年数別棟数

	施設の用途	築61年以上	築51年～60年	築41年～50年	築31年以上	築30年以下	計
1	行政系施設	0	4	13	12	42	71
2	町民文化系施設	1	3	23	13	20	60
3	スポーツ・レクリエーション系施設	2	1	7	86	127	223
4	保健・福祉施設	0	0	2	1	12	15
5	医療施設	0	0	1	2	6	9
6	学校教育系施設	1	7	31	18	9	66
7	社会教育系施設	0	0	5	11	13	29
8	子育て支援施設	0	0	2	1	8	11
9	公営住宅	4	18	20	22	45	109
10	産業系施設	0	0	0	9	24	33
11	供給処理施設	0	0	18	21	30	69
12	その他	3	9	46	22	27	107
	総計	8 (1.0%)	42 (5.2%)	168 (20.9%)	219 (27.3%)	365 (45.5%)	802 (100.0%)

※令和4年3月時点における施設保有量に基づく集計結果

## ②用途別施設の経過年数の状況（延床面積）

本町においては、築31年以上経過する施設の延床面積は約150,617㎡（61.6%）を占めています。用途別の割合については、スポーツ・レクリエーション系施設、学校教育系施設、その他などが多くなっています。

表2.2.3 用途別公共施設の経過年数の状況（延床面積）

	施設の用途	延床面積 (㎡)	築31年 以上経過	割合 (%)	築30年 以下
1	行政系施設	13,667.7	6,860.6	50.2	6,807.1
2	町民文化系施設	16,173.9	12,783.2	79.0	3,390.7
3	スポーツ・レクリエーション系施設	72,585.8	40,796.1	56.2	31,789.7
4	保健・福祉施設	7,711.9	1,590.8	20.6	6,121.1
5	医療施設	5,508.3	1,414.6	25.7	4,093.7
6	学校教育系施設	47,091.0	40,625.2	86.3	6,465.8
7	社会教育系施設	12,208.1	4,756.6	39.0	7,451.5
8	子育て支援施設	5,288.5	1,672.7	31.6	3,615.8
9	公営住宅	19,736.3	12,197.5	61.8	7,538.8
10	産業系施設	7,450.1	3,476.5	46.7	3,973.7
11	供給処理施設	7,795.7	1,078.6	13.8	6,717.1
12	その他	29,286.9	23,365.0	79.8	5,921.9
	総計	244,504.2	150,617.3	61.6	93,886.9

※令和4年3月時点における施設保有量に基づく集計結果

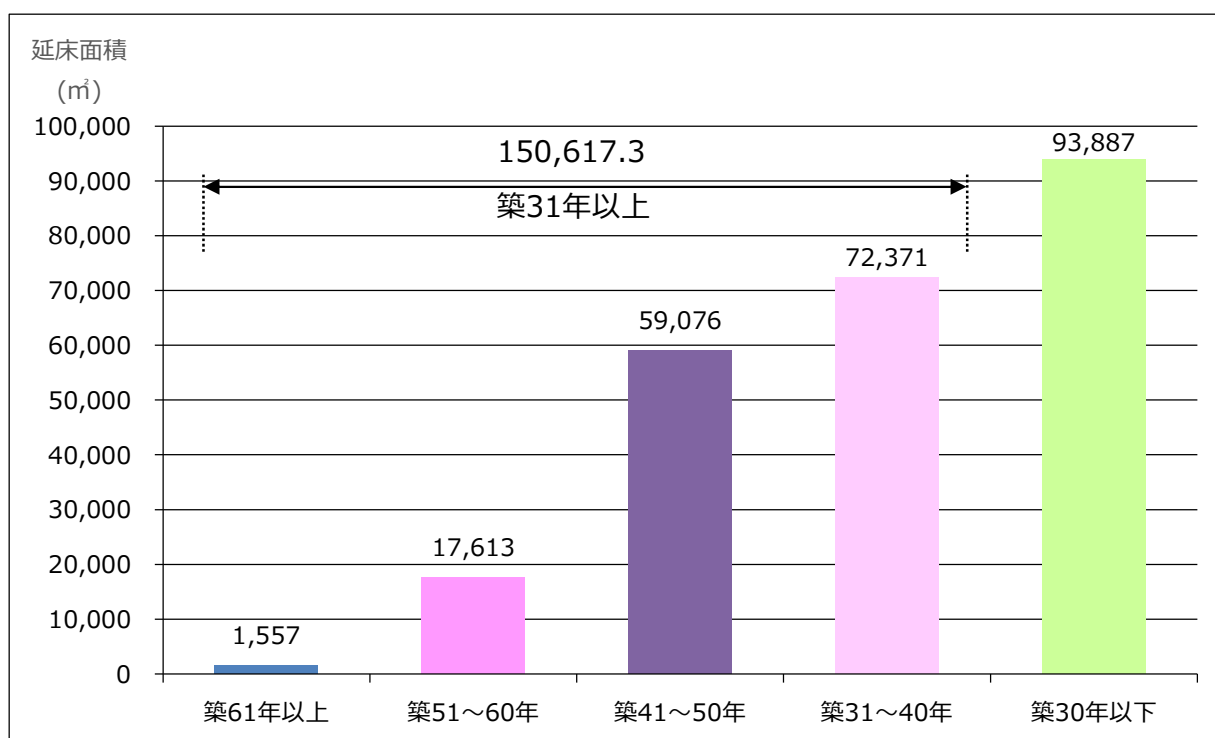


表2.2.4 用途別公共施設の経過年数別延床面積

	施設の用途	築61年以上	築51年～60年	築41年～50年	築31年以上	築30年以下	計
1	行政系施設	0.0	1,435.3	4,672.9	752.5	6,807.1	13,667.7
2	町民文化系施設	131.0	2,379.5	6,187.8	4,084.9	3,390.7	16,173.9
3	スポーツ・レクリエーション系施設	916.5	1,274.0	5,862.3	32,743.3	31,789.7	72,585.8
4	保健・福祉施設	0.0	0.0	1,083.6	507.3	6,121.1	7,711.9
5	医療施設	0.0	0.0	250.9	1,163.6	4,093.7	5,508.3
6	学校教育系施設	15.0	7,197.0	19,400.2	14,013.0	6,465.8	47,091.0
7	社会教育系施設	0.0	0.0	1,669.6	3,087.0	7,451.5	12,208.1
8	子育て支援施設	0.0	0.0	1,046.0	626.8	3,615.8	5,288.5
9	公営住宅	51.3	615.3	4,126.2	7,404.7	7,538.8	19,736.3
10	産業系施設	0.0	0.0	0.0	3,476.5	3,973.7	7,450.1
11	供給処理施設	0.0	0.0	273.1	805.5	6,717.1	7,795.7
12	その他	443.1	4,712.2	14,503.3	3,706.5	5,921.9	29,286.9
	総計	1,557 (0.6%)	17,613 (7.2%)	59,076 (24.2%)	72,371 (29.6%)	93,887 (38.4%)	244,504 (100.0%)

※令和4年3月時点における施設保有量に基づく集計結果

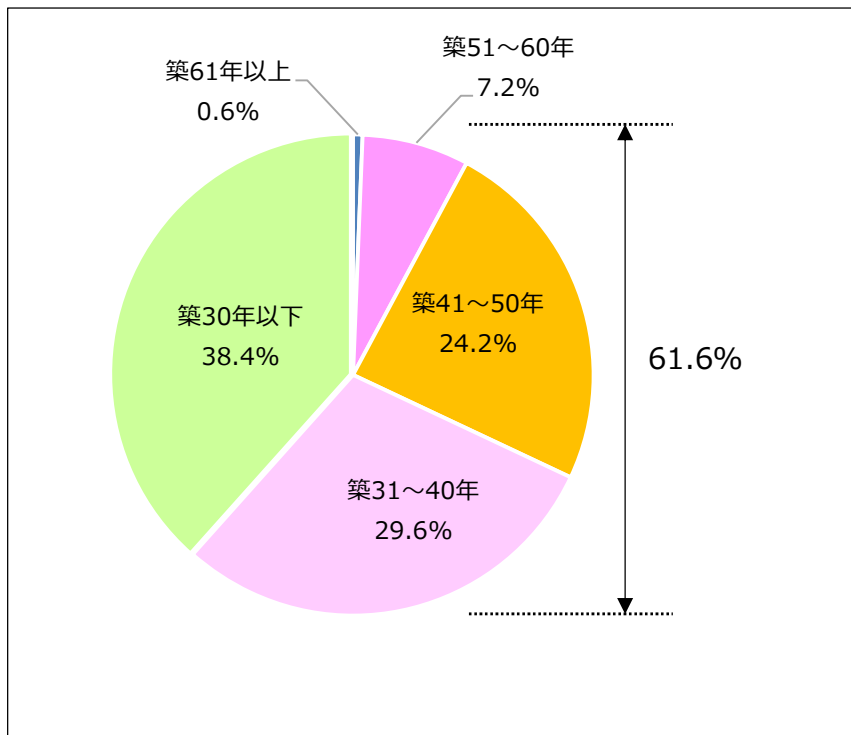


図2.2.3 公共施設の経過年数別延床面積（構成比）

### (3) 耐震改修の現況

本町の公共施設の耐震改修の状況については、耐震不要な施設を合わせて耐震化対応を実施した施設は、棟数では全体の79.9%、延床面積では全体の81.1%となっています（大規模改修工事も耐震改修とみなした）。

また、耐震改修が未実施の施設は、棟数では20.1%、延床面積では18.9%となっています。

なお、棟数または延床面積ベースでの、耐震診断・改修の状況については、次ページ以降に示すとおりとなっています。

表2.2.5 耐震改修の状況

区分	棟数	割合 (%)	延床面積 (㎡)	割合 (%)
耐震化実施 (①+②+③)	633	79.9	197,753.1	81.1
新耐震基準適合 (耐震改修不要) ①	574	72.5	165,005.9	67.7
旧耐震基準	耐震改修 実施済み ②	16	25,067.2	10.3
	耐震改修 不要 ③	43	7,680.0	3.1
	耐震改修 未実施	159	46,064.7	18.9
総計	792	100.0	243,817.8	100.0

※建築年度が不明な施設は除外してあります。

※令和4年3月時点における施設保有量に基づく集計結果

表2.2.6 耐震診断・改修の状況（棟数）

	耐震診断 （棟）	割合 （％）	耐震改修 （棟）	割合 （％）
新耐震基準	574	72.5	574	72.5
実施済み	30	3.8	16	2.0
不要	43	5.4	43	5.4
未実施	145	18.3	159	20.1
総計	792	100.0	792	100.0

※建築年度が不明な施設は除外してあります。

※令和4年3月時点における施設保有量に基づく集計結果

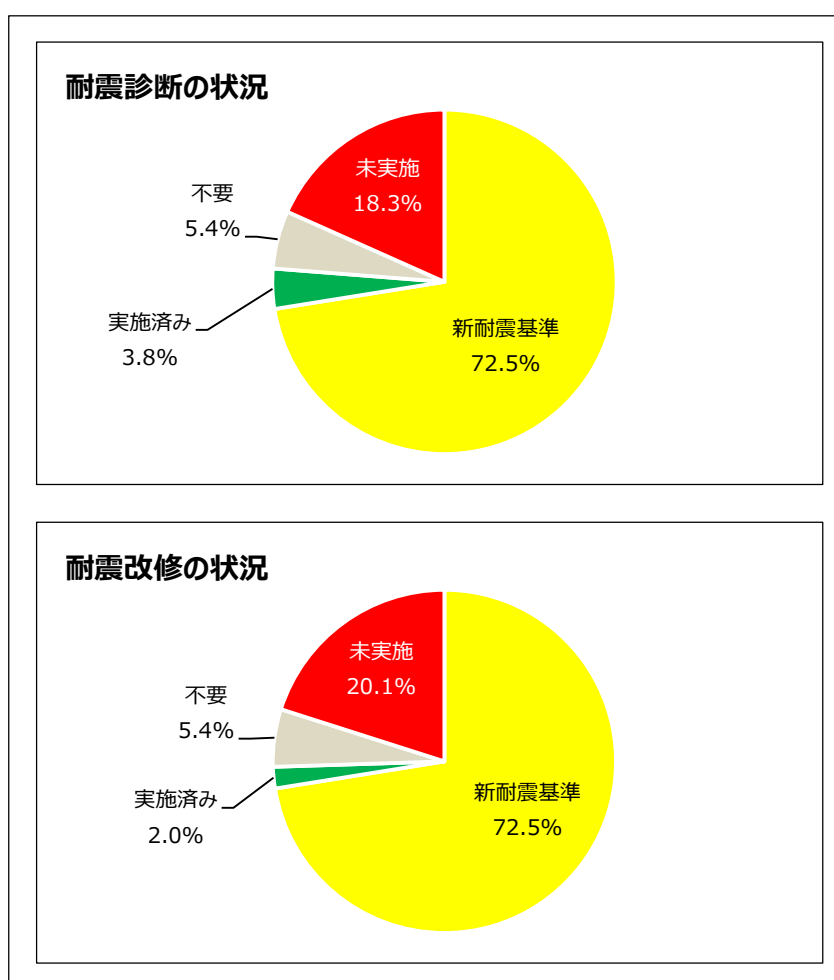


図2.2.4 耐震診断・改修の状況（構成比）

表2.2.7 耐震診断・改修の状況（面積）

	耐震診断 (㎡)	割合 (%)	耐震改修 (㎡)	割合 (%)
新耐震基準	165,005.9	67.7	165,005.9	67.7
実施済み	42,638.9	17.5	25,067.2	10.3
不要	5,998.8	2.5	7,680.0	3.1
未実施	30,174.1	12.4	46,064.7	18.9
総計	243,817.8	100.0	243,817.8	100.0

※建築年度が不明な施設は除外してあります。

※令和4年3月時点における施設保有量に基づく集計結果

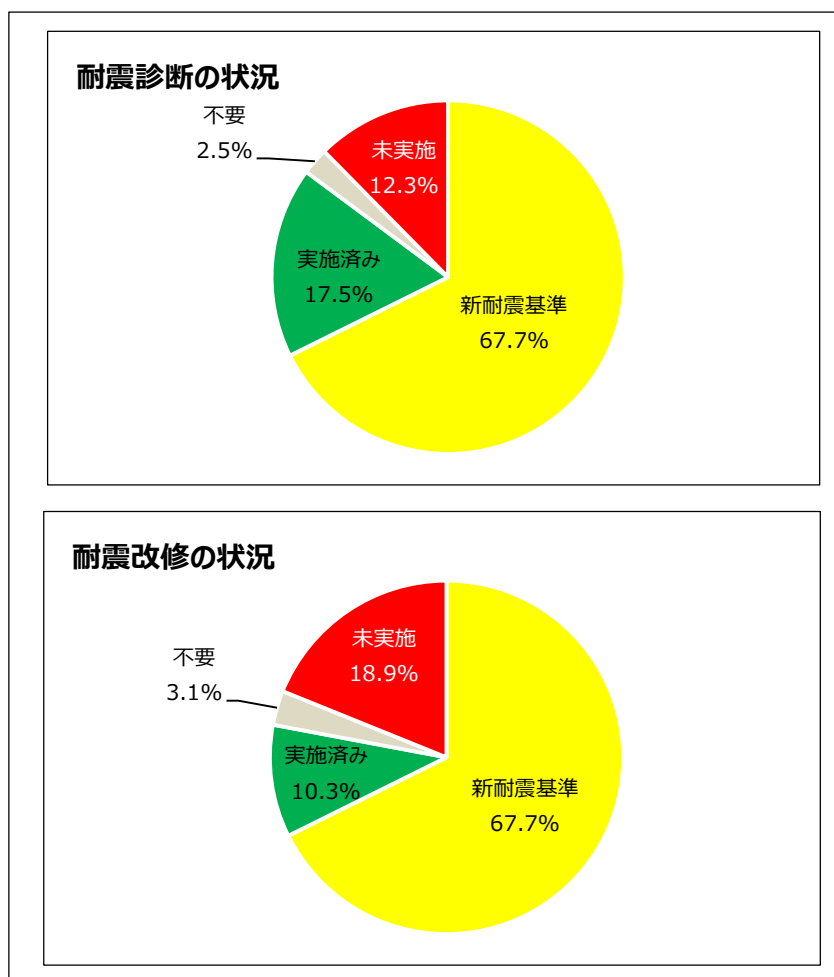


図2.2.5 耐震診断・改修の状況（構成比）



### 3. 土木系公共施設（インフラ）の状況



インフラ資産（道路、橋梁、水道、下水道等）においても、今後、古い施設から老朽化の状況に応じて、順次修繕などの費用が必要となります。

本町におけるインフラ資産の状況は下表のとおりです。また、各種別の状況については、次ページ以降に示すとおりとなっています。

表2.3.1 インフラ資産の状況

インフラ資産		施設数	延長 (m)	面積 (㎡)	備考
1. 道路	町道	-	773,400	3,368,765	
	農道	-	363,346	1,487,783	
	林道	-	8,294	37,491	
2. 橋梁	町道	429 橋	6,978	44,077	
	林道	80 橋			
3. トンネル	町道	2 本	663.0		鱒沢トンネル（延長 32m）は通行止め
4. 水道（管路）	水道	-	282,619	-	普及率 99.5%
5. 下水道等（管路）	公共下水道	-	29,169	-	普及率 24.9% 接続率 87.5%
	特定環境保全公共下水道	-	33,924		普及率 12.9% 接続率 78.6%
	農業集落排水	-	35,475		普及率 15.7% 接続率 85.6%
	林業集落排水	-	891		普及率 0.2% 接続率 88.6%

※令和4年3月時点における施設保有量

資料：道路台帳、橋梁台帳、水道台帳、下水道台帳

#### ①道路の整備状況

##### （ア）道路（町道）の整備状況

本町の町道は、延長773,400m、面積3,368,765㎡が整備されています。

##### （イ）道路（農道）の整備状況

本町の農道は、延長363,346m、面積1,487,783㎡が整備されています。

##### （ウ）道路（林道）の整備状況

本町の林道は、延長8,294m、面積37,491㎡が整備されています。

## ②橋梁の整備状況

### (ア) 橋梁（町道）の整備状況

本町の橋梁（町道）は、429橋であり、面積の合計は約44,077㎡（総延長は約6,978m）が整備されています。

全体では昭和40から50年代に整備されたものが多く、経過年数区別では、30年未満のものが32.3%ある一方で、40から49年が24.8%、60年以上のものも4.1%見られる状況となっています。

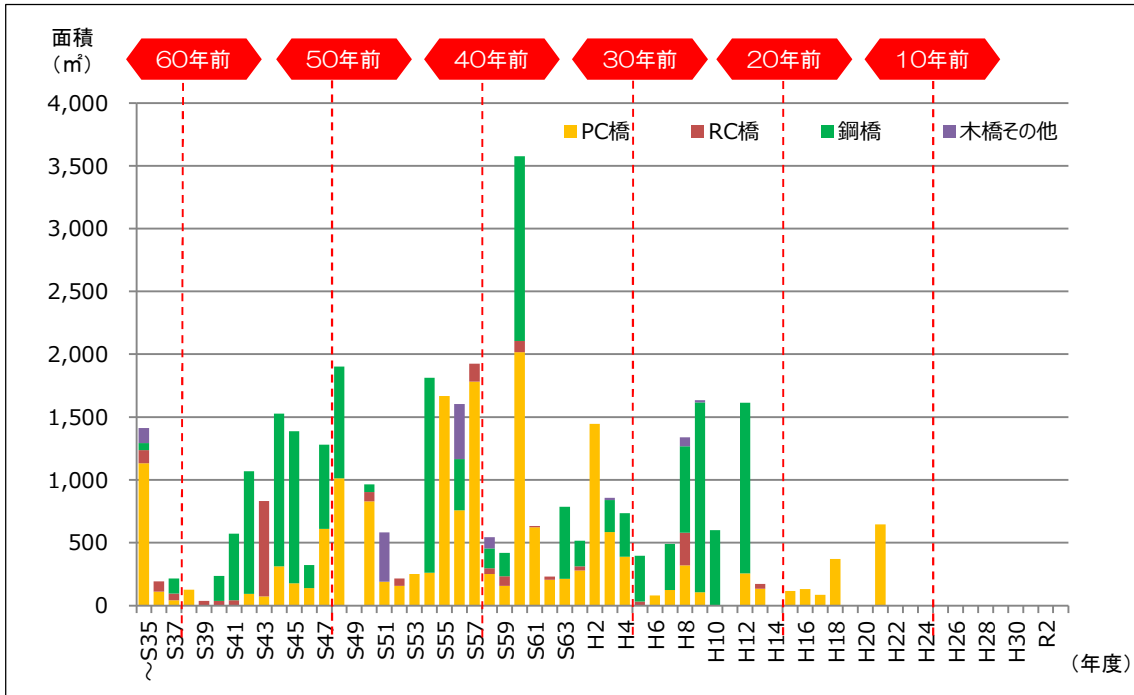


図2.3.1 年代別橋梁の整備状況（建設年度不明は除く）

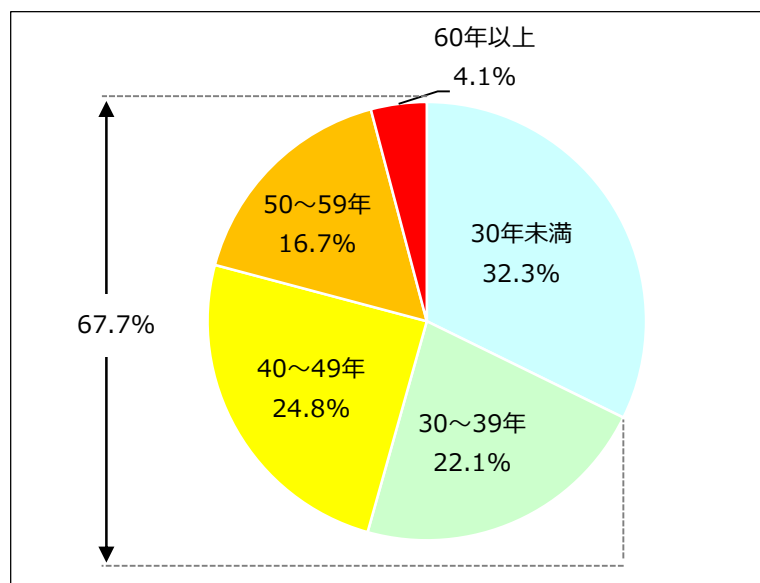


図2.3.2 橋梁の経過年数別面積（建設年度不明は除く）

(イ) 橋梁（林道）の整備状況

本町の橋梁（林道）は、80橋が整備されています。

③トンネル（町道）の整備状況

本町が管理・保有するトンネルは2本あり、延長の合計は約663mです。そのうち、鱒沢トンネル（延長＝32.0m）は現在通行止めにしており、点検等は実施していません。

#### ④水道の整備状況

##### (ア) 水道（管路）の整備状況

本町の水道における管路延長の合計は、282,619mとなっています。管路区分・管径別延長の構成比を見ると配水管125mm以下が最も多く、次いで配水管100mm以下、配水管200mm以下などが比較的多くなっています。

また、水道普及率は99.5%（令和3年度末時点）となっています。

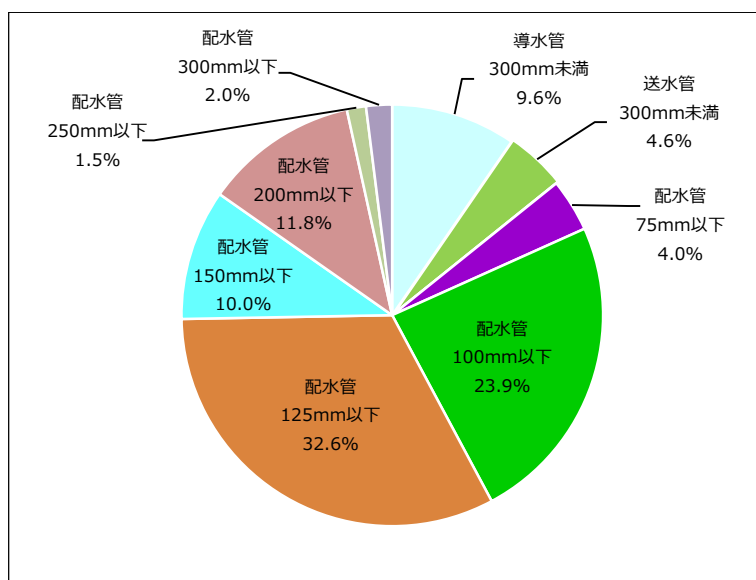


図2.3.3 水道（管路）延長の割合（管路区分・管径別）

表2.3.2 水道（管路）延長の割合（管路区分・管径別）

管路区分	管径	延長 (m)	割合 (%)
導水管	300mm 未満	27,096	9.6
送水管	300mm 未満	13,112	4.6
配水管	50mm～75mm 未満	11,440	4.0
	75mm～100mm 未満	67,563	23.9
	100mm～125mm 未満	91,978	32.5
	125mm～150mm 未満	28,291	10.0
	150mm～200mm 未満	33,370	11.8
	200mm～250mm 未満	4,119	1.5
	250mm～300mm 未満	5,650	2.0
計		282,619	100.0

## ⑤下水道等の整備状況

### (ア) 公共下水道（管路）の整備状況

本町の公共下水道における管路延長の合計は、29,169mとなっています。下水道普及率は24.9%、下水道接続率は87.5%（いずれも令和3年度末時点）となっています。このうち、塩ビ管の管種割合が多くを占めています。

平成10年頃をピークに整備が進み、このうち古い年代については、整備後20から29年経過したものが全体の46.9%を占めています。

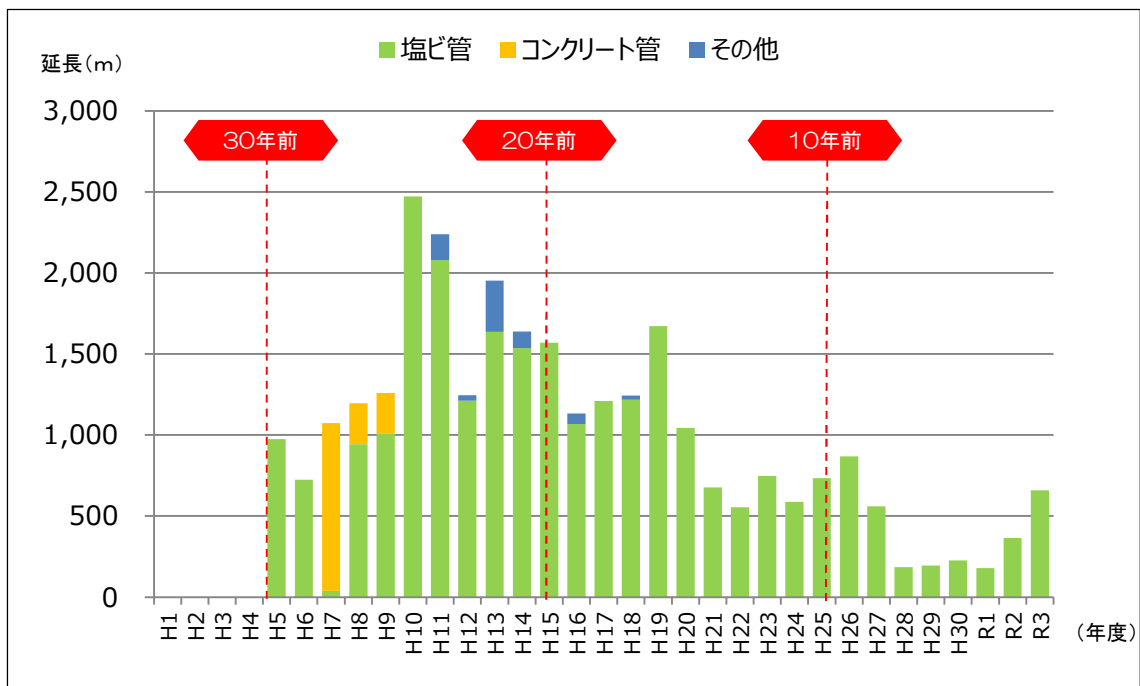


図2.3.3 年代別公共下水道の整備状況（管種別）

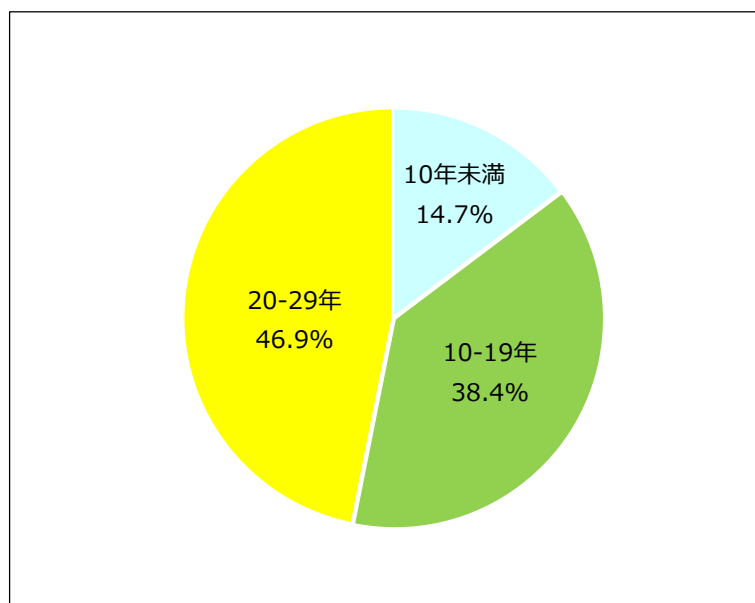


図2.3.4 公共下水道の経過年数別延長（構成比）

公共下水道の管種別では、塩ビ管が最も多く整備され、全体の92.3%を占めています。

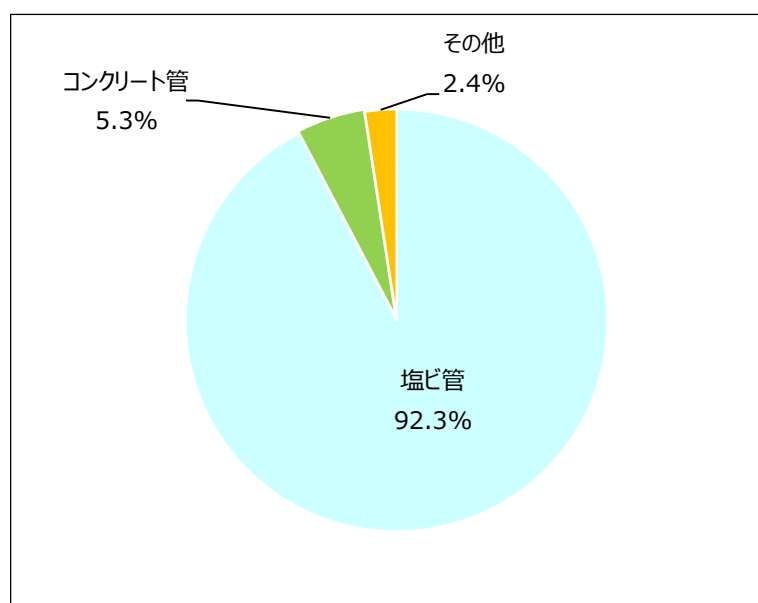


図2.3.5 公共下水道延長（管種別）の割合

表2.3.3 公共下水道延長（管種別）の割合

管種	延長 (m)	割合 (%)
塩ビ管	26,930	92.3
コンクリート管	1,536	5.3
その他	703	2.4
計	29,169	100.0

(イ) 特定環境保全公共下水道（管路）の整備状況

本町の特定環境保全公共下水道における管路延長の合計は、33,924mとなっています。普及率は12.9%、接続率は78.6%（いずれも令和3年度末時点）となっています。このうち、塩ビ管の管種割合が100%を占めています。

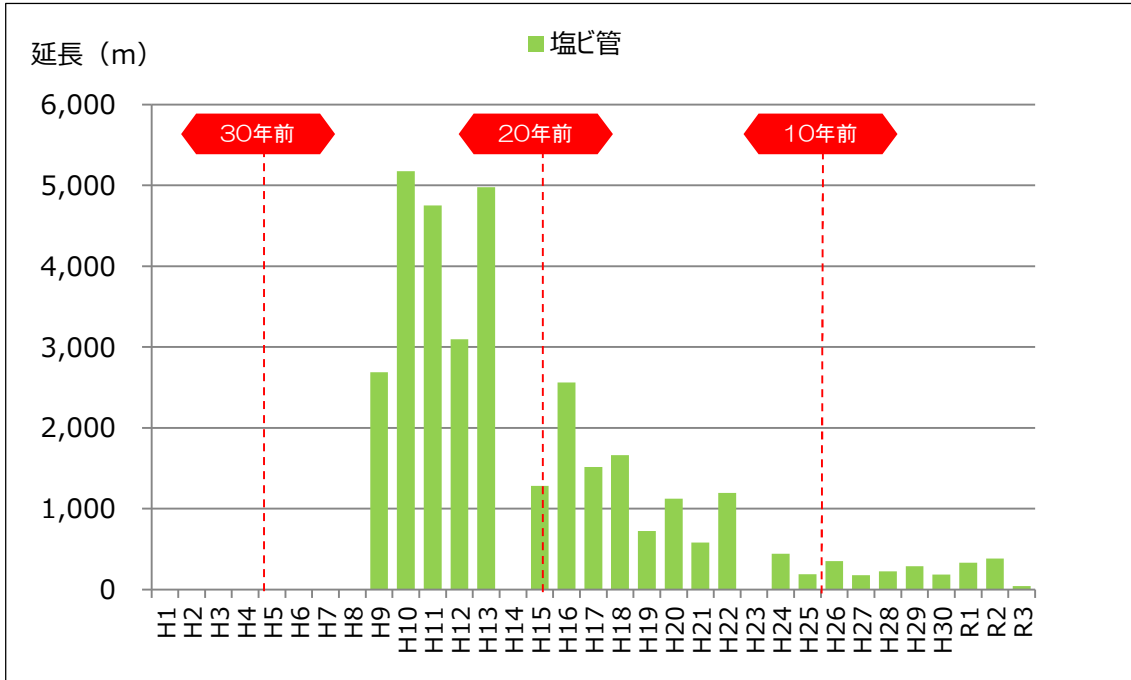


図2.3.6 年代別特定環境保全公共下水道の整備状況（管種別）

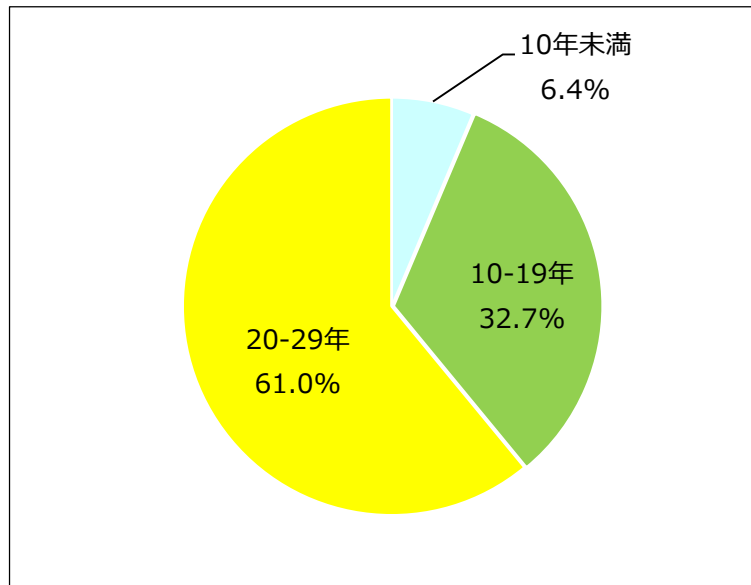


図2.3.7 特定環境保全公共下水道の経過年数別延長（構成比）

(ウ) 農業集落排水（管路）の整備状況

本町の農業集落排水施設における管路延長の合計は、35,475mとなっています。普及率は15.7%、接続率は85.6%（いずれも令和3年度末時点）となっています。このうち、塩ビ管の管種割合が100%を占めています。

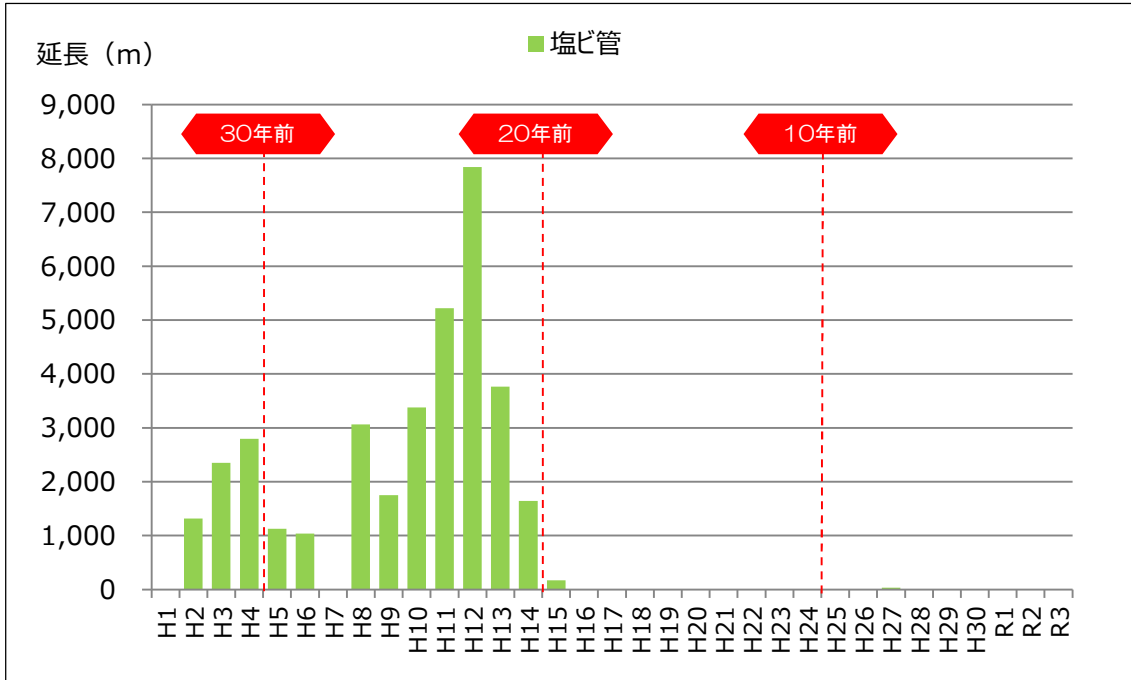


図2.3.8 年代別農業集落排水の整備状況（管種別）

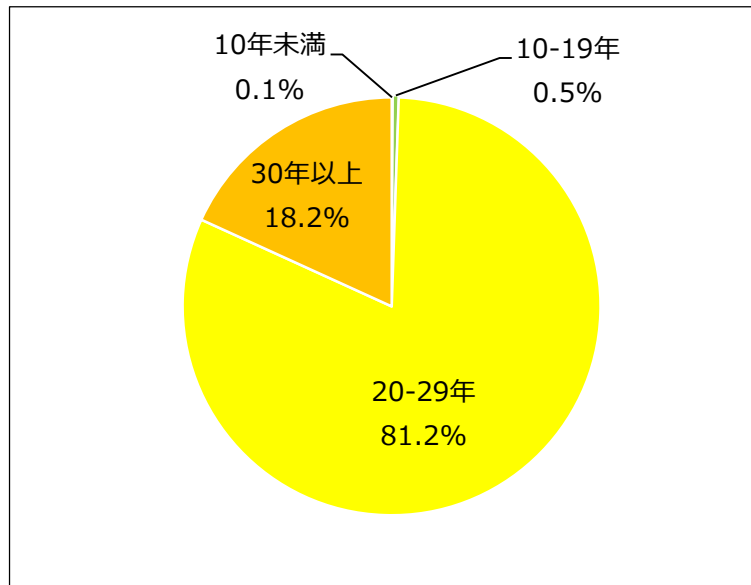


図2.3.9 農業集落排水の経過年数別延長（構成比）



(エ) 林業集落排水（管路）の整備状況

本町の林業集落排水施設における管路延長の合計は、891mとなっています。普及率は0.2%、接続率は88.6%（いずれも令和3年度末時点）となっています。このうち、塩ビ管の管種割合が100%を占めています。

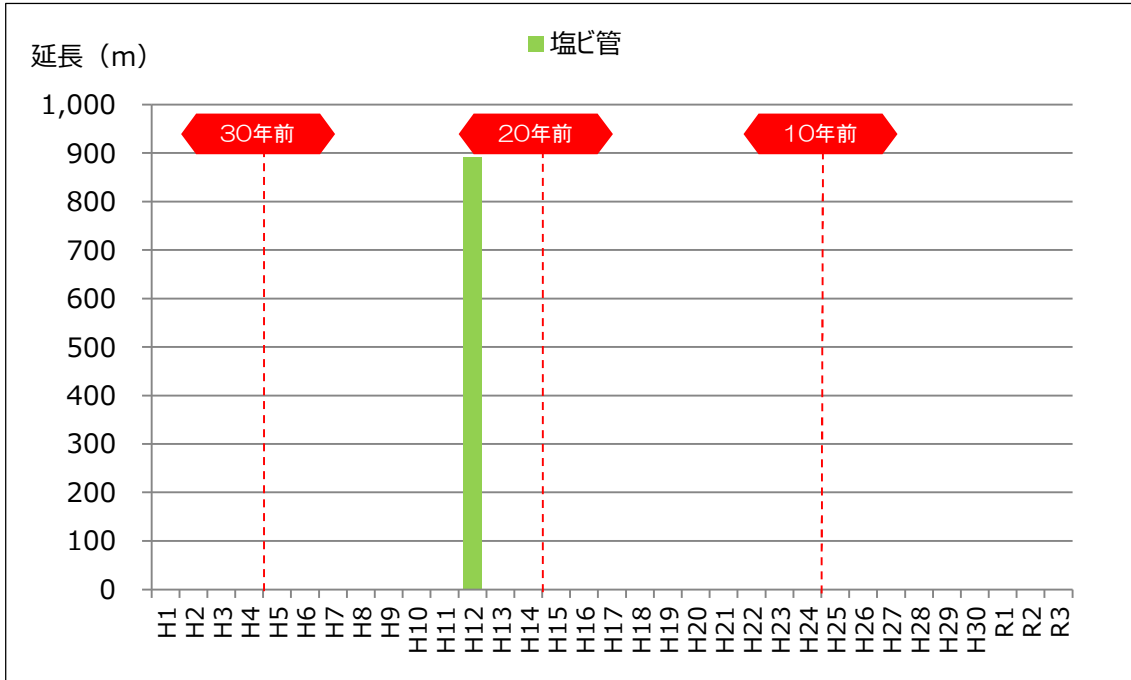


図2.3.10 年代別林業集落排水の整備状況（管種別）

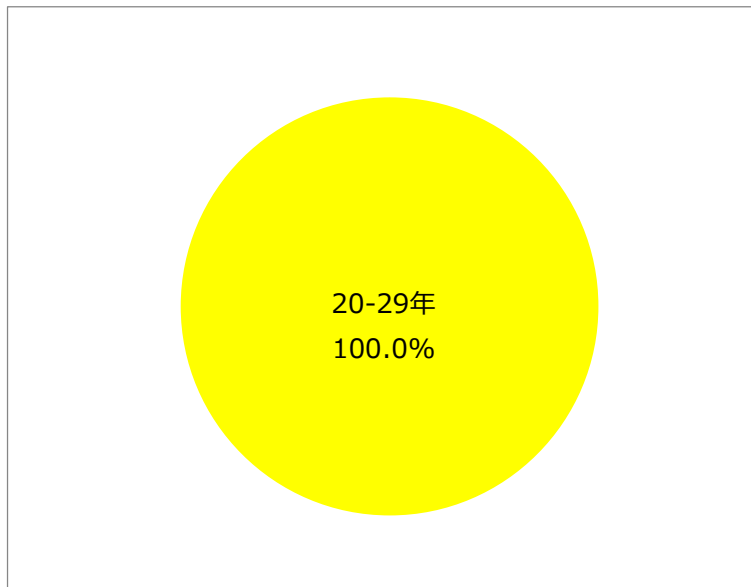


図2.3.11 林業集落排水の経過年数別延長（構成比）

## 4. 地域別公共施設の現状



### (1) 地域別延床面積の現状

地域別に公共施設の保有状況（延床面積）をみると、田島地域が103,659㎡（42.4%）で最も多く、館岩地域が62,509㎡（25.6%）、南郷地域が43,581㎡（17.8%）、伊南地域が34,756㎡（14.2%）の順となっています。田島地域では、学校教育系施設が27.5%、次いでスポーツ・レクリエーション系施設が19.2%と多く、館岩地域では、スポーツ・レクリエーション系施設が45.6%、学校教育系施設が12.4%、伊南地域では、スポーツ・レクリエーション系施設が32.0%、その他が17.7%、南郷地域では、スポーツ・レクリエーション系施設が29.9%、学校教育系施設が17.6%、などがそれぞれ多くなっています。

表2.4.1 地域別公共施設の延床面積

施設の用途	延床面積（㎡）								延床面積計（㎡）
	田島地域	割合（%）	館岩地域	割合（%）	伊南地域	割合（%）	南郷地域	割合（%）	
1. 行政系施設	6,527	6.3	2,875	4.6	2,210	6.4	2,056	4.7	13,668
2. 町民文化系施設	3,852	3.7	4,001	6.4	3,726	10.7	4,594	10.5	16,174
3. スポーツ・レクリエーション系施設	19,917	19.2	28,539	45.6	11,138	32.0	12,992	29.9	72,586
4. 保健・福祉施設	2,640	2.5	2,526	4.0	1,638	4.7	908	2.1	7,712
5. 医療施設	0	0.0	3,750	6.0	344	1.0	1,415	3.2	5,508
6. 学校教育系施設	28,442	27.5	7,727	12.4	3,252	9.4	7,670	17.6	47,091
7. 社会教育系施設	10,588	10.2	420	0.7	278	0.8	922	2.1	12,208
8. 子育て支援施設	2,054	2.0	627	1.0	802	2.3	1,806	4.1	5,288
9. 公営住宅	14,296	13.8	837	1.3	2,379	6.8	2,224	5.1	19,736
10. 産業系施設	2,065	2.0	1,997	3.2	2,090	6.0	1,298	3.0	7,450
11. 供給処理施設	3,243	3.1	2,540	4.1	753	2.2	1,260	2.9	7,796
12. その他	10,035	9.7	6,670	10.7	6,146	17.7	6,436	14.8	29,287
合計	103,659	100.0%	62,509	100.0%	34,756	100.0%	43,581	100.0%	244,504
構成比	42.4%		25.6%		14.2%		17.8%		100%

※令和4年3月時点における施設保有量に基づく集計結果

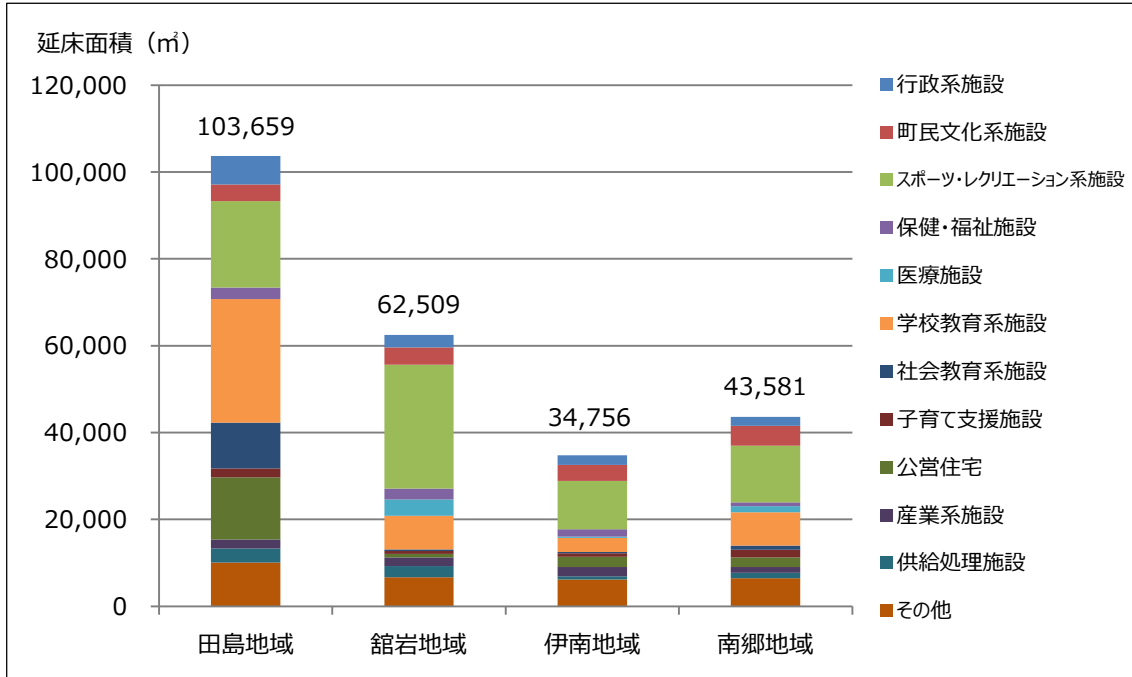


図2.4.1 地域別公共施設の延床面積

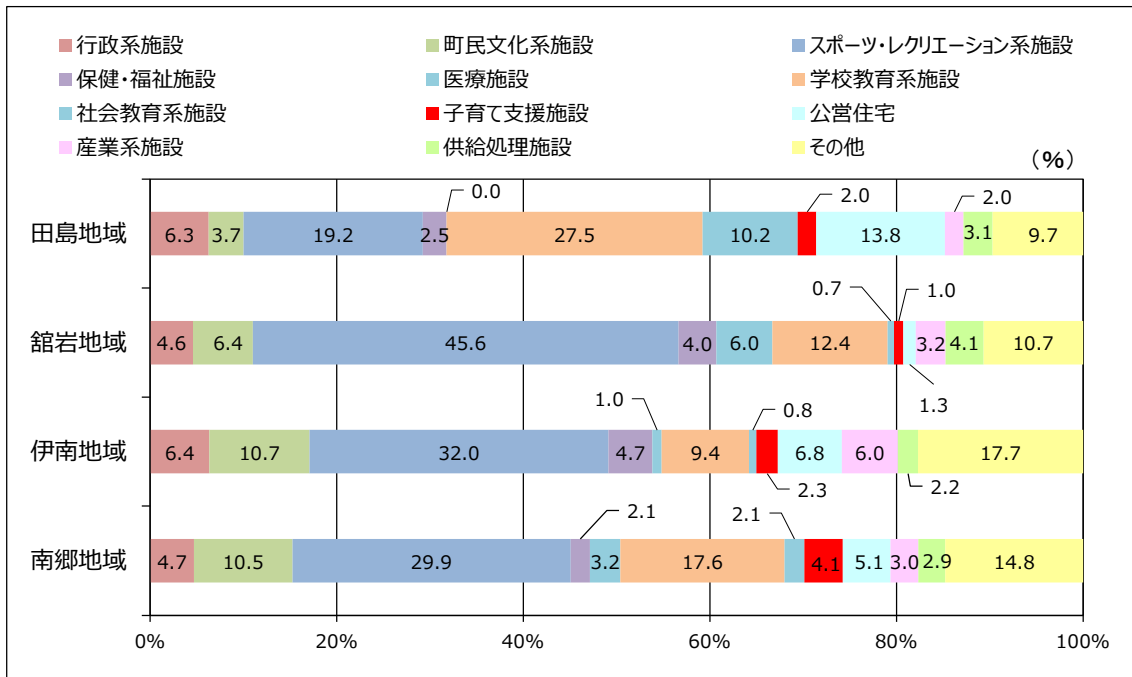


図2.4.2 地域別公共施設の延床面積構成比

施設の用途別延床面積の保有状況を見ると、田島地域では行政系施設や学校教育系施設、社会教育系施設、公営住宅、館岩地域では医療施設、伊南地域では産業系施設、南郷地域では町民文化系施設がそれぞれ多くなっています。

表2.4.2 用途別の延床面積の地域別割合

施設の用途	延床面積の割合 (%)				
	田島地域	館岩地域	伊南地域	南郷地域	合計
1. 行政系施設	47.8	21.0	16.2	15.0	100.0
2. 町民文化系施設	23.8	24.7	23.0	28.5	100.0
3. スポーツ・レクリエーション系施設	27.4	39.4	15.3	17.9	100.0
4. 保健・福祉施設	34.2	32.8	21.2	11.8	100.0
5. 医療施設	0.0	68.1	6.2	25.7	100.0
6. 学校教育系施設	60.4	16.4	6.9	16.3	100.0
7. 社会教育系施設	86.7	3.4	2.3	7.6	100.0
8. 子育て支援施設	38.7	11.9	15.2	34.2	100.0
9. 公営住宅	72.4	4.2	12.1	11.3	100.0
10. 産業系施設	27.7	26.8	28.1	17.4	100.0
11. 供給処理施設	41.5	32.6	9.7	16.2	100.0
12. その他	34.2	22.8	21.0	22.0	100.0

※令和4年3月時点における施設保有量に基づく集計結果

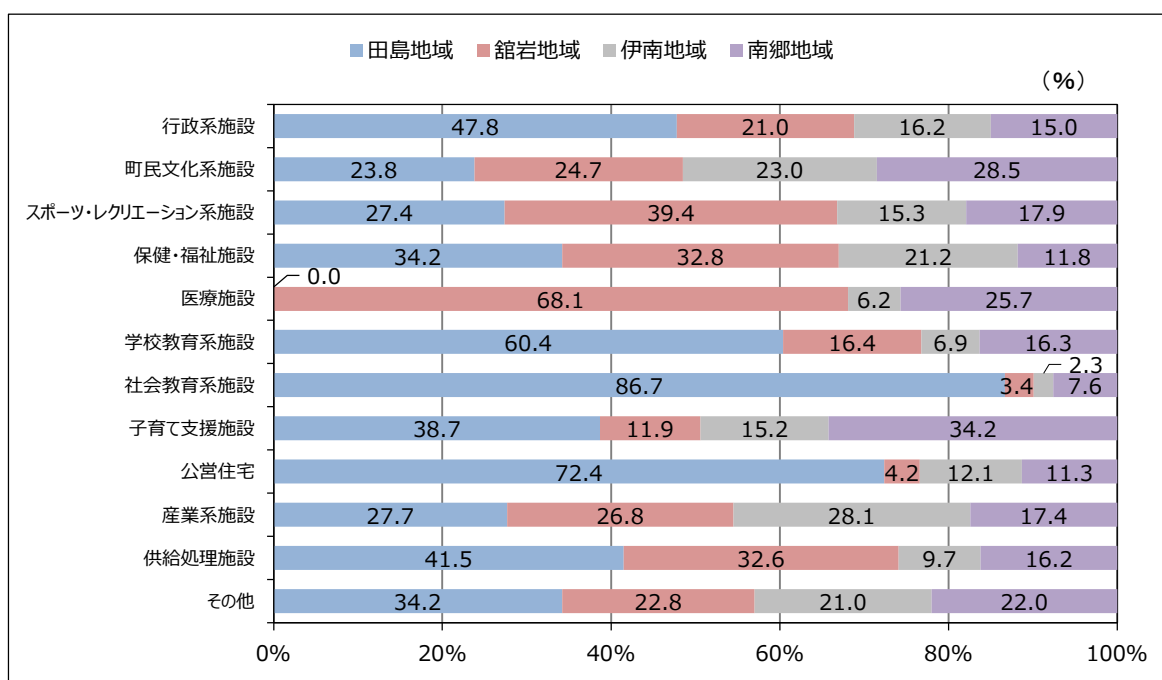


図2.4.3 用途別の延床面積の地域別割合

経過年数別の公共施設の保有状況（延床面積）をみると、伊南地域で築31年以上の割合が過半数を超え、52.3%となっています。

表2.4.3 経過年数別の延床面積

経過年数	延床面積（㎡）							
	田島 地域	割合 （%）	舘岩 地域	割合 （%）	伊南 地域	割合 （%）	南郷 地域	割合 （%）
築31年以上	36,031	34.8	30,184	48.7	18,180	52.3	15,819	36.3
築30年以下	67,417	65.2	31,850	51.3	16,576	47.7	27,762	63.7
計	103,447	100.0	62,034	100.0	34,756	100.0	43,581	100.0

※建築年度が不明な施設は除外してあります。

※令和4年3月時点における施設保有量に基づく集計結果

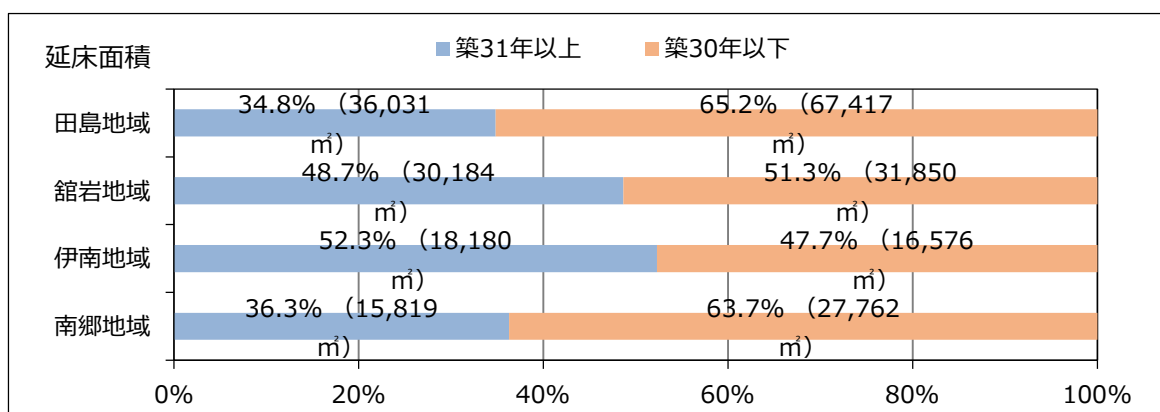


図2.4.4 経過年数別の延床面積

## (2) 地域別一人当たり延床面積

各地域の公共施設における一人当たりの延床面積の保有状況は、館岩地域が42.49㎡/人、伊南地域が28.87㎡/人、南郷地域が22.40㎡/人、田島地域が10.55㎡/人の順となっています。

表2.4.4 地域別の一人当たりの延床面積

施設の用途	一人当たりの延床面積 (㎡/人)				
	町全体	田島地域	館岩地域	伊南地域	南郷地域
1. 行政系施設	0.95	0.66	1.95	1.84	1.06
2. 町民文化系施設	1.12	0.39	2.72	3.09	2.36
3. スポーツ・レクリエーション系施設	5.02	2.03	19.40	9.25	6.68
4. 保健・福祉施設	0.53	0.27	1.72	1.36	0.47
5. 医療施設	0.38	0.00	2.55	0.29	0.73
6. 学校教育系施設	3.26	2.89	5.25	2.70	3.94
7. 社会教育系施設	0.84	1.08	0.29	0.23	0.47
8. 子育て支援施設	0.37	0.21	0.43	0.67	0.93
9. 公営住宅	1.37	1.45	0.57	1.98	1.14
10. 産業系施設	0.52	0.21	1.36	1.74	0.67
11. 供給処理施設	0.54	0.33	1.73	0.63	0.65
12. その他	2.03	1.02	4.53	5.10	3.31
総数	16.92	10.55	42.49	28.87	22.40
延床面積 (㎡)	244,504	103,659	62,509	34,756	43,581
令和2年国勢調査人口	14,451	9,830	1,471	1,204	1,946

※令和4年3月時点における施設保有量に基づく集計結果

※黄色は、町全体における一人当たりの延床面積に対して1.5倍以上となる部分を強調

## 5. 建築系公共施設保有状況の変遷等



### (1) 過去に行った対策の実績

本町において過去に行った、解体等の建物保有量縮減に向けた対策の実績は下記のとおりです。

表 2.5.1 過去に行った対策の実績 (m<sup>2</sup>)

手法	施設用途	年度	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	小計
解体	行政系施設		2,580.8	19.4	284.5	0.0	154.9	3,039.6
	スポーツ・レクリエーション系施設		0.0	198.5	1.1	83.3	0.0	282.9
	学校教育系施設		0.0	83.0	0.0	0.0	0.0	83.0
	社会教育系施設		0.0	0.0	0.0	0.0	12.4	12.4
	公営住宅		575.8	94.4	0.0	117.6	31.5	819.3
	産業系施設		1,220.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1,220.4
	供給処理施設		0.0	18.0	0.0	0.0	0.0	18.0
	その他		535.7	106.0	965.2	40.8	119.7	1,767.4
譲渡	行政系施設		0.0	0.0	0.0	38.9	30.0	68.9
	産業系施設		0.0	0.0	0.0	281.5	0.0	281.5
減築	町民文化系施設		26.9	0.0	0.0	0.0	0.0	26.9
合 計			4,939.6	519.3	1,250.8	562.1	348.5	7,620.2

資料：財産に関する調書より

行政系施設の解体が最も多く、次いでその他、産業系施設の解体が多い状況となっています。

### (2) 施設保有量の推移

本町における施設保有量（建物）の推移は下記のとおりです。

表 2.5.2 施設保有量（建物）の推移 (m<sup>2</sup>)

施設用途	年度	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
行政系施設		14,084.5	14,176.0	13,891.5	13,852.6	13,667.7
町民文化系施設		16,173.9	16,173.9	16,173.9	16,173.9	16,173.9
スポーツ・レクリエーション系施設		71,194.2	71,436.2	71,455.0	72,585.8	72,585.8
保健・福祉施設		7,711.9	7,711.9	7,711.9	7,711.9	7,711.9
医療施設		5,508.3	5,508.3	5,508.3	5,508.3	5,508.3
学校教育系施設		46,473.5	46,473.5	47,091.0	47,091.0	47,091.0
社会教育系施設		12,208.1	12,208.1	12,208.1	12,208.1	12,208.1
子育て支援施設		5,288.5	5,288.5	5,288.5	5,288.5	5,288.5
公営住宅		19,589.5	19,736.3	19,736.3	19,736.3	19,736.3
産業系施設		7,450.1	7,450.1	7,450.1	7,450.1	7,450.1
供給処理施設		7,795.7	7,795.7	7,795.7	7,795.7	7,795.7
その他		29,286.9	29,286.9	29,286.9	29,286.9	29,286.9
合 計		242,765.1	243,245.4	243,597.2	244,689.1	244,504.2

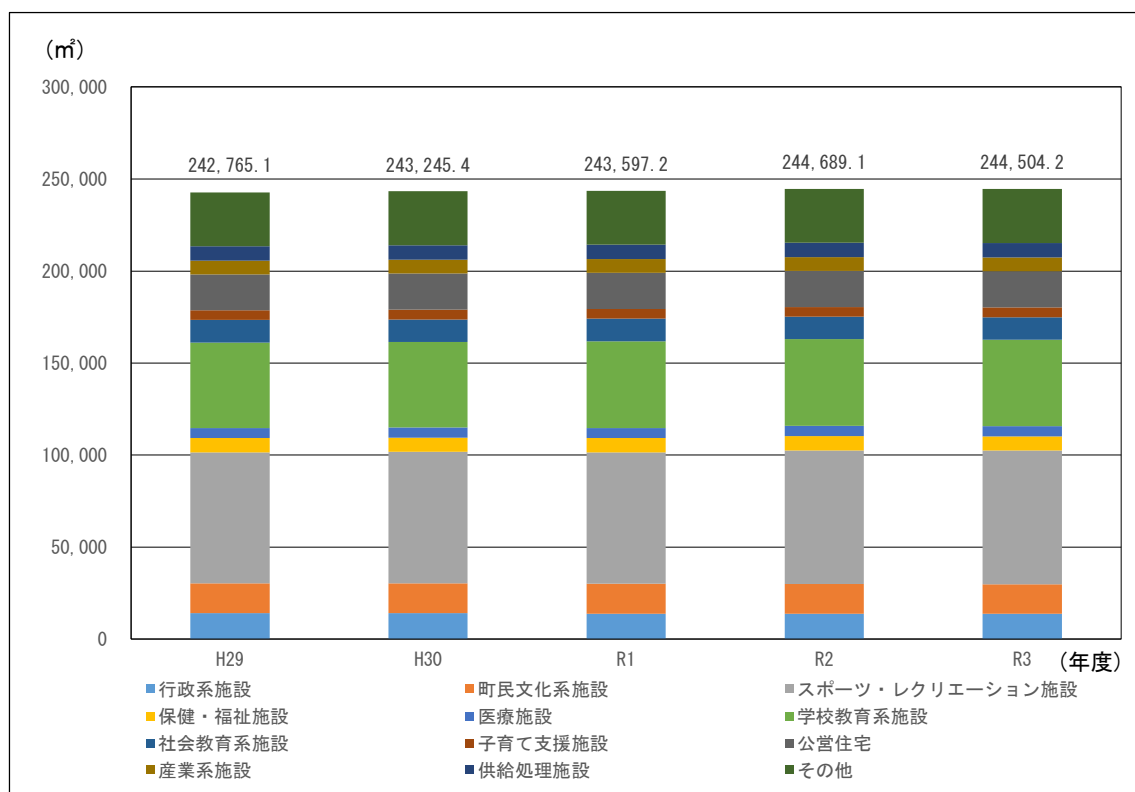


図 2.5.1 施設保有量（建物）の推移

ここ数年は、建物の新規取得分が解体等による縮減量を上回り、徐々に増加傾向となっています。

### (3) 有形固定資産減価償却率の推移

本町における有形固定資産減価償却率（建物）の推移は、下記のとおりです。医療施設の減価償却は100%となっており、税制上の耐用年数を過ぎていることがうかがえます。

表 2.5.3 有形固定資産減価償却率（建物）の推移 (%)

施設用途	年度	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
行政系施設		63.8	64.2	65.8	67.4	68.6
町民文化系施設		84.6	86.0	87.3	88.6	89.8
スポーツ・レクリエーション系施設		72.2	62.2	63.6	65.9	66.7
保健・福祉施設		49.4	51.9	54.2	56.6	58.9
医療施設		94.4	96.4	98.4	100.0	100.0
学校教育系施設		75.9	76.7	78.5	80.2	81.8
社会教育系施設		49.6	51.5	53.3	36.0	37.9
子育て支援施設		46.0	49.1	52.2	55.3	58.4
公営住宅		82.6	83.4	84.8	86.2	87.5
産業系施設		76.0	78.0	79.8	81.8	74.7
供給処理施設		49.2	38.6	41.3	43.9	46.6
その他		85.4	87.0	88.2	89.5	90.9

※本減価償却率は、各建物の延床面積により施設用途ごとに加重平均したものです。



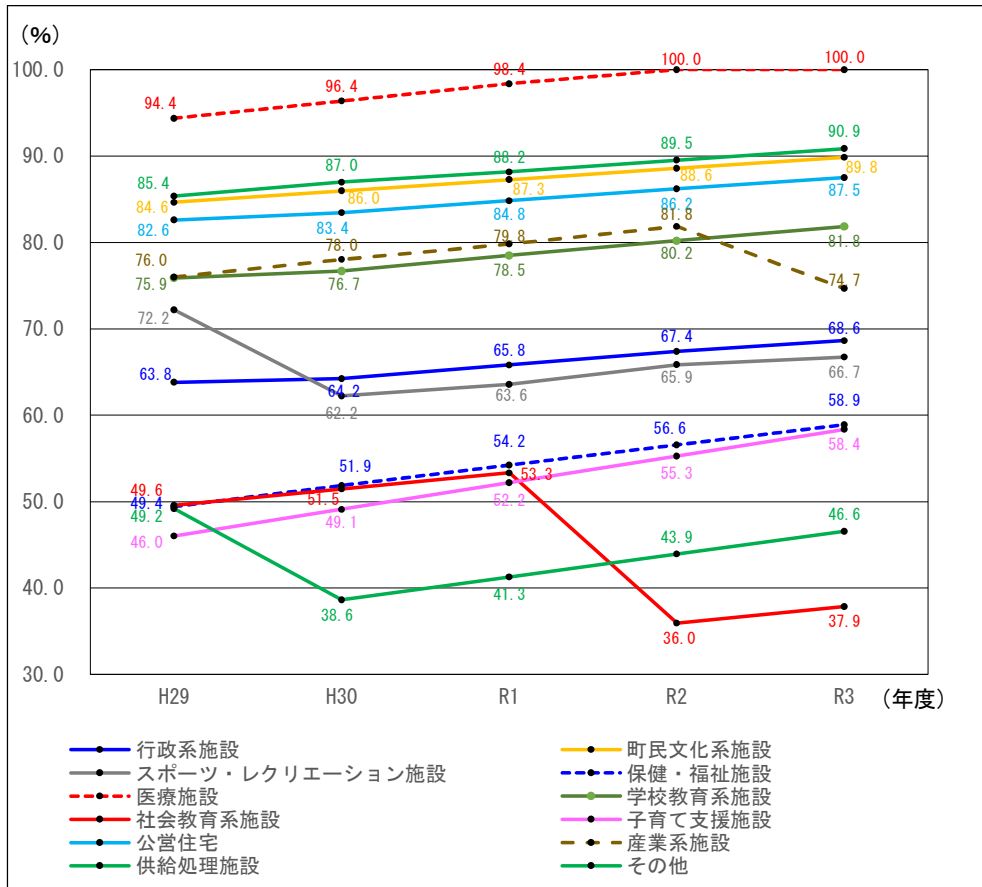


図 2.5.2 有形固定資産減価償却率（建物）の推移

減価償却率が下がった年度には、建物が新設されたか古い建物が除却されたかいずれかの大規模な建物保有状況の異動があったことを意味します。

## 第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

### 1. 中長期的な経費の見込み額の算出方法について

本計画における中長期的な経費の見込み額（以下「将来コスト」という。）に係る検討は、建物の長寿命化改修や大規模改造が必要とされる期間を考慮し、令和5年度から令和44年度までの40年を対象に実施します。

また、本計画において、建築系公共施設における将来コストの算出にあたっては、「南会津町学校施設長寿命化計画」において将来コストの算出時に参照している、文部科学省が公表した「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成29年3月）（以下、「解説書」という。）」及び「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属ソフト（以下、「解説書付属ソフト」という。）」の仕様に基づき、「従来型」及び「長寿命化型」におけるパターンで将来コストを算出します。

土木系公共施設における算出においては、長寿命化修繕計画が策定されている場合は、同計画による算出結果を将来コストに適用しますが、長寿命化修繕計画等が策定されていない場合は、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成27年5月）（以下「総務省ソフト」という。）」に基づき算出したものを「耐用年数で単純更新する場合」の将来コストと位置付け、これまで充当してきた財源の実績を「長寿命化等対策を実施する場合」の将来コストとして適用することとします。

表 3.1.1 各施設における将来コスト算出方法

対象施設		将来コストの算出方法	
		耐用年数で単純更新する場合	長寿命化等対策を実施する場合
公共施設	学校施設 (教員住宅を含む)	解説書付属ソフトの仕様（従来型）	解説書付属ソフトの仕様に建物の将来方針等を反映（実施計画反映型）
	公営住宅（町営住宅）	解説書付属ソフトの仕様（従来型）	解説書付属ソフトの仕様に建物の将来方針等を反映（実施計画反映型）
	上記以外の公共施設	解説書付属ソフトの仕様（従来型）	解説書付属ソフトの仕様に建物の将来方針等を反映（実施計画反映型）
インフラ資産	道路の舗装	総務省ソフトの仕様による	過去の実績（充当可能財源の見込み額）
	橋梁	橋梁長寿命化修繕計画による (事後保全型)	橋梁長寿命化修繕計画による (予防保全型)
	水道施設（建物）	解説書付属ソフトの仕様（従来型）	解説書付属ソフトの仕様に建物の将来方針等を反映（長寿命化型）
	水道施設（管路）	総務省ソフトの仕様による	過去の実績（充当可能財源の見込み額）
	下水道等施設（建物）	解説書付属ソフトの仕様（従来型）	解説書付属ソフトの仕様に建物の将来方針等を反映（長寿命化型）
	下水道等施設（管路）	総務省ソフトの仕様による	過去の実績（充当可能財源の見込み額）

## 2. 公共施設等の中長期的な経費の算出条件（耐用年数で単純更新する場合）

### (1) 建築系公共施設における考え方

建物における中長期的な経費は、解説書に準拠して算出します。解説書における「従来型（＝耐用年数で単純更新する場合）」による算出の考え方は次のとおりです。

- ・改築周期：建築後 50 年で、現状の延床面積を維持したまま改築します。また、工事費は 2 年間に均等配分します。
- ・改築単価：建物の種類に関係なく、330,000 円/㎡とします。
- ・大規模改造周期：20 年目と 40 年目に、現状の延床面積に対し単年度で工事を実施します。20 年以上経過した建物は 40 年目のみ計上します。
- ・大規模改造単価：建物の種類に関係なく、82,500 円/㎡（改築単価の 25%）とします。

【従来型コスト算出イメージ図】

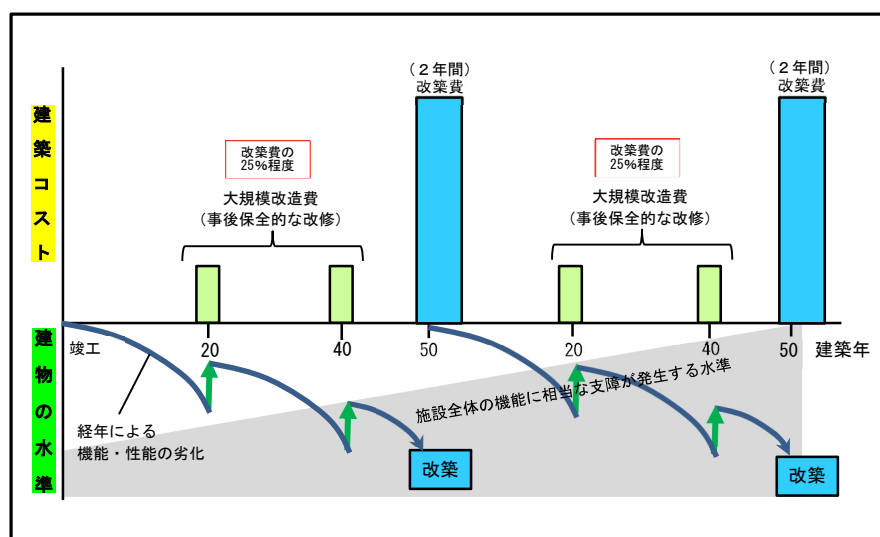


図 3.2.1 従来型コスト算出の考え方

資料 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成 29 年 3 月 文部科学省）より

## (2) インフラ資産における考え方

インフラ資産（道路（町道・農道・林道）、橋梁（町道・農道・林道）、水道施設（水道）、下水道等施設（公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設・林業集落排水施設））の維持管理・更新等に係る費用算出に必要な条件は、総務省が公表する「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」（平成23年3月）に基づき設定します。

次の項目について、建替えの場合と大規模修繕の場合について、それぞれ設定します。

- インフラ資産の耐用年数
- インフラ資産の更新に係る単価
- インフラ資産の積み残しの処理方法

### 1) 道路（舗装）の費用算出

道路は路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備されるため、年度別に把握することが困難です。このため、現在の整備面積を耐用年数で除した面積を年間の更新量と仮定します。

#### ① 道路（舗装）の更新単価

「道路統計年報 2009」（全国道路利用者会議）に示される平成 19 年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で除した値を採用します。

表 3.2.1 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	一般道路、農道、林道の舗装	4,700 円/m <sup>2</sup>

#### ② 道路（舗装）の更新年度（耐用年数）

舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12 年から 20 年のそれぞれの年数を踏まえ、道路の耐用年数を 15 年と仮定します。

### 2) 橋梁の費用算出

橋梁については、長寿命化修繕計画により算出された、事後保全型の算出結果を適用します。詳細については、これらの長寿命化修繕計画を参照してください。

### 3) 水道施設の費用算出

水道施設の管路は、整備した年度から法定耐用年数を経た年度に更新し、浄水施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年度に更新すると仮定します。

#### <建物>

水道施設のうち建物の建替え、大規模改修に係る経費の算出は、建築系公共施設に準じて算出します。

#### <管路>

##### ① 水道施設（管路）の更新単価

水道施設（管路）の更新単価は、「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（H20.9）」における管路の費用関数により、送水管及び配水管に分類し、管径別単価を設定します。

表 3.2.2 水道施設の更新単価

管路区分	管径	単価
導水管	300 mm未満	100,000 円/m
送水管	300 mm未満	100,000 円/m
配水管	50～75 mm未満	97,000 円/m
	75～100 mm未満	97,000 円/m
	100～125 mm未満	97,000 円/m
	125～150 mm未満	97,000 円/m
	150～200 mm未満	100,000 円/m
	200～250 mm未満	103,000 円/m
	250～300 mm未満	106,000 円/m

##### ② 水道施設（管路）の更新年数（耐用年数）

水道施設（管路）の更新年数は、法定耐用年数の40年とします。

##### ③ 水道施設（管路）の積み残し処理

布設年度を把握している管路においては耐用年数を超える管路はありませんが、布設年度が不明の管路について、更新年数の期間で平準化した経費を計上します。

#### 4) 下水道等施設（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、林業集落排水施設）の費用算出

下水道等施設の管路は、整備した年度から法定耐用年数を経た年度に更新し、汚水処理施設等の建物部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年度に更新すると仮定します。

##### <建物>

下水道等施設のうち建物の建替え、大規模改修に係る経費の算出は、建築系公共施設に準じて算出します。

##### <管路>

##### ① 下水道等施設(管種)の更新単価

本単価として、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」において設定されている更生工法を前提とした、管種別の単価を使用します。

表 3.2.3 下水道等施設の管種別更新単価

分類	管種	単価
下水道等施設 管種別	コンクリート管	124,000 円/m
	塩ビ管	124,000 円/m
	その他	124,000 円/m

##### ② 下水道等施設(管路)の更新年数（耐用年数）

下水道等施設等(管路)の更新年数は、法定耐用年数の 50 年とします。

##### ③ 下水道等施設(管路)の積み残し処理

本町の下水道等施設において、更新年数を経過して更新されずにいる下水道等施設(管路)は無いため、積み残し処理は発生しません。

### 3. 公共施設等の中長期的な経費の算出条件（長寿命化等対策を実施する場合）

#### (1) 建築系公共施設における考え方

建物における中長期的な経費は、解説書に準拠して算出します。解説書における「長寿命化型」による算出の考え方は次のとおりです。

今後の維持・更新コストの（長寿命化型）算出の考え方は次のとおりです。

- ・改築 : 建築後 80 年後まで建物を使用し、改築するものとします。なお、学校施設のうち、校舎の改築率は 60% に設定します。
- ・改築単価 : 「表 3.3.1 施設分類別の建替え単価」に従います。
- ・長寿命化改修 : 建築後 40 年目に、現状の延床面積で改修を実施し、2 年間に工事費を均等配分します。
- ・長寿命化改修単価 : 198,000 円/㎡（改築単価の 60%）とします。
- ・大規模改造 : 建築後 20 年目と 60 年目に、現状の延床面積により単年度で工事を実施するものとします。
- ・大規模改造単価（体育館以外） : 改築単価の 25% とします。
- ・大規模改造単価（体育館） : 改築単価の 22% とします。
- ・部位修繕 劣化状況評価「C」 : 今後 10 年以内に部位修繕を実施します。  
劣化状況評価「D」 : 今後 5 年以内に部位修繕を実施します。  
(改築・長寿命化改修・大規模改造を今後 10 年以内に実施する場合を除きます。)
- ・部位修繕単価 : 施設用途別かつ部位ごとに定められた、改築単価の 3.0% から 5.6% とします。

※「試算上の区分」の設定が「改築」の場合は、改築等周期は従来型算出の周期と同じ条件です。

【長寿命化型コスト算出イメージ図】

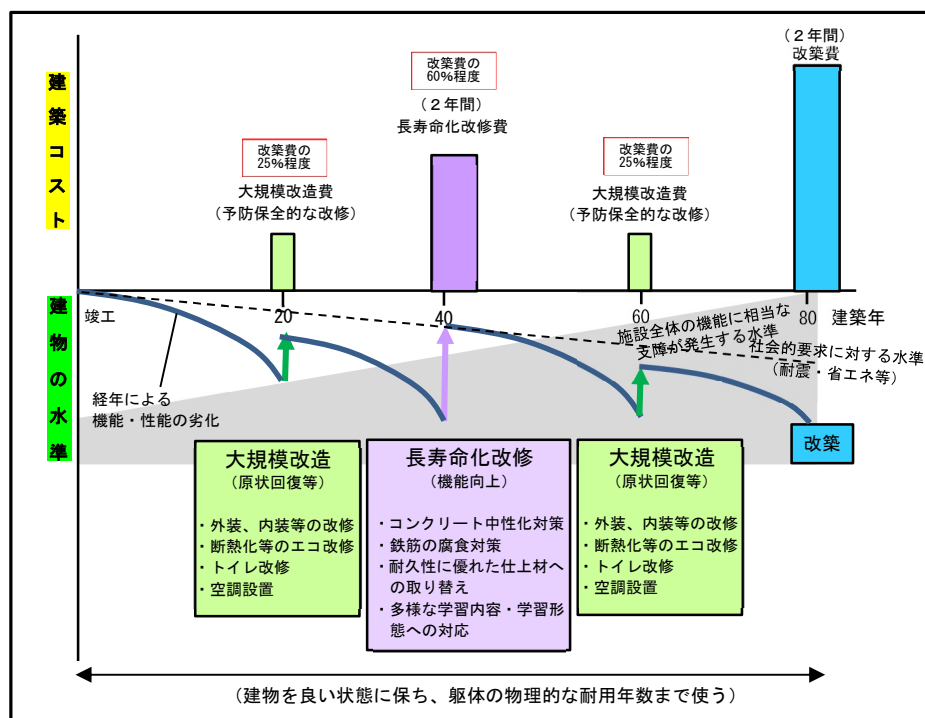


図 3.3.1 長寿命化型コスト算出の考え方

資料 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成 29 年 3 月 文部科学省）より

表 3.3.1 施設分類別の建替え単価

NO	施設の使用用途	単価
1	行政系施設	40 万円/㎡
2	町民文化系施設	40 万円/㎡
3	スポーツ・レクリエーション系施設	36 万円/㎡
4	保健・福祉施設	36 万円/㎡
5	医療施設	40 万円/㎡
6	学校教育系施設	33 万円/㎡
7	社会教育系施設	40 万円/㎡
8	子育て支援施設	33 万円/㎡
9	公営住宅	28 万円/㎡
10	産業系施設	40 万円/㎡
11	供給処理施設	36 万円/㎡
12	その他	36 万円/㎡

更に、長寿命化型コスト算出の考え方に加え、施設ごとの方針<sup>\*</sup>を踏まえ、除却（解体や譲渡等）する建物は建替えしない等の条件を設定した上で、建物における長寿命化型の算出を行っています。

<sup>\*</sup>施設ごとの個別の方針については、建物に係る個別施設計画・長寿命化計画を参照してください。

## （2）インフラ資産における考え方

インフラ資産は、長寿命化修繕計画等がある場合は、それぞれの長寿命化修繕計画で算出された結果に従います。算出方法については、「各施設における将来コスト算出方法」で触れたとおり、各長寿命化修繕計画で算出された結果、または、過去の投資的経費の実績を計上します。

インフラ資産（水道施設、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、林業集落排水施設）の建屋に係る建替え、大規模改修に係る経費の算出は、建築系公共施設に準じて算出します。



## 4. 公共施設等に対する投資的経費の見通し及び中長期的な経費の見込み

### (1) 公共施設等の投資的経費の状況

令和3年度の決算書によると、建築系公共施設及びインフラ資産に係る投資的経費は、約17.2億円となっています。最近5か年の平均では約17.6億円となっています。この17.6億円を将来の公共施設等の更新や修繕に必要な経費の見込み額（充当可能財源）として設定し、後述する公共施設等の更新にかかる費用の算出結果と比較することとします。

下図に、本町における過去5年間の投資的経費の推移を示します。

表 3.4.1 公共施設等に対する投資的経費の推移 (百万円)

施設種別	年度	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	合計	年平均
建物		2,136	734	15	267	1,146	4,298	860
道路		284	479	802	113	163	1,841	368
橋梁		12	34	343	26	0	416	83
水道		676	237	222	303	317	1,755	351
下水道等		151	89	62	88	91	481	96
合計		3,259	1,573	1,445	797	1,716	8,790	1,758

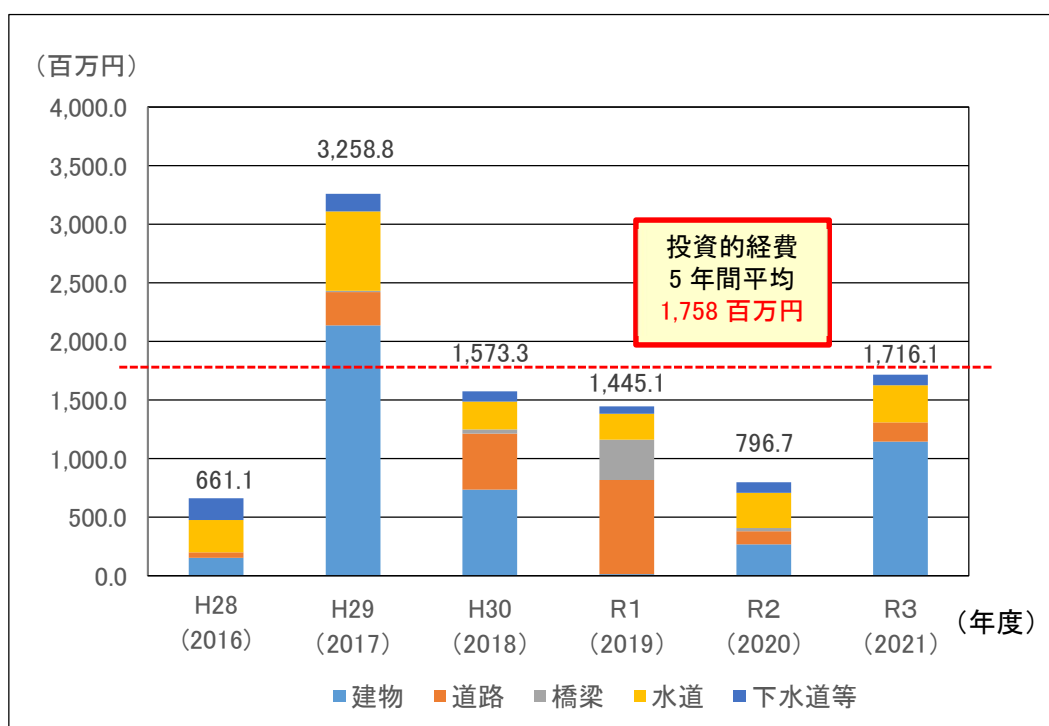


図 3.4.1 投資的経費の推移

出典：南会津町決算書より

## (2) 公共建築物における過去の施設関連経費

本町の公共建築物における過去の施設関連経費は、次のとおりです。過去の歳出実績における建築系公共施設の維持・更新コストは、1年間当たり約11.5億円の施設関連経費となっています。

表 3.4.2 建築系公共施設における過去の施設関連経費の内訳 (千円)

費用内訳	年度	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	合計	年平均
施設整備費		644,664	223,093	406,838	470,176	553,109	2,297,880	459,576
その他施設整備費		0	0	0	0	0	0	0
維持修繕費		202,231	208,605	200,810	217,183	218,293	1,047,123	209,425
光熱水費・委託費		461,860	469,770	528,514	461,558	490,928	2,412,631	482,526
合 計		1,308,755	901,468	1,136,163	1,148,917	1,262,330	5,757,633	1,151,527

### (3) 公共施設等の中長期的な経費の見込み（耐用年数で単純更新する場合）

建築系公共施設及び土木系公共施設（インフラ資産）について算出した結果を合わせた、全ての公共施設等における今後40年間の更新等に係る費用の見通し額を、「耐用年数で単純更新する場合」の条件で算出しました。

※水道施設の算出結果は水道ビジョンにおける算出結果ではなく、表3.1.1の条件で算出したものです。

#### 【算出結果】

##### ① 全ての公共施設等

◆全ての公共施設等に対する充当可能財源：年間約17.6億円 （過去5年間における投資的経費の平均額。事務費・解体撤去費等を除く）
◆40年間の更新等算出額：約2,071.4億円
◆年間更新等算出額：約51.8億円（充当可能財源の約2.9倍）
◆年間不足額：51.8億円 - 17.6億円 = 約34.2億円不足

表3.4.3 今後の維持更新コスト（耐用年数で単純更新する場合）（億円）

項目	当初10年間 (R5~R14)	11~20年目 (R15~R24)	21~30年目 (R25~R34)	31~40年目 (R35~R44)	合計	年平均
建築系公共施設	520.9	181.2	220.0	82.3	1,004.3	25.1
道路	153.3	153.3	153.3	153.3	613.4	15.3
橋梁	16.6	9.3	10.3	24.9	60.9	1.5
水道	64.6	64.6	64.6	83.3	277.1	6.9
下水道等	0.0	8.0	80.8	26.9	115.7	2.9
合計	755.5	416.4	529.1	370.6	2,071.4	51.8

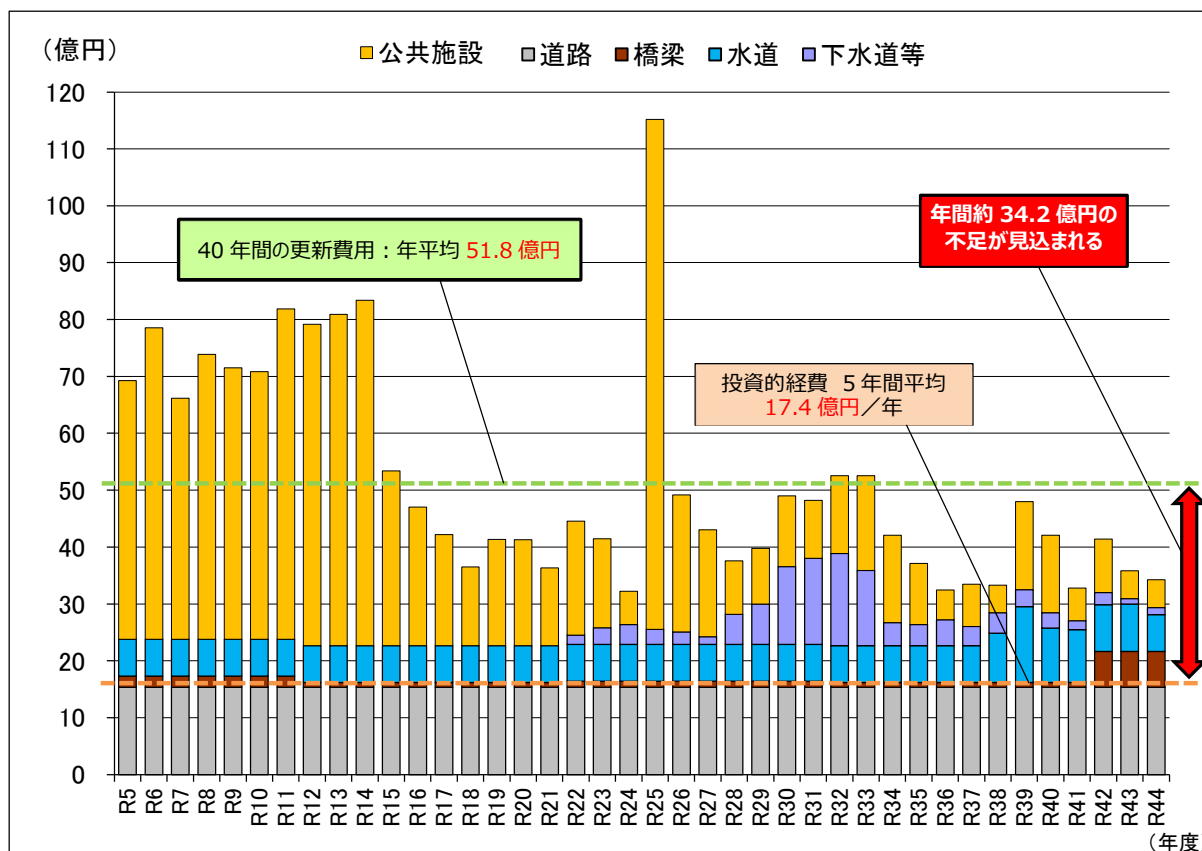


図3.4.2 今後の維持・更新コスト（耐用年数で単純更新する場合）

#### (4) 公共施設等の中長期的な経費の見込み（長寿命化等対策を実施する場合）

建築系公共施設及び土木系公共施設（インフラ資産）について算出した結果を合わせた、全ての公共施設等における今後40年間の更新等に係る費用の見通し額を、「長寿命化等対策を実施する場合」の条件で算出しました。

※水道施設の算出結果は水道ビジョンにおける算出結果ではなく、表3.1.1の条件で算出したものです。

##### 【算出結果】

##### ① 全ての公共施設等

- ◆全ての公共施設等に対する充当可能財源：年間約17.6億円  
（過去5年間における投資的経費の平均額。事務費・解体撤去費等を除く）
- ◆40年間の更新等算出額：約1,222.3億円
- ◆年間更新等算出額：約30.6億円（充当可能財源の約1.8倍）
- ◆年間不足額：30.6億円 - 17.6億円 = 約13.0億円不足

表3.4.4 今後の維持更新コスト（長寿命化等対策を実施する場合）（億円）

項目	当初10年間 (R5~R14)	11~20年目 (R15~R24)	21~30年目 (R25~R34)	31~40年目 (R35~R44)	合計	年平均
建築系公共施設	303.5	173.7	176.5	226.5	880.2	22.0
道路	36.8	36.8	36.8	36.8	147.2	3.7
橋梁	4.0	4.0	4.0	4.0	16.0	0.4
水道	35.1	35.1	35.1	35.1	140.4	3.5
下水道等	9.6	9.6	9.6	9.6	38.4	1.0
合計	389.1	259.2	262.0	312.0	1,222.3	30.6

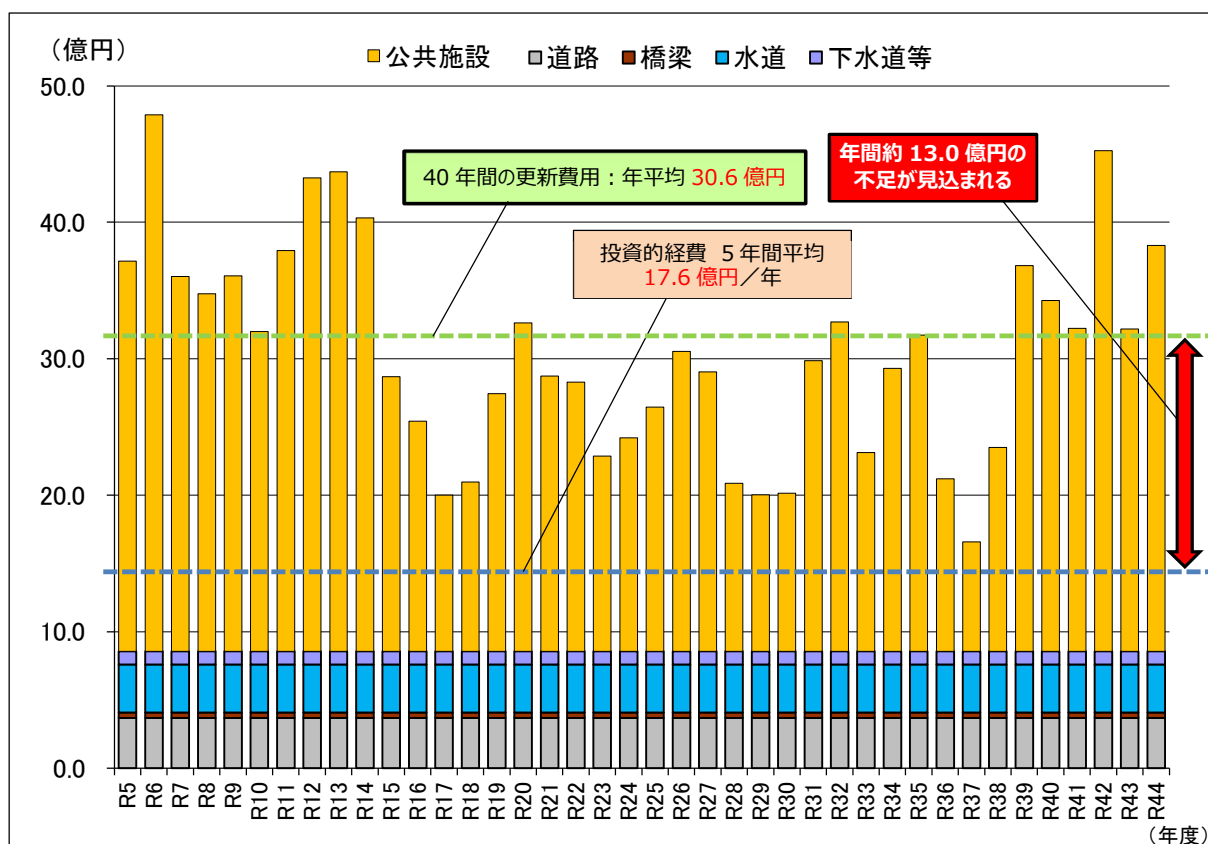


図3.4.3 今後の維持・更新コスト（長寿命化等対策を実施する場合）

## 5. 長寿命化等の対策による将来コストの削減効果



下記は、耐用年数で単純更新する場合と長寿命化等の対策を実施する場合における、それぞれの将来コストを比較した結果です。

表 3.5.1 長寿命化等の対策を実施する場合による経費の縮減効果 (億円)

① 耐用年数で単純更新する場合の中長期的な経費の見込み						
項目	当初10年間 (R5~R14)	11~20年目 (R15~R24)	21~30年目 (R25~R34)	31~40年目 (R35~R44)	合計	年平均
建築系公共施設	520.9	181.2	220.0	82.3	1,004.3	25.1
道路	153.3	153.3	153.3	153.3	613.4	15.3
橋梁	16.6	9.3	10.3	24.9	60.9	1.5
水道	64.6	64.6	64.6	83.3	277.1	6.9
下水道等	0.0	8.0	80.8	26.9	115.7	2.9
合計	755.4	416.4	529.0	370.6	2,071.4	51.8

② 長寿命化等の対策を実施する場合の経費の見込み						
項目	当初10年間 (R5~R14)	11~20年目 (R15~R24)	21~30年目 (R25~R34)	31~40年目 (R35~R44)	合計	年平均
建築系公共施設	303.5	173.7	176.5	226.5	880.2	22.0
道路	36.8	36.8	36.8	36.8	147.2	3.7
橋梁	4.0	4.0	4.0	4.0	16.0	0.4
水道	35.1	35.1	35.1	35.1	140.4	3.5
下水道等	9.6	9.6	9.6	9.6	38.4	1.0
合計	389.1	259.2	262.0	312.0	1,222.3	30.6

③ 長寿命化等の対策を実施する場合の縮減額 (= ① - ②)						
項目	当初10年間 (R5~R14)	11~20年目 (R15~R24)	21~30年目 (R25~R34)	31~40年目 (R35~R44)	合計	年平均
建築系公共施設	217.4	7.5	43.5	-144.2	124.1	3.1
道路	116.5	116.5	116.5	116.5	466.2	11.6
橋梁	12.6	5.3	6.3	20.9	44.9	1.1
水道	29.5	29.5	29.5	48.2	136.7	3.4
下水道等	-9.6	-1.6	71.2	17.3	77.3	1.9
合計	366.4	157.2	267	58.7	849.2	21.1

※水道施設の算出結果は水道ビジョンにおける算出結果ではなく、46ページの条件で算出したものです。

長寿命化等の対策を実施する場合、今後40年間の中長期的な費用の総額では約849.2億円、年間で約21.1億円の経費面での縮減効果が得られるものと見込まれます。

しかし、長寿命化等の対策を実施した場合でも、年間で約13.0億円の不足が見込まれます。このことより、今後は随時、建物の更新時期を迎える施設の維持管理方針について検討した上で、施設総量（延床面積）縮減に取り組む必要があるといえます。

## 第4章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

### 1. 現状や課題に関する基本認識

#### (1) 建築系公共施設の大規模改修・建替え等への対応

本町では、建築系公共施設の多くは昭和50年代半ば頃と平成に入ってしばらくの間に整備されたものが多く、年代の古い施設には学校教育系施設、平成に入ってからスポーツ・レクリエーション系施設が比較的多く整備されています。

また、本町の公共施設の保有量は同規模自治体と比較してかなり多く、延床面積の合計は約24.5万㎡、一人当たり延床面積は16.92㎡/人となっています。

#### 【参考】一人当たり延床面積の全国平均値：3.22㎡/人

資料：「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」

(平成24年3月 総務省)

今後、これらの建築系公共施設は、老朽化が進み、更新費用の増大が見込まれることから、現在の施設をそのまま維持すると、町の財政、行政サービス（機能維持）に重大な影響を及ぼす可能性があります。

そのため、中長期的な視点から計画的・戦略的に公共施設総量の大幅な削減（再編成・管理等）に取り組んでいく必要があります。

#### (2) 人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の人口は、減少傾向で推移しており、今後も減少していくものと推計されています。また、高齢人口比率も将来は40%以上で推移するものと推計され、人口減少・少子高齢化がさらに進行すると想定されています。

そのため、住民ニーズの変化に対応した、適切な公共施設の配置や機能の再編成を検討していく必要があります。

#### (3) 財政状況への対応

今後の人口減少に伴い、町税収入等一般財源の減少が想定されることから、公共施設等の維持管理の財政確保は、今後、益々厳しくなっていきます。

そのため、厳しい財政状況の中で、公共施設の管理・運営にかかる費用を縮減するとともに、費用の平準化を図っていく必要があります。

また、町民の協働による維持管理費の削減、民間企業との連携や事業の効率化等に取り組んでいく必要があります。

## 2. 上位・関連計画の方向性



### (1) 第3次南会津町総合振興計画における方針

本町の最上位計画である「第3次南会津町総合振興計画」では、施策の目指す姿や主な取組、公共施設等の方向性について定められています。この計画を踏まえて、本計画における基本的な方針を策定します。

項目	計画の概要
<p>計画の考え方等</p>	<p><b>【計画の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定年月 : 令和5年3月</li> <li>・策定主体 : 南会津町</li> <li>・計画期間 : 令和5年度～令和12年度</li> </ul> <p><b>【3つのまちづくりの理念】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとが“集まる”まち</li> <li>・ひとを“育む”まち</li> <li>・みんなが“輝く”まち</li> </ul> <p><b>【まちの将来像】</b></p> <p>自然と人が笑顔を育むまち ～ともに生きる みんなのふるさと～</p> <p><b>【目標の柱】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 豊かな自然ときれいな水が育む元気に安心して過ごせるまちづくり</li> <li>2 魅力を高め活力を生み出すヒト・モノ・カネの好循環化</li> <li>3 快適で充実した生活が送れる魅力ある生活基盤づくり</li> <li>4 世代を超えて「南会津愛」を育む“共育”のまちづくり</li> <li>5 誰もが主役で誰もがつながる未来を見据えた協働によるまちの運営</li> </ol>
<p>公共施設の整備等に 関連する主な項目</p>	<p><b>【公共施設等に関連する記載事項】</b></p> <p><u>施策⑤地域特性をいかした農林業の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活基盤の保全と整備（農道や林道、用排水路といった基盤整備）</li> </ul> <p><u>施策⑦観光・地域間交流のさらなる推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光に関する設備などの充実（観光施設などの障害の除去）</li> </ul> <p><u>施策⑨良好な居住環境の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市的機能の充実（幹線道路の整備）</li> <li>・高齢者向け住宅の整備</li> </ul> <p><u>施策⑩持続可能な上下水道</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全安心な水資源の確保（水道施設の維持管理、老朽管の更新）</li> <li>・生活排水対策の充実（下水道計画区域内の管路整備、処理施設の維持管理）</li> </ul> <p><u>施策⑬学ぶ力を育てる学校教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して学べる教育環境の充実（学校施設の長寿命化）</li> </ul> <p><u>施策⑰効率的・効果的な行財政運営</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の適切な管理</li> </ul>

## (2) 関連計画等における方針

公共施設やインフラに関する個別に策定された既往計画等との整合を図りながら、本計画における基本的な方針を策定します。

施設の種別	計画名称	計画の概要
全般	第4次 南会津町行政改革大綱	<p><b>【計画の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定年月：令和3年3月</li> <li>・策定主体：南会津町</li> <li>・計画期間：令和3年度～令和7年度</li> </ul> <p><b>【行政改革の基本方策】</b></p> <p>第1 住民の視点に立った行政運営</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民との協働によるまちづくり</li> <li>2 住民へのサービス向上</li> <li>3 多様な視点に立った公共サービス</li> </ol> <p>第2 行政経営の視点に立った行政運営</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 行政組織の運営強化</li> <li>2 働き方改革</li> <li>3 財政の健全化・効率化</li> </ol> <p><b>【公共施設等に関連した項目】</b></p> <p>3 財政の健全化・効率化</p> <p>(3) 財産の適正な管理と有効利用</p> <p>「南会津町公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画第1期（令和元年度から令和8年度）が策定され、将来人口動向や財政状況を踏まえた公共施設の縮減、長寿命化、供給量の適正化の推進、老朽化の状況・利用実態及び需要の見通しの把握、継続する施設の計画的な建替え、修繕等による品質の保持や機能改善。</p> <p>施設の民間活力の導入検討等による効率的な管理・運営の推進や、他の用途との複合化等、既存施設の有効活用や遊休施設及び遊休地の利活用。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 個別施設計画第1期に基づく維持管理経費の削減</li> <li>② 遊休施設等の利活用</li> </ol>



施設の種類別	計画名称	計画の概要
全般	南会津町耐震改修促進計画	<p>【計画の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定年月：令和4年3月</li> <li>・策定主体：南会津町</li> <li>・計画期間：令和3年度～令和12年度</li> </ul> <p>【計画の位置づけ】</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）第6条第1項の規定に基づき、国の基本方針及び県計画、さらには南会津町地域防災計画を踏まえて、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針として策定。</p> <p>【耐震改修等の目標の設定】</p> <p>地震による被害を軽減するため、建築物ストックの多数を占める住宅の倒壊等を減らすことが重要であり、令和12年度末までに、耐震化率を85%とすることを目標とする。</p> <p>特定建築物については、可能な限り早期に耐震性が確保されることを目標とし、国の各省庁が建築物の耐震化目標を定め、進捗管理、結果公表に取り組んでいる状況を踏まえ、目標値設定は行わない。</p>
全般	南会津町公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針	<p>【方針の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制定年月日：平成25年2月25日</li> <li>・制定主体：南会津町</li> </ul> <p>【計画の位置づけ】</p> <p>「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、国が定めた公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針及び福島県が定めた「ふくしま県産材利用推進方針」に即し、南会津町内における公共建築物の整備等において、町産材の利用を推進するための基本的な事項及び町産材の利用促進のために講ずるべき基準等について必要な事項を定めるもの。</p> <p>【基本的事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共建築物の木造化及び木質化の推進</li> <li>(2) 公共備品等における木製品導入の推進</li> <li>(3) 公共土木事業等における木材利用の推進</li> <li>(4) 木材資源の多角的利用の推進</li> </ol>

施設の種別	計画名称	計画の概要
全般	南会津町過疎地域持続的発展計画	<p><b>【計画の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定年月：令和2年3月</li> <li>・策定主体：南会津町</li> <li>・計画期間：令和3年度～令和7年度</li> </ul> <p><b>【過疎地域整備の基本的方向】</b> 地域の個性と特徴を磨き、みんなが元気で活力ある地域として自立できるように“集まる”“育む”“輝く”まちづくりを進める。</p> <p><b>【移住・定住・地域間交流の促進、人材育成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設、空き家等の活用</li> </ul> <p><b>【産業の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米穀乾燥調製施設、育苗施設の整備促進</li> <li>・公共施設の木質化を含め木材利用の推進</li> <li>・商業基盤整備を目的に共同駐車場やポケットパーク等の利便性向上につながる施設の整備</li> <li>・冬期観光資源の主体である会津高原スキー場群の連携を図りながら、さらに施設やサービスの充実</li> </ul> <p><b>【交通通信体系の整備、情報化及び地域交流の促成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な町道の計画的整備促進、集落内の生活道路の改良舗装、安全性を確保するため防雪柵の整備や歩道の整備</li> </ul> <p><b>【生活環境の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した管路の更新や漏水防止、自然災害の被害を最小限に抑え、迅速に復旧できる施設整備</li> <li>・公共下水道及び農業集落排水処理施設の修繕</li> <li>・合併処理浄化槽の普及促進</li> <li>・老朽化した町営住宅の建替及び改修事業の推進</li> </ul> <p><b>【子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立・町立保育所及び幼稚園の施設・設備の充実</li> <li>・児童公園等の施設整備</li> <li>・手すりの設置や段差解消等の住宅改修事業の推進</li> <li>・ユニバーサルデザインやバリアフリーを取入れた公共施設の整備</li> <li>・高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）の整備推進とともに、民間事業者が計画する福祉施設の整備の支援</li> <li>・温泉保養施設等の整備充実</li> <li>・障がい者のための福祉施設の整備充実</li> </ul> <p><b>【教育の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全を最優先した教育施設の整備とともに、老朽化した教職員住宅、給食センター及び幼稚園の設備改修</li> <li>・御蔵入交流館の文化ホール、公民館施設、図書館をはじめとする生涯学習関連施設の有効活用</li> <li>・総合体育館の整備</li> </ul>

施設の 種別	計画名称	計画の概要
全般	南会津町過疎地域持続的発展計画	<p>【集落の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区集会施設の整備</li> </ul> <p>【地域文化の振興等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内の文化財、指定文化財の修復、改修工事</li> </ul> <p>【再生可能エネルギーの利用と推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SDGsの普及啓発</li> <li>・ 太陽光などの再生可能エネルギー導入へ向けた取り組みの推進</li> </ul>
インフラ資産	南会津町 地域公共交通網形成計画	<p>【計画の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定年月：平成31年3月</li> <li>・ 策定主体：南会津町</li> <li>・ 計画期間：2019年度～2025年度</li> </ul> <p>【バイパス拡幅工事】</p> <p>区画整備事業と連携した町づくりを支援するため、道路の整備を行う。</p>
インフラ資産	南会津町橋梁 長寿命化修繕計画	<p>【計画の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定年月：令和2年3月</li> <li>・ 策定主体：南会津町</li> <li>・ 計画期間：2020年～2069年</li> </ul> <p>【基本的な方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な維持管理について、橋梁を良好な状態に保つため、パトロールや清掃を実施する。</li> <li>・ 健全性（劣化度）と管理区分による重要度から求めた優先順位を踏まえ、平準化を行う。</li> </ul>
インフラ資産	南会津町水道事業 アセットマネジメント計画	<p>【計画の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定年月：令和3年3月</li> <li>・ 策定主体：南会津町</li> </ul> <p>【基本的な方針】</p> <p>施設の統廃合により、施設更新費用や維持管理費用の削減を図る。</p>

### 3. 公共施設等の管理に関する基本的な方針



現状や課題に関する基本認識を踏まえて、公共施設等の総合的な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するために、以下の3つの基本的な考え方に基づき、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等を検討していきます。

#### ① 供給量の適正化の推進

将来の人口動向や財政状況を踏まえて、公共施設の総量（延床面積）の削減を図り、公共施設のコンパクト化（統合、廃止及び解体等）及び維持継続する施設の長寿命化を推進し、供給量の適正化を推進します。

#### ② 既存施設の有効活用

既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえて、建築年度が古く今後も継続していく必要がある施設については、計画的な建替え、修繕・改善による品質の保持や機能改善に努めるとともに、施設によっては他の用途との複合化を図り、既存施設の有効活用を推進します。

#### ③ 効率的な管理・運営の推進

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立を進めるとともに、管理・運営の民間活力の導入の検討（民間に管理・運営を任せられる施設の民間への移管等）などにより、効率的な管理・運営を推進します。

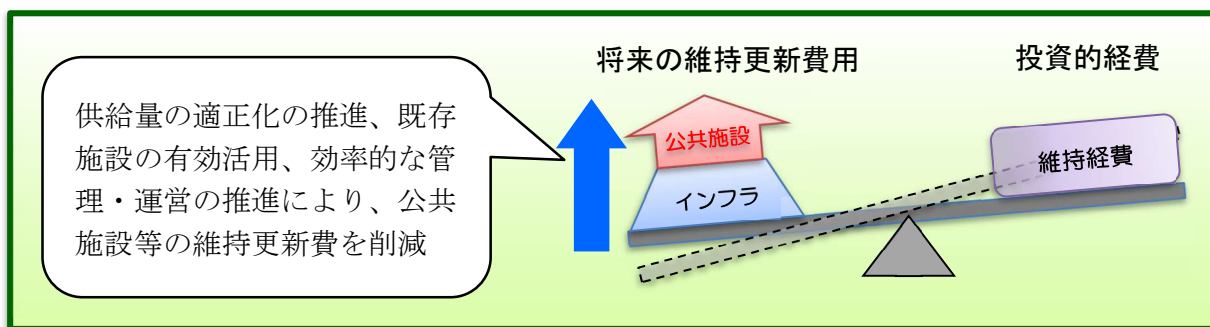


図 3.1.1 公共施設等の維持更新費の削減イメージ

また、以下の供給・品質・財務に関する基本方針に基づき、公共施設等の総合的、計画的な管理を推進します。

**a. 供給に関する基本方針**

■ **機能の複合化等による効率的な施設の配置**

住民サービスを継続する上で廃止できない施設は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置及びニーズの変化への対応を検討します。

■ **施設総量の適正化**

関連計画や重点施策との整合性、住民ニーズ等を踏まえながら、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

**b. 品質に関する基本方針**

■ **計画的な長寿命化の推進**

建築年代が古い施設については、大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて機能の変更や複合化の検討とともに施設の長寿命化を推進します。

■ **予防保全の推進**

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。

**c. 財務に関する基本方針**

■ **維持管理費用の適正化**

現状の維持管理にかかる費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

■ **長期的費用の縮減と平準化**

大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

■ **民間活力の導入**

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

## (1) 点検・診断等の実施方針

### <建築系公共施設>

建築系公共施設は年々老朽化が進むことから、長期的な視点のもと、建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止することが重要になります。

そのためには建築系公共施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施にあたっては、建設時から経過した年月及び建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは、建築系公共施設を建設時期によって、次の表に示すとおりに①旧耐震基準、②新耐震基準（前期）、③新耐震基準（後期）の3段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

表 4.3.1 建築時期による建築物の分類

建築物の分類	要件
①旧耐震基準	昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設とする。
②新耐震基準（前期）	新耐震基準に適合するが、建築後16年以上経過した施設とする。
③新耐震基準（後期）	新耐震基準に適合し、建築後15年以内の施設とする。

注) 改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル（H22.7改訂）国土交通省 参照

大規模修繕の一つでもある躯体改修工事や外壁塗装の修繕周期は建設後概ね10年から15年が目安とされていることより、建築後15年以内の施設は「新耐震基準（後期）」とし、16年以上経過した建築物を「新耐震基準（前期）」と設定した。

#### ①旧耐震基準建築物

これらの施設は、旧耐震基準で建築されていることから、建物の安全性が確保されているか否かという点が重要です。そのため、耐震診断が未実施の施設については速やかに耐震診断を実施し、耐震性を有する建築物かどうかの把握に努めます。また、既に耐震化済みの施設や耐震診断結果により耐震性を保有すると判断される施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

#### ②新耐震基準建築物（前期）

これらの施設のうち、昭和50年代に建築された施設は、建築後概ね40年が経過し、既に大規模改修の実施時期を迎えています。そのため、これらの施設を中心に、施設の劣化状況の把握に努めるとともに、情報の一元管理を進め、大規模改修の実施の検討を進めます。

### ③新耐震基準建築物（後期）

これらの施設は、建築後の経過年数も浅く設備の整った施設が多いことから、長期使用を前提として、日常点検や定期点検の実施により施設の劣化状況の把握に努め、建築後 15 年を目安に劣化調査等の実施を検討します。また、これまで策定した関連計画等も踏まえつつ、長期的な視点のもと、建築物等の管理・有効活用を図ります。

#### <インフラ資産>

インフラ資産は、地域の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し長期にわたり使用できるよう「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、施設管理者と協議の上で次期点検・診断に活用する効果的・効率的なメンテナンスサイクルの確立を図ります。

### （２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

#### <建築系公共施設>

建築系公共施設については、日常の保守によって劣化及び機能低下を防ぎ、住民にとって安全に使用される必要があります。建築系公共施設を供用し続けるには、設備機器の運転や清掃等が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検や注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。そのため、修繕や小規模改修に対しては速やかな対応ができる体制を構築していきます。

また、施設の更新にあたっては、人口の動向や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築<sup>※1</sup>を検討し、効率的な施設の配置を目指すとともに、省エネ対応機器の導入等によりトータルコストの縮減に努めます。

※1 減築は、既存の建築物の一部を除却して使用するものであり、近年事例が増えています。

#### <インフラ資産>

インフラ資産は、費用対効果や経済活動等の基盤としての経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新にあたっては各個別施設計画（長寿命化修繕計画）の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

### (3) 安全確保の実施方針

#### <建築系公共施設>

建築系公共施設における安全確保は、利用者の安全を担保し、万一の災害等に遭遇したときに被害を最小限にとどめ、円滑に復旧する体制を整えることです。そのため、日常点検や定期点検により施設の劣化状況の把握に努めます。さらに、災害時に避難所等となる防災機能を有する建築系公共施設もあることから、点検の結果により危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら計画的な維持補修や更新に努めるほか、ユニバーサルデザイン化の推進等により機能の維持や安全性の確保を図ります。

また、老朽化により供用廃止された施設や今後とも利用見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の解体等の処置により安全性の確保を図ります。

#### <インフラ資産>

点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産の安全性の確保に努めます。

### (4) 耐震化の実施方針

#### <建築系公共施設>

建築系公共施設の耐震改修の状況については、耐震不要な施設を合わせて耐震化対応を実施した施設は、棟数では全体の79.9%、延床面積では全体の81.1%となっています。

また、耐震改修が未実施の施設は、棟数では20.1%、延床面積では18.9%となっています。

今後も、優先的に耐震化を図るべき建築物とされている「住宅」、「特定建築物」及び「町有建築物（特定建築物及び防災上重要建築物）」の耐震化を計画的に推進します。

#### <インフラ資産>

インフラ資産は利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。



## （５）長寿命化の実施方針

### ＜建築系公共施設＞

定期的な点検・診断に基づく総合的かつ計画的な予防保全型の管理によって、建築系公共施設の長寿命化を図っていきます。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕を計画的に行い、建築系公共施設を健全な状態に保ち、一定水準以上の良好な状態を保つことを目指します。

施設の長寿命化にあたっては、長寿命化を実施することによりライフサイクルコストの縮減を見込むことができる施設を対象とします。

該当する施設は、定期点検や予防保全の結果を踏まえて計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。また、これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

### ＜インフラ資産＞

インフラ資産については、今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、予防保全によって、致命的な大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。

## （６）複合化・集約化や廃止の推進方針

### ＜建築系公共施設＞

建築系公共施設の複合化・集約化や廃止に際しては、上位関連計画である総合計画等を踏まえ、建築系公共施設のあり方について見直しを行うことにより適正な配置と効率的な管理運営を目指し、将来にわたって真に必要なとなる公共サービスを持続可能なものとするよう検討していきます。

具体的には、必要なサービス水準の維持・向上を念頭におきながら、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進め、施設総量（延床面積）のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。

また、現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、施設の利用状況や運営状況等を踏まえつつ、人口構成の変動や財政状況等を勘案しながら保有の必要性を検討し、保有総量の縮減を図ります。

### ＜インフラ資産＞

インフラ資産は、今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から施設の維持・管理、廃止を計画的に行います。

## **(7) ユニバーサルデザイン化の推進**

建築系公共施設の改修や建替えを行う際には、住民のニーズや関係法令等に基づくユニバーサルデザインによるまちづくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、誰もが安全・安心で快適に利用できるようユニバーサルデザインへの推進を検討することとします。

## **(8) 地球温暖化対策の推進**

### **<建築系公共施設>**

建築系公共施設の更新や長寿命化改修時には、再生可能エネルギー設備等の導入を踏まえ、必要に応じて太陽光発電装置の導入、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入を見込んだ事業や廃棄物の焼却における熱回収事業を実施することで、二酸化炭素の排出量削減を推進することとします。

### **<インフラ資産>**

インフラ整備面では、EV（電気自動車）等の電動交通体系を見込んだインフラ整備の実施等により、カーボンニュートラルの実現に向けた施策を講ずることを検討していきます。

## (9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

### ① 庁内における意識啓発

庁内の横断的な連携により、公共施設等の一元的かつ一体的な管理を行いつつ、予算編成においても全体計画を見据えた優先順位付けを行い、ムダやムラのない維持管理を行っていきます。

また、公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

### ② 民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくうえで、「運営経費の適正化」「住民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。

今後は、「南会津町行政改革大綱」等に基づき、指定管理者制度の導入や事業の民間委託を進めるとともに、民間活用による効果が期待できる施設については、PPP<sup>※1</sup>やPFI<sup>※2</sup>の導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化や行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

※1：PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)とは、公民が連携して公共サービスの提供を行う枠組みのこと

※2：PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)はPPPの代表的な手法の一つであり、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るというもの

### ③ 住民との情報共有と協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に住民が利用する施設の規模の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である住民の理解が必要不可欠です。

そのため、住民に対し、町が直面する状況を認識いただくとともに、公共施設等のあり方を考えていただくため、本町の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。

また、住民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、住民との協働による公共施設等の維持管理のあり方について検討します。

## 4. 建築系公共施設における施設用途ごとの基本的な方針

建築系公共施設における施設用途ごとの管理についての基本的な方針は次のとおりです。個別の方針については「南会津町公共施設等総合管理計画 個別施設計画 第1期」をご覧ください（本計画には、主要事項について■印のとおりに記載します）。

	施設の用途	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用（案）
1	行政系施設	<p>【施設の現状等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町役場や各地域の総合支所をはじめ、消防・水防施設などの施設、機能があります。</li> <li>■平成29年7月に、南会津町役場新庁舎が供用開始しました。</li> </ul> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合支所は合併前の延床面積を維持しており過剰であるため、現状の機能や職員数に対して適正化する必要があります。</li> <li>築30年を超える建物が、延床面積割合で約半数を占めており、老朽化対策が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の行政サービス拠点として、また、防災やまちづくり・交流等の多様な機能・役割を持った社会基盤として、今後も計画的に管理し、安全性等の確保を行います。</li> <li>■消防自動車車庫（熨斗戸）、東消防ポンプ小屋について、建替えを予定します。</li> <li>■小塩消防車両車庫（第4部）、多々石消防ポンプ置場（第1部）、白沢消防車両車庫（第1部）について、譲渡・廃止を予定します。</li> <li>■下町消防車両車庫（第2部）、小立岩消防車両車庫（第6部）について、除却を予定します。</li> </ul>
2	町民文化系施設	<p>【施設の現状等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公民館や集会所等の集会施設をはじめ、生活改善センターや交流センターといった住民活動施設があり、コミュニティ拠点としての役割を果たしています。</li> </ul> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>館岩、伊南、南郷の各地域における一人当たりの保有量が過剰な状況となっています。</li> <li>築30年を超える建物が、延床面積割合で約8割となっており、老朽化が進行しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な町民活動の場として、また、日常的なふれあい・交流の場となるコミュニティ拠点として、今後も計画的に管理します。</li> <li>民間に管理・運営を任せられる施設については、民間活力の導入・民間への移管を行います。</li> </ul>
3	スポーツ・レクリエーション系施設	<p>【施設の現状等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>体育館や武道館、プールなどのスポーツ系施設、公園、キャンプ場などの観光・レクリエーション系施設があります。</li> </ul> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>類似団体と比較して、スポーツ・レクリエーション施設を含む「その他公共用財産」の保有状況が群を抜いて多く、是正する必要があります。</li> <li>保有面積が全施設のうち29.7%を占めており、最も保有割合が大きな施設用途となっています。</li> <li>スキー場を中心に、館岩、伊南、南郷の各地域における一人当たりの保有量が過剰な状況となっています。</li> <li>築30年を超える延床面積割合が約6割となっており、老朽化が進みつつあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民の健康や生きがいがづくり、交流等を支援する施設として、今後も計画的に管理します。</li> <li>民間に管理・運営を任せられる施設については、民間活力の導入・民間への移管を進めています。</li> <li>■高畑スキー場（オレンジリフト小屋・山頂、ブルーリフト小屋・山頂）の老朽化に伴い、建替えを予定します。</li> <li>■会津田島祇園会館、高清水自然公園（便所、倉庫、キャンプ場炊事場、キャンプ場ツリーハウス）、会津高原ホテル、ふるさとの家体育館について、廃止を予定します。</li> <li>■さゆり会館、旧小豆温泉窓明の湯について、除却を予定します。</li> </ul>

	施設の用途	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用（案）
4	保健・福祉施設	<p>【施設の現状等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健センターや高齢者福祉施設等の拠点施設があります。</li> <li>・比較的新しい建物の割合が大きい施設用途となっています。</li> </ul> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・館岩、伊南地域における人口一人当たりの保有量が多い状況です。地域福祉を支える観点と需要・利用のバランスを取りつつ、今後の施設のあり方を検討していく必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしの安心感につながる施設として、今後も計画的に管理します。</li> </ul>
5	医療施設	<p>【施設の現状等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊南診療所、南郷診療所、片貝診療所及び南会津町医療包括施設があります。</li> <li>・比較的新しい建物の割合が大きい施設用途となっています。</li> </ul> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・館岩、南郷地域における人口一人当たりの保有量が多い状況です。地域医療を支える観点と需要・利用のバランスを取りつつ、今後の施設のあり方を検討していく必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境の重要な役割を果たす医療拠点として、今後も計画的に管理します。</li> </ul>
6	学校教育系施設	<p>【施設の現状等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校、及び学校給食センター施設があり、学校教育拠点としての役割を果たしています。</li> </ul> <p>■平成29年3月に、檜沢中学校を閉校しました。現在はスポーツ施設として利用しています。</p> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に館岩、伊南、南郷地域においては児童・生徒数の減少が著しい状況です。</li> <li>・館岩地域における一人当たりの保有量が過剰な状況となっています。</li> <li>・通学区の広さからも、これ以上の統廃合を含めた再配置も難しく、地域ごとに小中学校を維持する場合は、複式学級化もやむを得ない状況です。</li> <li>・築30年を超える延床面積割合が9割近くとなっており、他の施設用途と比較しても老朽化が著しい状況です。建替えも含めた老朽化対策が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次代を担う若年層の安全・安心な学びの拠点を今後も確保していくため、計画的に管理します。</li> </ul> <p>■ 檜沢小学校(倉庫)について、建替えを予定します。</p> <p>■ 館岩中学校(プール管理棟)、旧伊南学校給食センターについて、除却を予定します。</p>
7	社会教育系施設	<p>【施設の現状等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・博物館や資料館などの文化施設をはじめ、町民の社会教育活動に供される会館、交流館といった施設があります。</li> <li>・人口一人当たりの保有量を見ると、館岩、伊南、南郷の各地域における施設の保有状況は抑えられ、施設機能の多くが田島地域に集約されている状況がうかがえます。</li> </ul> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・築30年を超える延床面積割合は4割程度となっており、老朽化が進みつつあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の多様な生涯学習活動や、ふれあいの場となるコミュニティ拠点として、今後も計画的に管理します。</li> </ul> <p>■ 奥会津博物館(木地小屋、炭焼小屋、水車小屋、バッテリー小屋)について、除却を予定します。</p>

	施設の用途	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用（案）
8	子育て支援施設	<p>【施設の現状等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・保育所をはじめ、児童クラブ等の施設があります。</li> <li>■びわのかけ保育所について、平成28年4月1日に南会津町社会福祉協議会に移管しました。</li> </ul> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊南、南郷地域における人口一人当たりの保有量が多い状況です。地域の子育て環境を支える観点と需要・利用のバランスを取りつつ、今後の施設のあり方を検討していく必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代の育成や、子育て世代の安心感を確保するために必要な施設であり、今後も計画的に管理します。</li> </ul>
9	公営住宅	<p>【施設の現状等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町営住宅を各地域に整備しています。</li> <li>・人口一人当たりの保有量を見ると、各地域における施設の保有状況は概ね平準化されているといえます。</li> </ul> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・築30年を超える延床面積割合は6割程度となっており、老朽化が進行しています。</li> <li>・将来ストック量の推計や老朽化状況を踏まえた、建替え・廃止方針等を検討する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住環境の支援が必要な方に対する施設として、今後も計画的な管理に努めます。</li> <li>■関本団地、後原団地、田部原団地について、将来的に除却を検討します。</li> </ul>
10	産業系施設	<p>【施設の現状等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修センターや農村環境改善センター等の農林業関連の活動施設をはじめ、生産振興に関わる施設などがあります。</li> </ul> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・築30年を超える建物が、延床面積割合で約半数を占めており、老朽化対策が必要です。</li> <li>・館岩、伊南地域における人口一人当たりの保有量が多い状況です。収益施設については、収支のバランスを見据えた施設の統廃合が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の基幹産業である農業を主として、産業の活性化、地域経済の振興に向け、今後も施設を計画的に管理します。</li> <li>・民間に管理・運営を任せられる施設については、民間活力の導入・民間への移管を行います。</li> <li>■南郷耐雪ハウスについて、除却を予定します。</li> </ul>
11	供給処理施設	<p>【施設の現状等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設、及び公共下水道、農業集落排水施設といった下水道等施設があります。</li> <li>・比較的新しい建物の割合が大きい施設用途となっています。</li> </ul> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用需要を踏まえた、計画的な維持管理が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境の維持等重要な役割を担う上下水道等の関連施設について、今後も計画的に管理します。</li> <li>■上郷浄化センターと統合後、高杖原地区農業集落排水処理施設について、除却を予定します。</li> </ul>
12	その他	<p>【施設の現状等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫や倉庫、教職員住宅、公衆便所などの施設の他、公共施設としての役割を終えた普通財産があります。</li> </ul> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・築30年を超える建物が、延床面積割合で約8割を占めており、老朽化が著しく進行しています。</li> <li>・館岩、伊南、南郷の各地域における人口一人当たりの保有量が多い状況です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民サービスに関わる施設や教職員住宅などについて、今後も計画的に管理します。</li> <li>・普通財産については、有効活用が見込めない建物においては除却を進めます。</li> <li>■スクールバス車庫（田島字後原甲3487-4）、旧針生小学校、旧上郷小学校（プール管理棟等）、旧伊南小学校、旧伊南保育所、上郷教職員住宅（18号、19号、21号、22号）、舟場教職員住宅、松戸原教職員住宅（14号、15号、25号）、館跡車庫、さゆり荘について、除却を予定します。</li> </ul>

## 5. 建築物系公共施設の縮減目標



### (1) 延床面積に関する縮減目標

長寿命化対策等を実施した場合と充当可能財源の相関性を踏まえ、計画期間の40年間(令和44年度まで)における建築物系公共施設の縮減目標を下記のとおりを設定します。

縮減目標は、段階的に10年ごとの目標を設定します。その上で、目標値の達成に向けた検討を10年ごとに行うことで公共施設保有量の適正化を図ります。

表5.1.1 建築系公共施設の縮減目標

		縮減率 (%)	縮減延床面積 (㎡)	縮減後の 延床面積 (㎡)
現 況		—	—	244,504
計画期間の 縮減目標	10年後(令和14年度まで)	11.6%	28,362	216,142
	20年後(令和24年度まで)	23.2%	56,725	187,779
	30年後(令和34年度まで)	34.8%	85,087	159,417
	40年後(令和44年度まで)	46.4%	113,450	131,054

令和5年度～令和44年度の40年間に縮減する延床面積

**113,450 ㎡ (1年間当たり 2,836 ㎡)**

### (2) トータルコストの縮減目標

今後40年間の縮減目標を達成した場合の建築系公共施設の維持管理・更新等に係る経費を算出すると、更新や修繕にかかる費用は単純計算で約471.8億円※、年平均で約11.7億円となります。それでも、1年間に建築系公共施設に見込む充当可能財源(約8.6億円/年)の40年間分の金額(約343.8億円)には約128億円不足することになります。

一方、建物保有量を縮減していくと、その維持管理に係る関連経費も縮減されることとなります。

今後40年間に、建築系公共施設において見込まれる維持補修費及び光熱水費・委託費は約276.8億円となっており、単純に縮減目標の46.4%の縮減率を乗じると約128.4億円の縮減額となります。これを維持管理・更新等の経費に充当することで、充当可能財源に対する不足額約128億円を補えることになるため、建物改修・修繕コストはほぼ維持できる結果が見込まれます。よって、令和44年度までのトータルコストの縮減目標を下記のとおりを設定します。

令和5年度～令和44年度の40年間に縮減するトータルコスト

**408.4 億円 (1年間当たり 10.2 億円)**

※ 880.2億円(長寿命化等対策を実施する場合の見込み額) - 408.4億円(縮減目標46.4%) = 471.8億円を見込みます。

## 6. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策



### (1) 全庁的な取組体制の構築

本町の公共施設等についてはこれまで、各施設の所管・担当部署別に保有する公共施設の維持管理や情報把握を行うなど、「個別・部分最適化」を中心とした管理を行ってきましたが、今後は、コスト面等の必要性から「全体最適化」の視点による全庁的な取組体制を構築します。

そのため、公共施設等の情報について一元的な管理を行う仕組みづくりを進めるとともに、点検や方針の改訂、目標の見直しに係る庁内調整などの総合的な管理を担う部署のもと実施していきます。

また、公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、町財政部門との連携の下、事業の優先度や長期的なコスト管理等についても配慮した上で実施していきます。

### (2) 情報管理・共有のあり方

公共施設等のマネジメントにあたっては、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況や費用対効果など、必要な情報を適宜把握し分析する必要があります。そのため、今回把握した各施設の情報を今後も活用するとともに、適宜更新を行いながら、計画的な管理へとつなげていきます。

また、こうした情報の活用策として、施設の利用状況等も踏まえつつ、施設の長寿命化や余剰施設の抽出、施設の再編・再配置に向けた検討などの際に活かしていくとともに、固定資産台帳などの活用を努め、全庁的、横断的かつ効率的な情報管理・共有に努めます。

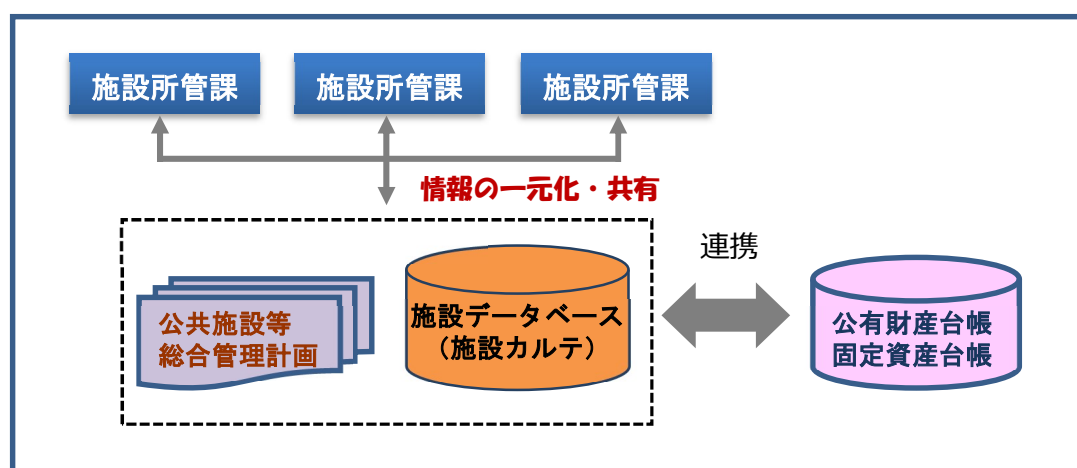


図 6.1.1 情報の管理・共有のイメージ



## 7. フォローアップの実施方針



本計画を着実に進めていくため、計画から始まるPDCAサイクルを推進していくことが重要です。

「PLAN（計画）」では、上位・関連計画を踏まえながら本計画の策定を行い、「DO（実施）」では本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の蓄積等による情報管理や、再編・再配置の実施方針の策定及び推進等による公共施設等のマネジメントを庁内横断的に実施します。

また、その後も「CHECK（検証）」として、施設データベースの活用などにより定期的に評価・検証を行い、「ACTION（改善）」では、評価・検証の結果、機能の低下や利用者の減少などが認められた場合には、結果を踏まえて費用の削減や機能の更新などを実施します。

さらに、必要に応じて「PLAN（計画）」を見直すなど、柔軟かつ効果的に計画を推進します。

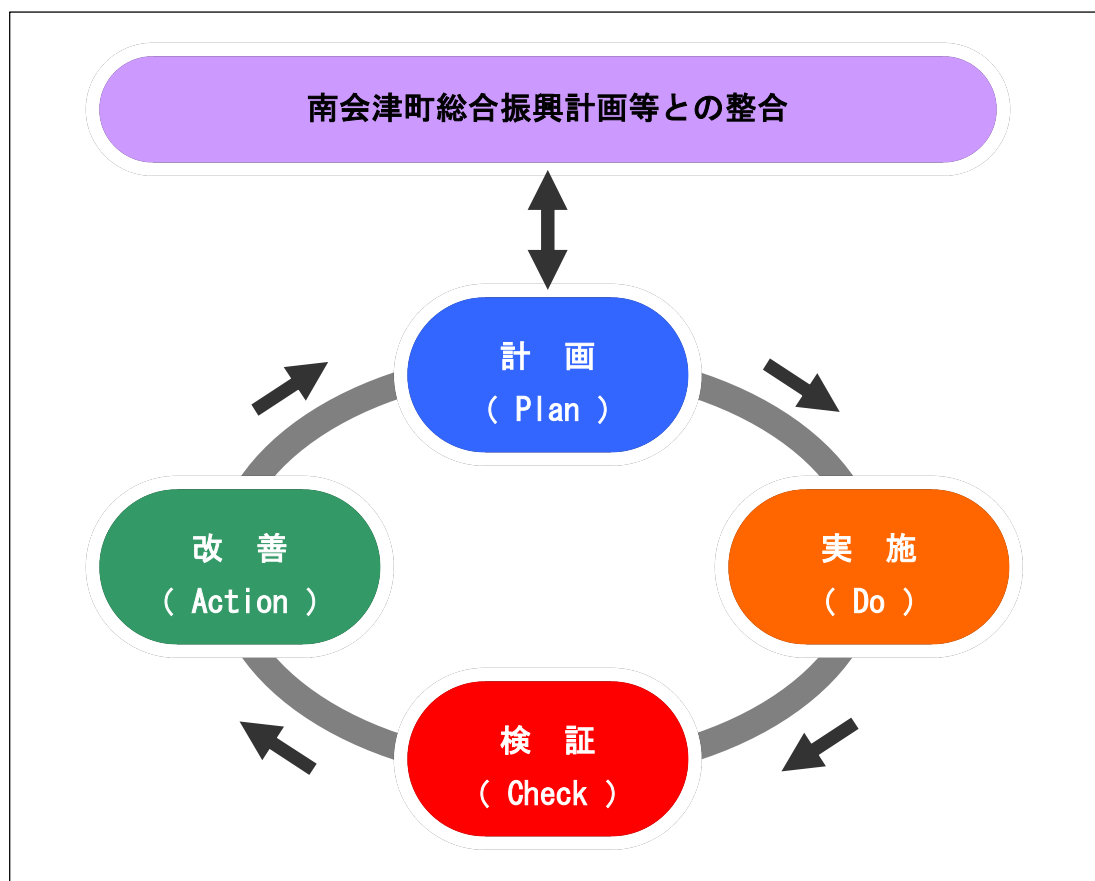


図7.1.1 PDCAサイクルに基づく、計画的・効果的な実施とフォローアップ



# 南会津町公共施設等総合管理計画

令和5年3月 改訂  
(平成29年3月策定)

南会津町

〒967-0004

福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531番地1

所管 : 総務課

電話 : 0241-62-6100 (代表)